





ため計画的かつ継続的に行う合宿その他の活動

口 國際的又は全國的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催  
一の三 優秀なスポーツの選手が受けれる職業若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動又は実際生活に必要な能力を育成するための教育

に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

一の四 國際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。

第三十二条中「センターは」の下に「第二十条第一項第一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に係る経理」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(スポーツ振興基金)

第三十五条の二 センターは、第二十条第一項第

一号の二から第一号の四までの業務及びこれらに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用

によつて得るためにスポーツ振興基金(以下「基金」という。)を設け、第四条第二項後段の規定により政府が示した金額と基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

2 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補てんの契約があるもの」と読み替えるものとする。

第五十一条第四号中「運用した」を「運用し、又は第三十五条の二第一項において運用する第三十

五条の規定に違反して基金を運用した」に改めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

#### 審査報告書

万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年十二月十八日

外務委員長 岡野 裕

参議院議長 土屋 義彦殿

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

この追加議定書は、万国郵便連合の組織及び運営について所要の変更を加えるため、万国郵便連合憲章を改正しようとするものである。我が国がこの追加議定書を締結することは、引き続き万国郵便連合加盟国として活動する上において必要であると考えられるので、妥当な措置と認める。

##### 一、費用

別に費用を要しない。

万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めるの件

万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年十一月十八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求めるの件

○下福葉耕吉君登壇、拍手

○下福葉耕吉君、ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国のスポーツの一層の振興を図るため、日本体育・学校健康センターにスポーツ振興基金を設け、競技水準の向上等のために必要な援助を行おうとするものであります。

委員会におきましては、スポーツ振興に関する基本施策の必要性、スポーツ予算の充実策、スポーツ振興基金の拡充と援助の方針、日本体育・学校健康センターの運営と組織のあり方等について承認を求めるの件

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上五件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長岡

野裕君。

なお、スポーツ科学の研究推進、女性に対する

スポーツ振興施策の拡充等六項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)



郵便為替に関する約定の締結について承認を求めるの件

郵便為替に関する約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

郵便為替に関する約定

〔本号(その二)に掲載〕

郵便小切手業務に関する約定の締結について

承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年十二月十八日

外務委員長

岡野 裕

参議院議長 土屋 義彦殿

審査報告書

一、委員会の決定の理由

この約定は、国際郵便業務における最近の事情にかんがみ、郵便小切手業務に関する事項について所要の変更を加えた上で、現行の郵便小切手業務に関する約定を更新しようとするものである。我が国が万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結に加えてこの約定を締結することは、我が国と他の締約国との間の郵便小切手業務の円滑な運営のために必要であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年十二月十八日

衆議院議長 横内 義雄

細は会議録によつて御承認願います。  
質疑を終え、採決の結果、五件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

郵便小切手業務に関する約定の締結について

承認を求めるの件

日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

郵便小切手業務に関する約定

〔本号(その二)に掲載〕

郵便小切手業務に関する約定

〔本号(その二)に掲載〕

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君 ただいま議題となりました条約五件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

これらの方約は、いざれも昨年の万国郵便連合大会議において作成されたものであります。このうち万国郵便連合憲章の第四追加議定書は、連合の運営を効率化するため、連合の基本文書である万国郵便連合憲章に連合の貨幣単位の変更等の改正を加えるものであります。

また、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約並びに小包郵便物、郵便為替及び郵便小切手に関する諸約定は、いずれも国際郵便業務における最近の事情を考慮して、連合諸機関の権限の強化、通常郵便物の基本料金のガイドライン化、小包郵便物の重量制限の緩和など、連合の運営に関する事項及び料金等の業務上の事項について所要の修正と補足を行った上で現行の諸文書を更新しようと存するものであります。

委員会におきましては、国際郵便業務におけるサービスの改善、開発途上国に対する郵便分野での技術協力等について質疑が行われましたが、詳

方公務員の給与改定に要する経費等を基準財政需要額に算入するため、普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を減額する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成二年度補正予算により交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金六千五百五十七億四千四百万円から、同特別会計借入金等利子充当分三百五十三億円及び同特別会計借入金償還金五百十九億円を控除した五千六百八十五億四千四百万円が地方交付税交付金として歳出に計上されている。

○議長(土屋義彦君) これより五件を一括して採決いたします。

五件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、五件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(土屋義彦君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長野田哲君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年十二月十八日

衆議院議長 横内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二年十二月十八日

地方行政委員長 野田 哲

第一條 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第二号中「一兆五千七百四十億三千五百万円」を「一兆五千二百一十一億三千五百万円」に改め、同項第四号中「千五十三億円」を「千四百六億円」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、地

官 報 (号 外)

平成二年十二月十八日 参議院会議録第四号(その一) 地方交付税法等の一部を改正する法律案

**別表(第十二条関係)**

別表(第十二条関係)		道府県 の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
二	一				
1 費	警察費	警察職員数	一人につき	八、二九四、〇〇〇	日
2 費	土木費	道路の面積	千平方メートルにつき	二一六、〇〇〇	
3 費	河川費	道路の延長	一キロメートルにつき	六、三八六、六〇〇	
4 費	教育費	河川の延長	一キロメートルにつき	一〇一、〇〇〇	
5 費	その他の教育費	河川の延長	一キロメートルにつき	一、四〇七、〇〇〇	
1 費	教育費	港湾費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	
2 費	投資的経費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	一一八、九〇〇	
3 費	その他の土木費	郭施設の延長	一メートルにつき	一二、九〇〇	
4 費	教育費	郭施設の延長	一メートルにつき	一四、〇〇〇	
5 費	その他の教育費	郭施設の延長	一メートルにつき	一一八、九〇〇	
1 費	教育費	人口	一人につき	八五、二	
2 費	投資的経費	人口	一人につき	一一、五五〇	
3 費	教育費	教職員数	一人につき	三、九一、〇〇〇	
4 費	教育費	教職員数	一人につき	三、九四六、〇〇〇	
5 費	その他の教育費	生徒数	一人につき	六、三九三、〇〇〇	
1 費	教育費	生徒数	一人につき	四四、三〇〇	
2 費	投資的経費	生徒数	一人につき	三七、八〇〇	
3 費	教育費	教職員数	一人につき	三、九五九、〇〇〇	
4 費	教育費	教職員数	一人につき	一七九、〇〇〇	
5 費	その他の教育費	学級数	一人につき	七八六、〇〇〇	
1 費	教育費	学級数	一人につき	九八五、〇〇〇	
2 費	投資的経費	学級数	一人につき	三、四三〇	
3 費	教育費	人口	一人につき	一	

官 報 (号 外)

市町村		十一 債償還費		十 地 域 財 政 特 例 對	
		十一 臨時財政特例			
		一 消防費	二 土木費	一 十 債 償 還 費	十 策 債 償 還 費
		1 道路橋りょう	1 経常経費	十一 臨 時 財 政 特 例	十 策 債 償 還 費
		(1) 費	(1) 費	十 策 債 償 還 費	十 策 債 償 還 費
		(2) 港湾費	(2) 投資的経費	十 策 債 償 還 費	十 策 債 償 還 費
		2 港湾費	3 都市計画費	十 策 債 償 還 費	十 策 債 償 還 費
		(1) 経常経費	(1) 公園費	十 策 債 償 還 費	十 策 債 償 還 費
		(2) 投資的経費	(2) 経常経費	十 策 債 償 還 費	十 策 債 償 還 費
4	4	1 人口	2 人口	3 人口	4 人口
(2)	(1)	人口	人口	人口	人口
公園費	経常経費	都市計画区域に おける人口	都市計画区域に おける人口	都市計画区域に おける人口	都市計画区域に おける人口
投資的経費	投資的経費	郭施設の延長	郭施設の延長	郭施設の延長	郭施設の延長
5	5	港湾（漁港を含 む）における係 留施設の延長	港湾（漁港を含 む）における係 留施設の延長	道路の面積	道路の面積
(1)	(1)	6	6	7	7
6	6	7	7	8	8
(2)	(2)	8	8	9	9
7	7	9	9	10	10
8	8	10	10	11	11
9	9	11	11	12	12
10	10	12	12	13	13
11	11	13	13	14	14
12	12	14	14	15	15
13	13	15	15	16	16
14	14	16	16	17	17
15	15	17	17	18	18
16	16	18	18	19	19
17	17	19	19	20	20
18	18	20	20	21	21
19	19	21	21	22	22
20	20	22	22	23	23
21	21	23	23	24	24
22	22	24	24	25	25
23	23	25	25	26	26
24	24	26	26	27	27
25	25	27	27	28	28
26	26	28	28	29	29
27	27	29	29	30	30
28	28	30	30	31	31
29	29	31	31	32	32
30	30	32	32	33	33
31	31	33	33	34	34
32	32	34	34	35	35
33	33	35	35	36	36
34	34	36	36	37	37
35	35	37	37	38	38
36	36	38	38	39	39
37	37	39	39	40	40
38	38	40	40	41	41
39	39	41	41	42	42
40	40	42	42	43	43
41	41	43	43	44	44
42	42	44	44	45	45
43	43	45	45	46	46
44	44	46	46	47	47
45	45	47	47	48	48
46	46	48	48	49	49
47	47	49	49	50	50
48	48	50	50	51	51
49	49	51	51	52	52
50	50	52	52	53	53
51	51	53	53	54	54
52	52	54	54	55	55
53	53	55	55	56	56
54	54	56	56	57	57
55	55	57	57	58	58
56	56	58	58	59	59
57	57	59	59	60	60
58	58	60	60	61	61
59	59	61	61	62	62
60	60	62	62	63	63
61	61	63	63	64	64
62	62	64	64	65	65
63	63	65	65	66	66
64	64	66	66	67	67
65	65	67	67	68	68
66	66	68	68	69	69
67	67	69	69	70	70
68	68	70	70	71	71
69	69	71	71	72	72
70	70	72	72	73	73
71	71	73	73	74	74
72	72	74	74	75	75
73	73	75	75	76	76
74	74	76	76	77	77
75	75	77	77	78	78
76	76	78	78	79	79
77	77	79	79	80	80
78	78	80	80	81	81
79	79	81	81	82	82
80	80	82	82	83	83
81	81	83	83	84	84
82	82	84	84	85	85
83	83	85	85	86	86
84	84	86	86	87	87
85	85	87	87	88	88
86	86	88	88	89	89
87	87	89	89	90	90
88	88	90	90	91	91
89	89	91	91	92	92
90	90	92	92	93	93
91	91	93	93	94	94
92	92	94	94	95	95
93	93	95	95	96	96
94	94	96	96	97	97
95	95	97	97	98	98
96	96	98	98	99	99
97	97	99	99	100	100
98	98	100	100	101	101
99	99	101	101	102	102
100	100	102	102	103	103
101	101	103	103	104	104
102	102	104	104	105	105
103	103	105	105	106	106
104	104	106	106	107	107
105	105	107	107	108	108
106	106	108	108	109	109
107	107	109	109	110	110
108	108	110	110	111	111
109	109	111	111	112	112
110	110	112	112	113	113
111	111	113	113	114	114
112	112	114	114	115	115
113	113	115	115	116	116
114	114	116	116	117	117
115	115	117	117	118	118
116	116	118	118	119	119
117	117	119	119	120	120
118	118	120	120	121	121
119	119	121	121	122	122
120	120	122	122	123	123
121	121	123	123	124	124
122	122	124	124	125	125
123	123	125	125	126	126
124	124	126	126	127	127
125	125	127	127	128	128
126	126	128	128	129	129
127	127	129	129	130	130
128	128	130	130	131	131
129	129	131	131	132	132
130	130	132	132	133	133
131	131	133	133	134	134
132	132	134	134	135	135
133	133	135	135	136	136
134	134	136	136	137	137
135	135	137	137	138	138
136	136	138	138	139	139
137	137	139	139	140	140
138	138	140	140	141	141
139	139	141	141	142	142
140	140	142	142	143	143
141	141	143	143	144	144
142	142	144	144	145	145
143	143	145	145	146	146
144	144	146	146	147	147
145	145	147	147	148	148
146	146	148	148	149	149
147	147	149	149	150	150
148	148	150	150	151	151
149	149	151	151	152	152
150	150	152	152	153	153
151	151	153	153	154	154
152	152	154	154	155	155
153	153	155	155	156	156
154	154	156	156	157	157
155	155	157	157	158	158
156	156	158	158	159	159
157	157	159	159	160	160
158	158	160	160	161	161
159	159	161	161	162	162
160	160	162	162	163	163
161	161	163	163	164	164
162	162	164	164	165	165
163	163	165	165	166	166
164	164	166	166	167	167
165	165	167	167	168	168
166	166	168	168	169	169
167	167	169	169	170	170
168	168	170	170	171	171
169	169	171	171	172	172
170	170	172	172	173	173
171	171	173	173	174	174
172	172	174	174	175	175
173	173	175	175	176	176
174	174	176	176	177	177
175	175	177	177	178	178
176	176	178	178	179	179
177	177	179	179	180	180
178	178	180	180	181	181
179	179	181	181	182	182
180	180	182	182	183	183
181	181	183	183	184	184
182	182	184	184	185	185
183	183	185	185	186	186
184	184	186	186	187	187
185	185	187	187	188	188
186	186	188	188	189	189
187	187	189	189	190	190
188	188	190	190	191	191
189	189	191	191	192	192
190	190	192	192	193	193
191	191	193	193	194	194
192	192	194	194	195	195
193	193	195	195	196	196
194	194	196	196	197	197
195	195	197	197	198	198
196	196	198	198	199	199
197	197	199	199	200	200
198	198	200	200	201	201
199	199	201	201	202	202
200	200	202	202	203	203
201	201	203	203	204	204
202	202	204	204	205	205
203	203	205	205	206	206
204	204	206	206	207	207
205	205	207	207	208	208
206	206	208	208	209	209
207	207	209	209	210	210
208	208	210	210	211	211
209	209	211	211	212	212
210	210	212	212	213	213
211	211	213	213	214	214
212	212	214	214	215	215
213	213	215	215	216	216
214	214	216	216	217	217
215	215	217	217	218	218
216	216	218	218	219	219
217	217	219	219	220	220
218	218	220	220	221	221
219	219	221	221	222	222
220	220	222	222	223	223
221	221	223	223	224	224
222	222	224	224	225	225
223	223	225	225	226	226
224	224	226	226	227	227
225	225	227	227	228	228
226	226	228	228	229	229
22					

五 農業行政費		六 その他の土木 費		七 下水道費	
一 産業経済費		二 投資的経費		三 経常経費	
二 労働費		一 教育費		一 教育費	
1 農業行政費	2 労働費	3 投資的経費	4 経常経費	5 教育費	6 下水道費
人口	人口	人口	人口	人口	人口
失業者数	人口	人口	市部人口	生徒数	児童数
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一、一〇五、〇〇〇	五、一九〇	五、五八二	六、二七〇	五、八六〇	三五、五〇〇
五九六	五九八	五九八	四、五八二	四、二二〇	六三一、〇〇〇
一、一〇五、〇〇〇	五、一九〇	四、二二〇	四、二二〇	四三一、一〇〇	六、一七四、〇〇〇
一、一〇五、〇〇〇	五、一九〇	四、二二〇	四、二二〇	四四〇、〇〇〇	四四〇、〇〇〇
一、一〇五、〇〇〇	五、一九〇	四、二二〇	四、二二〇	六、四三〇、〇〇〇	八一、〇〇〇
一、一〇五、〇〇〇	五、一九〇	四、二二〇	四、二二〇	六、六〇六、〇〇〇	六、六〇六、〇〇〇
一、一〇五、〇〇〇	五、一九〇	四、二二〇	四、二二〇	四四〇、〇〇〇	四四〇、〇〇〇
一、一〇五、〇〇〇	五、一九〇	四、二二〇	四、二二〇	三〇、八〇〇	三〇、八〇〇
一、一〇五、〇〇〇	五、一九〇	四、二二〇	四、二二〇	一、一〇五、〇〇〇	一、一〇五、〇〇〇
一、一〇五、〇〇〇	五、一九〇	四、二二〇	四、二二〇	一、一〇五、〇〇〇	一、一〇五、〇〇〇

		十二 地域財政特例 対策債償還費	
年	度	控	除
平成三年度		八百二十二億円	千円につき
平成四年度		一千二百二十七億円	額さされに度たる元年年度に度たる各地方をいたる地行おいての債許の可特例の額
平成五年度		一千二百八十九億円	策のため昭和十五年から平成十一年度に度たる年間度に度たる各地方をいたる地行おいての債許の可特例の額
平成六年度		一千三百六十億円	策のため昭和十六年から平成十二年までに度たる各地方をいたる地行おいての債許の可特例の額
平成八年度		一千四百三十九億円	策のため昭和十七年から平成五年度に度たる各地方をいたる地行おいての債許の可特例の額
平成九年度		一千五百十七億円	策のため昭和十八年から平成四年度に度たる各地方をいたる地行おいての債許の可特例の額
平成十年度		一千六百九十七億円	策のため昭和十九年から平成三年度に度たる各地方をいたる地行おいての債許の可特例の額
平成十一年度		一千八百九十九億九千五百万円	策のため昭和二十年から平成二年までに度たる各地方をいたる地行おいての債許の可特例の額
平成十二年度		一千七百九十八億円	策のため昭和二十一年から平成一年度に度たる各地方をいたる地行おいての債許の可特例の額

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後的地方交付税法の規定は、平成二年  
度分の地方交付税から適用する。

として地方公共団体に交付するとともに、三百五十三億円を同特別会計における借入金等の利子の支払いに充て、五百十九億円を同特別会計における借入金の減額に充てることとし、このため平成二年度分の地方交付税の総額について特例を設けるほか、給与改定、地方債の縮減等に伴い必要となる財源を措置するため、単位費用の一部を改定すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聽取した後、地方財政の現況、公共投資、福祉対策など地方財政需要に対する財源確保、高齢化社会に対する対応等の諸問題について質疑が行われました。

○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長  
上孝君。

審查報告書

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。  
平成二年十二月十八日

參議院議長　土屋 義彦殿　内閣委員長　井上 孝

要項書

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律  
もつて原案どおり可決すべきものと決  
した。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（土屋義彦君） これより採決をいたします。

○議長（土屋義彦君） 本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

卷之三

卷之三

○議長(土屋義彦)　この際、日程に追加して、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改

## 正する法律案

### 一部を改正する法律案

## 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)  
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

平成二年八月七日付けの給与改定に関する勧告書にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を初任給調整手当、住居手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎額について官職の職制上の段階、職務の級等を考慮した加算措置等を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

本法施行に要する経費は、立成五年度概算にて、約二千百十億円である。

## 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を 改正する法律

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。  
た。  
平成二年十一月十八日

衆議院議長 櫻内 義雄

### 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「二十五万五千円」を「二十六万五千円」に改め、同項第一号中「四万五千五百円」を「四万七千円」に改める。

第十二条の七第一項第一号中「二万五百円」を「二万千円」に、「一万千五百円」を「一万三千円」に、「九千五百円」を「一万円」に改める。

第十三条の四第六項中「第十九条の三第二項」を「第十九条の三第三項」に、「第十九条の四第二項」を「同条第四項並びに第十九条の四第一項及び第三項」に改め、「これらに対する調整手当」とあるのは「これらに対する調整手当及び筑波研究学園都市移転手当」と削る。

第十九条の三第二項の表以外の部分を次のように改める。

期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十五、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

第十九条の三第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない

い範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。第十九条の四第二項を次のように改める。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第十九条の四に次の二項を加える。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額とする。

4 前条第四項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「次条第三項」と読み替えるものとする。

第二十二条第一項中「二万九千六百円」を「三万一千円」に改める。

第二十三条第一項中「又は疾病にかかり」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷を除く。若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病）に改める。

附則第十一項中「負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病）を「負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病）に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

## 外号報恤

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

## 4 行政職俸給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号俸	俸給月額										
1	—	—	157,300	185,100	201,500	220,300	238,400	256,200	289,600	325,500	371,000
2	113,600	142,100	168,400	198,200	210,200	228,300	247,600	267,900	301,400	338,200	386,500
3	117,300	146,800	169,800	201,400	219,100	238,300	256,900	277,700	313,200	350,900	402,000
4	121,200	157,200	176,400	210,000	227,700	247,400	266,300	287,600	325,000	363,700	417,400
5	125,600	162,900	183,200	218,300	236,300	255,500	275,800	297,700	337,000	376,600	432,800
6	130,800	167,700	190,700	227,300	244,800	265,600	285,300	307,800	349,000	389,500	448,200
7	136,100	172,500	188,100	215,600	238,300	274,800	294,900	317,900	361,200	402,500	463,600
8	141,200	177,300	205,400	242,800	261,600	284,100	304,600	327,900	373,400	415,300	479,000
9	145,300	181,500	211,800	251,700	270,000	293,400	314,300	337,900	385,400	428,000	493,900
10	148,600	185,800	217,900	259,500	278,200	302,900	323,900	347,900	397,100	440,200	508,800
11	151,400	190,000	223,700	267,400	286,300	312,500	333,300	357,900	408,200	450,700	520,200
12	154,200	194,300	229,400	275,300	294,100	321,900	342,600	367,800	419,300	460,600	527,700
13	156,700	198,500	235,000	282,600	301,700	331,100	351,500	377,300	428,800	468,900	534,800
14	158,900	201,800	240,200	289,900	308,100	340,000	369,400	396,600	436,300	476,300	541,200
15	161,000	204,900	245,200	296,800	315,200	348,200	366,400	394,200	433,600	480,800	546,000
16	162,600	208,000	250,100	302,600	320,800	354,800	372,700	401,800	448,700	495,500	553,500
17	211,000	254,800	307,100	325,900	361,000	378,200	406,000	410,400	457,800	497,800	553,500
18	213,900	258,400	311,100	330,100	365,500	388,000	410,400	414,800	452,700	492,700	553,500
19	282,000	315,000	334,100	369,800	387,400	414,800	431,700	451,900	489,900	527,700	584,800
20	264,300	317,900	337,600	374,000	391,700	418,900	432,700	452,700	489,900	527,700	584,800
21	267,600	320,700	340,800	378,200	385,800	409,500	427,800	446,700	484,200	527,700	584,800
22	270,800	323,500	344,100	382,300	398,200	420,800	437,400	454,800	492,700	531,200	584,800
23	273,000	326,300	347,400	386,200	404,000	427,800	444,700	462,700	501,200	531,200	584,800
24	275,400	329,200	350,600	389,800	408,000	430,800	447,700	465,700	511,200	531,200	584,800
25	277,900	332,000	353,500	395,300	415,200	438,800	455,700	472,700	518,700	531,200	584,800
26	280,300	334,800	356,300	398,200	417,800	440,800	457,700	474,700	525,200	531,200	584,800
27	282,600	337,300	360,000	400,800	420,800	442,800	459,700	476,700	531,200	531,200	584,800
28	284,900	339,700	363,500	403,800	423,800	445,800	462,700	479,700	538,700	531,200	584,800
29	287,200	342,400	366,300	406,800	426,800	448,800	469,700	486,700	545,200	531,200	584,800
30	289,400	345,600	369,300	409,800	429,800	451,800	470,700	487,700	551,200	531,200	584,800
31	291,600	348,800	372,300	412,800	432,800	454,800	473,700	490,700	558,700	531,200	584,800

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

□ 行政職俸給表(二)

(外) 報

職級の段	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	—	189,200	156,000	172,200	195,900	222,600	289,600
2	101,800	145,200	161,400	177,700	202,400	229,400	325,500
3	105,000	150,500	166,800	188,400	208,900	286,300	371,000
4	108,100	156,000	172,200	189,600	215,500	248,900	386,500
5	111,000	160,800	177,600	195,900	222,000	251,600	402,000
6	114,400	165,600	183,300	202,200	228,500	259,600	383,700
7	118,300	170,300	189,200	208,000	234,700	267,600	417,400
8	122,400	175,000	195,100	213,600	240,500	275,600	448,200
9	127,300	178,700	201,000	219,200	246,100	288,700	482,800
10	132,900	184,500	206,800	224,700	251,700	291,600	520,200
11	139,200	188,400	212,000	229,700	257,300	299,400	558,800
12	145,200	194,200	217,100	234,800	262,900	307,000	608,800
13	150,400	199,000	222,200	239,900	268,600	314,700	654,800
14	155,500	203,500	227,000	245,000	274,100	321,400	700,700
15	159,900	208,000	231,800	250,000	279,400	328,000	747,400
16	164,100	212,100	238,600	265,100	284,600	334,500	794,100
17	168,000	216,000	241,500	259,600	289,600	341,000	842,100
18	171,900	219,700	246,500	263,800	294,300	346,800	890,700
19	175,100	223,500	251,000	267,500	298,700	352,300	937,400
20	177,800	226,100	255,200	271,100	302,900	357,100	984,100
21	180,500	228,400	258,600	274,400	306,800	361,900	1,031,800
22	183,200	230,700	261,500	277,600	310,600	366,400	1,079,500
23	186,000	233,000	264,100	280,600	313,400	369,800	1,127,200
24	188,600	235,100	266,700	283,600	316,100	373,500	1,174,900
25	191,000	237,200	269,100	286,300	318,600	379,400	1,222,600
26	193,200	239,300	271,500	288,900	321,000	382,500	1,270,300
27	195,400	241,500	273,800	291,400	323,700	386,200	1,318,000
28	197,500	243,700	276,100	293,600	326,400	390,900	1,365,700
29	199,600	245,900	278,300	295,800	329,100	394,600	1,413,400
30	201,600	247,800	280,500	298,500	331,700	398,100	1,461,100
31	203,400	249,700	282,500	300,200	334,600	401,700	1,508,800
32	205,200	251,600			337,400	405,400	1,556,500

備考 この表は、機器の運転操作、斤舎の監視その他の応募及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許官の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職級の段	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	—	186,200	221,300	253,800	289,600	325,500	371,000
2	131,600	184,200	230,300	263,500	301,400	338,200	386,500
3	138,800	202,400	239,300	276,200	313,200	350,900	402,000
4	143,700	211,200	248,500	288,200	325,000	363,700	417,400
5	150,500	220,000	257,800	295,200	337,000	376,600	432,800
6	157,700	228,500	267,100	308,200	349,000	389,500	448,200
7	164,200	236,900	276,500	318,100	361,200	402,500	463,600
8	170,700	245,400	285,900	323,000	373,400	415,300	479,000
9	177,400	253,700	295,400	337,900	385,400	428,000	493,900
10	184,100	262,000	305,000	347,900	397,100	440,200	508,800
11	191,500	270,300	314,600	357,900	408,200	450,700	520,200
12	198,800	278,400	324,100	367,800	419,300	460,600	527,700
13	206,100	286,400	333,400	377,300	428,800	468,900	534,800
14	212,300	294,100	342,700	388,600	436,300	476,300	541,200
15	218,300	301,700	351,600	394,200	443,600	480,900	546,000
16	224,100	308,700	359,400	401,300	448,700		
17	229,600	314,000	366,400	406,000	453,500		
18	235,100	318,100	370,900	410,400	457,800		
19	240,200	322,000	375,200	414,800			
20	245,200	325,400	379,500	418,900			
21	250,100	328,300	382,700	420,300			
22	255,200	331,400	386,400	423,700			
23	259,300	334,600	390,100	427,400			
24	263,400	337,400	393,900	431,100			
25	267,500	340,700	397,600	434,800			
26	271,600	344,000	401,300	437,500			
27	275,700	347,300	405,000	441,200			
28	279,800	350,600	408,700	444,900			
29	283,900	353,900	412,400	448,600			
30	288,000	357,200	416,100	452,300			
31	291,600	360,500	419,800	456,000			
32	295,200	363,800	423,500	462,700			

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

号 俸 給 月 額 円	1 級 俸 給 月 額 円	2 級 俸 給 月 額 円	3 級 俸 給 月 額 円	4 級 俸 給 月 額 円	5 級 俸 給 月 額 円	6 級 俸 給 月 額 円	7 級 俸 給 月 額 円	8 級 俸 給 月 額 円	9 級 俸 給 月 額 円	10 級 俸 給 月 額 円	11 級 俸 給 月 額 円
1	—	180,900	210,800	228,700	247,600	266,100	285,800	305,600	349,300	389,600	429,900
2	126,600	162,500	187,500	213,700	235,600	256,800	275,700	295,600	321,600	358,900	395,900
3	132,300	168,700	194,100	223,600	246,600	266,000	285,800	305,700	335,900	373,900	411,200
4	138,300	176,900	200,600	237,400	255,700	275,800	295,700	315,600	346,100	385,600	423,500
5	144,600	182,600	206,900	246,300	264,600	285,700	305,600	325,600	364,500	397,200	435,800
6	150,700	187,100	214,100	255,300	273,500	295,500	315,300	335,500	366,900	407,600	448,200
7	156,700	191,000	221,200	263,800	282,400	305,300	325,200	345,600	377,200	417,800	453,600
8	162,600	194,200	227,000	272,200	291,100	315,100	335,000	355,900	387,500	427,800	479,000
9	165,300	197,400	232,600	280,400	299,700	324,900	344,900	366,200	397,700	437,800	483,900
10	167,800	200,500	238,200	288,500	308,000	334,600	354,800	376,500	407,700	447,800	508,800
11	170,000	203,600	243,500	296,600	315,200	344,400	364,800	386,800	417,500	457,800	520,200
12	172,000	206,600	248,800	304,300	321,600	354,200	374,800	397,000	427,200	467,700	527,700
13	173,900	209,800	253,400	310,100	327,800	364,000	384,700	406,800	438,900	477,400	534,800
14	175,500	212,900	257,600	314,900	334,000	373,800	392,500	416,500	446,900	485,400	541,200
15	215,000	261,400	319,400	339,600	383,300	400,100	425,300	455,400	489,800	546,000	
16	265,000	323,800	345,100	390,100	407,000	433,100	460,200				
17	267,200	327,300	350,100	396,600	412,700	437,800	464,700				
18		330,600	354,200	402,100	418,200	442,300	468,800				
19		333,600	358,200	406,500	422,600	446,800					
20		336,500	361,900	410,900	428,800	451,000					
21		339,100	364,700	415,100	430,800	454,800					
22		341,700	419,200	434,500							
23		344,100	423,000	428,600							
24											

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徵収に関する事務等に従事する職員で、事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

1 公安職俸給表(一)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円	俸給月額	円
1	1	—	—	196,600	229,200	247,600	266,100	285,800	315,600	349,300	386,600
2	2	132,400	144,500	166,800	203,700	228,100	256,800	275,900	305,700	325,600	361,600
3	3	138,200	150,600	174,700	211,300	247,200	266,000	285,800	305,700	325,600	373,900
4	4	144,200	158,400	182,500	220,100	256,200	275,800	295,700	315,600	346,100	385,600
5	5	150,200	166,300	189,500	229,100	265,100	285,700	305,500	325,600	356,500	387,200
6	6	157,500	174,000	196,100	238,000	273,900	295,500	315,300	335,500	366,900	407,600
7	7	165,300	181,300	202,600	247,000	282,800	305,300	325,200	345,600	377,200	417,800
8	8	172,800	188,100	208,100	265,900	291,500	315,100	335,000	365,900	387,500	427,800
9	9	180,000	194,300	216,800	264,600	301,100	324,900	344,900	366,200	397,700	437,800
10	10	186,800	200,400	224,700	273,100	308,600	334,600	354,800	376,500	407,700	447,800
11	11	192,800	206,600	232,400	281,400	317,000	344,400	364,800	386,800	417,500	457,800
12	12	198,900	213,300	240,200	288,400	325,200	354,200	374,800	397,000	427,200	467,700
13	13	205,100	220,900	248,100	297,400	333,300	364,000	384,700	406,900	436,900	477,400
14	14	211,500	228,500	255,500	305,400	341,500	373,800	392,500	416,500	446,300	485,400
15	15	218,800	238,100	263,100	312,900	349,800	383,300	400,100	425,300	455,400	498,800
16	16	226,100	243,700	270,800	320,500	357,600	386,100	407,000	433,100	460,200	527,700
17	17	233,100	250,500	278,700	327,900	365,200	396,800	412,700	437,800	464,700	541,200
18	18	239,600	257,400	286,700	335,400	372,000	402,100	418,200	442,300	468,800	546,000
19	19	245,800	264,400	294,600	342,900	378,100	406,500	422,600	446,800	471,000	511,200
20	20	252,200	271,100	302,200	349,800	382,600	410,900	426,800	451,000	479,200	546,000
21	21	258,600	277,900	309,800	356,700	386,400	415,100	430,800	454,800	484,700	546,000
22	22	264,900	284,800	317,200	363,500	390,200	419,200	434,500	460,000	490,800	546,000
23	23	271,400	291,400	324,700	389,500	393,900	423,000	428,000	452,600	482,600	546,000
24	24	277,700	288,100	322,200	378,500	397,500	409,000	424,100	444,100	474,100	546,000
25	25	283,800	304,600	339,100	404,100	404,100	430,800	454,800	484,700	511,200	546,000
26	26	289,900	311,100	346,000	386,600	386,600	415,100	430,800	454,800	484,700	546,000
27	27	295,600	317,300	352,800	384,000	390,200	419,200	434,500	460,000	490,800	546,000
28	28	301,200	323,500	358,800	387,400	393,900	423,000	428,000	452,600	482,600	546,000
29	29	305,600	328,100	362,800	380,600	397,500	409,000	424,100	444,100	474,100	546,000
30	30	309,900	334,000	366,400	398,900	398,900	424,100	444,100	474,100	504,100	546,000
31	31	314,300	338,900	369,900	384,000	390,200	419,200	434,500	460,000	490,800	546,000
32	32	318,600	342,200	373,300	387,400	393,900	423,000	428,000	452,600	482,600	546,000
33	33	321,200	345,400	376,700	390,900	397,500	409,000	424,100	444,100	474,100	546,000
34	34	326,600	351,800	382,800	386,600	398,900	424,100	444,100	474,100	504,100	546,000
35	35	334,500	354,500	382,800	386,600	398,900	424,100	444,100	474,100	504,100	546,000
36	36	341,800	364,500	382,800	386,600	398,900	424,100	444,100	474,100	504,100	546,000

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## (外) 報 告

□ 公安警察給表(二)

階級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号俸	俸給月額 円										
1	—	—	180,900	210,800	228,700	247,600	266,100	285,800	315,600	349,300	386,600
2	126,900	162,500	187,500	219,700	237,600	256,800	275,900	295,700	325,600	361,600	398,900
3	132,500	168,700	194,100	228,600	246,600	266,000	285,800	305,700	335,800	373,900	411,200
4	139,000	176,900	200,600	237,400	255,700	275,800	295,700	315,600	346,100	385,600	423,500
5	145,700	182,600	208,800	246,300	264,600	285,700	305,500	325,600	356,500	397,200	435,800
6	152,400	187,900	214,100	255,300	273,500	295,500	315,300	335,500	366,800	407,600	448,200
7	158,300	192,600	221,200	268,800	282,400	305,300	325,200	345,600	377,200	417,800	453,600
8	163,600	197,200	227,800	272,200	291,100	315,100	335,000	355,900	387,500	427,800	470,000
9	167,900	201,500	233,800	280,400	299,700	324,900	344,800	366,200	397,700	437,800	483,900
10	172,000	205,800	240,000	288,500	308,000	334,600	354,800	376,500	407,700	447,800	508,800
11	176,100	210,400	246,100	296,600	315,800	344,400	364,800	386,800	417,500	457,800	520,200
12	180,200	215,300	251,800	304,300	322,900	354,200	374,800	397,000	427,200	467,700	527,700
13	183,900	220,400	257,500	311,100	329,900	364,000	384,700	406,800	436,900	477,400	534,800
14	187,200	225,200	263,200	316,800	336,900	373,800	392,500	416,500	446,300	485,400	541,200
15	190,500	229,700	268,800	322,200	342,800	383,200	400,100	425,300	455,400	495,800	544,000
16	193,700	233,900	273,800	327,300	348,700	390,100	407,000	433,100	460,200	497,700	554,000
17	196,700	237,700	278,400	381,100	354,200	396,600	412,700	437,800	464,700	497,700	554,000
18	199,300	241,400	282,800	384,600	358,500	402,100	418,200	442,300	468,800	497,700	554,000
19	201,800	243,500	286,400	387,600	362,700	406,500	422,600	446,800	471,000	497,700	554,000
20	204,000	289,000	340,500	366,600	410,900	426,800	451,000	481,000	511,200	541,200	591,000
21	206,000	291,600	343,800	370,000	415,100	430,800	454,800	484,800	514,700	541,200	591,000
22		294,200	346,100	372,800	419,200	446,800	474,500	504,800	534,700	561,200	611,000
23		296,800	348,800	423,000	428,600	454,800	484,800	514,700	544,700	571,200	621,000
24		299,400	351,200								
25		301,900									
26		304,100									

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職名の順	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額 円						
1	—	—	213,400	252,500	285,200	319,800	359,000
2	136,400	179,600	221,800	263,400	296,200	332,800	412,300
3	144,300	188,100	230,300	274,300	307,300	345,700	425,500
4	152,300	196,500	240,200	285,100	318,100	358,600	438,600
5	160,700	208,700	250,000	285,700	328,900	371,200	451,400
6	169,300	210,500	259,600	306,200	339,500	383,600	464,000
7	177,400	216,900	269,000	316,500	349,600	395,800	476,600
8	183,900	223,100	277,900	326,200	359,700	407,900	487,900
9	190,200	230,400	286,200	335,600	369,500	419,800	488,400
10	194,900	237,400	294,300	344,400	379,100	430,900	507,200
11	198,400	244,100	302,300	353,000	388,700	441,800	515,700
12	201,700	250,100	309,900	361,800	397,900	452,400	523,800
13	205,000	255,900	317,500	370,600	406,600	462,000	530,900
14	208,200	261,600	325,000	378,200	415,200	470,500	538,900
15	211,300	268,700	332,400	386,800	422,500	478,300	541,500
16	214,400	271,500	339,700	394,400	428,700	485,400	549,500
17	217,700	276,300	346,600	401,800	434,600	492,100	552,100
18	221,100	279,600	353,100	407,400	440,000	497,000	557,700
19	223,200		356,900	411,900	445,300	501,800	562,600
20			360,700	416,400	450,400	506,200	570,100
21			364,500	420,900	454,900	510,300	580,600
22			368,300	425,100	458,800	462,700	584,500
23			371,900	429,300			588,400
24			375,400	433,400			592,300
25			378,800	437,100			596,200
26			382,200	440,800			600,100

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職名の順	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	—	171,900	196,300	225,200	255,800
2	115,600	144,800	178,100	202,800	222,900	263,500
3	118,800	151,700	189,800	209,700	240,700	270,500
4	122,800	159,100	189,800	217,300	248,000	278,500
5	127,500	165,500	198,200	225,000	254,800	284,400
6	132,500	171,400	202,700	232,500	261,200	294,600
7	138,200	177,400	208,600	239,800	267,400	302,800
8	144,500	182,400	217,100	246,100	273,400	311,100
9	150,900	187,900	224,700	252,300	279,400	319,100
10	158,100	183,400	232,100	258,400	281,300	335,200
11	164,500	199,000	239,100	264,200	287,400	343,400
12	170,200	204,700	245,200	269,700	297,400	351,500
13	176,100	210,200	251,200	275,000	303,400	385,100
14	181,000	215,900	257,100	280,100	309,200	359,100
15	185,700	221,600	282,500	285,000	314,900	386,000
16	190,400	227,200	287,800	299,300	320,200	372,900
17	194,900	232,600	272,500	294,100	325,100	379,300
18	198,100	237,700	277,300	298,200	328,600	385,400
19	203,700	242,800	281,900	302,200	333,000	391,400
20	207,700	247,300	285,900	305,700	338,400	398,800
21	210,500	251,100	280,400	309,100	339,700	401,900
22	213,300	254,400	292,500	312,200	343,000	406,600
23	215,300	257,400	295,600	315,000	346,300	410,800
24	260,100	288,300	317,600	349,600	384,800	441,400
25	262,600	300,900	320,300	352,600	386,600	444,400
26	265,000	303,300	322,800	355,400	388,300	447,100
27	267,500	305,900	325,300	358,100	391,800	450,400
28	269,400	308,300	327,800	360,800	394,500	453,100
29	310,700	312,900				
30						

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く)で人事院規則で定めるものに適用する。

イ 教育職俸給表(一)

職務の種	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 標	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	212,900	244,100	312,500
2	136,100	170,200	221,300	254,600	322,800
3	142,700	178,700	229,900	265,300	335,600
4	150,700	187,200	238,700	276,100	347,300
5	159,000	195,800	248,200	287,000	359,000
6	165,600	204,300	257,900	298,000	371,100
7	172,500	212,800	267,900	309,000	383,200
8	178,600	221,200	277,900	319,900	395,200
9	187,500	229,700	287,800	330,700	407,100
10	195,900	238,500	297,600	341,200	419,000
11	202,500	247,300	307,100	351,200	430,900
12	210,500	256,100	316,400	360,500	442,800
13	218,200	264,700	325,600	369,600	454,700
14	225,600	272,400	334,700	378,600	466,700
15	232,300	279,900	343,800	387,300	478,700
16	239,000	286,800	352,500	395,800	490,400
17	245,300	293,300	360,400	404,100	500,800
18	251,500	299,800	369,300	412,400	511,100
19	257,700	306,300	377,500	420,400	521,200
20	263,600	312,600	385,700	427,800	530,700
21	269,500	318,800	393,500	435,000	539,400
22	275,100	325,000	401,300	442,200	546,000
23	280,300	330,900	408,200	448,600	551,300
24	285,500	336,800	414,700	455,000	556,100
25	289,700	342,600	419,300	460,700	562,100
26	295,300	347,600	423,000	464,700	568,500
27	297,600	351,600	428,700	468,500	572,300
28	301,300	355,100	430,400	472,000	576,800
29	304,000	358,600	433,600	475,400	581,300
30	306,700	362,100	436,800	479,400	585,800
31	309,400	365,600	438,700	482,000	589,400
32	312,100	369,000	440,100	485,600	593,900
33	314,600	372,300	442,600	488,900	598,500
34	317,100	375,400	445,300	492,400	604,100
35	319,600	378,400	448,700	495,700	609,700
36	322,000	381,400	452,000	499,700	614,300

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する者、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の種	1 級	2 級	3 級	4 級
号 標	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	287,400	361,100
2	124,400	160,400	277,100	371,300
3	129,900	167,300	286,600	381,400
4	135,600	174,100	296,200	391,600
5	142,100	181,000	305,700	401,800
6	149,600	188,000	315,200	412,000
7	157,400	195,000	324,700	422,200
8	163,800	202,100	334,100	432,200
9	170,300	209,700	343,800	442,200
10	177,100	217,700	353,500	452,300
11	183,600	225,900	363,100	462,100
12	190,100	235,000	372,800	471,300
13	196,900	244,400	382,000	479,400
14	204,200	253,700	391,300	487,300
15	211,400	263,100	400,400	491,900
16	218,900	272,300	409,400	492,100
17	226,000	281,500	418,300	500,800
18	233,300	290,800	427,300	509,900
19	240,400	299,900	436,200	518,200
20	248,500	309,000	444,300	526,500
21	253,200	318,000	452,100	535,100
22	259,200	327,000	459,700	543,800
23	266,200	335,900	466,800	552,300
24	271,100	344,900	471,000	560,400
25	276,900	353,400	479,700	568,500
26	282,600	361,300	487,300	576,800
27	288,100	369,200	495,700	585,100
28	293,300	377,200	503,800	593,400
29	298,500	385,000	511,900	601,700
30	302,300	391,900	519,700	610,400
31	305,900	398,500	526,300	618,200
32	309,500	404,100	533,800	625,600
33	312,300	410,600	541,300	632,900
34	315,400	418,600	549,700	641,200
35	317,800	421,600	557,300	649,600
36	320,300	429,200	564,800	657,900
37	322,800	436,300	572,700	666,200
38	325,300	443,800	580,300	674,500
39	327,500	451,400	587,900	682,800
40	329,700	459,000	595,500	691,100

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する者、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 外(号)報官

八 教育職俸給表(三)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	229,000	357,100
2	124,400	136,800	288,500	365,800
3	129,900	144,100	248,100	375,400
4	135,600	151,800	257,700	384,800
5	142,100	160,400	267,400	393,400
6	149,600	167,300	277,100	402,500
7	157,400	174,100	286,600	411,500
8	163,800	181,000	296,200	420,200
9	170,200	188,000	305,700	428,100
10	176,900	195,000	315,100	436,000
11	183,000	202,100	324,400	443,800
12	189,200	208,700	332,900	450,400
13	195,500	217,700	341,400	456,400
14	202,200	225,900	350,000	463,800
15	208,600	235,000	358,500	465,900
16	215,000	244,400	366,300	471,000
17	221,400	253,700	375,000	476,200
18	227,500	263,100	383,300	481,500
19	233,400	272,300	391,600	486,700
20	239,100	281,500	399,700	494,200
21	244,500	290,800	407,300	501,300
22	249,700	298,800	414,000	508,600
23	254,600	308,800	420,800	515,800
24	269,200	317,700	426,500	523,100
25	263,100	325,900	429,300	529,300
26	266,800	333,800	433,500	535,500
27	270,100	341,600	438,300	540,800
28	273,000	349,200	442,800	545,800
29	275,600	356,400	449,500	552,500
30	278,100	363,300	456,800	559,800
31	280,400	369,900	463,500	566,200
32	282,800	376,300	469,800	572,500
33	382,200	382,200	476,200	578,500
34	388,100	393,200	482,500	584,800
35	393,200	397,600	488,600	591,300
36	397,600	405,800	495,000	598,200
37	401,800	405,800	501,400	605,500
38	405,800	408,400	507,000	612,200

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、助教諭、准護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	171,300	212,900	265,800	407,000
2	143,500	178,300	221,300	276,100	418,900
3	152,400	187,500	229,900	287,000	430,800
4	161,400	198,000	238,700	298,000	442,700
5	170,200	204,400	248,200	303,000	454,600
6	177,200	212,800	257,900	319,800	468,600
7	184,200	221,200	268,200	330,700	486,600
8	191,500	228,700	278,500	341,200	504,400
9	198,800	238,500	289,200	351,200	520,800
10	206,200	247,400	298,900	361,200	531,100
11	213,200	256,300	310,500	371,100	551,200
12	221,100	265,700	321,000	383,200	563,700
13	227,800	275,300	331,300	395,200	573,400
14	235,900	284,900	341,300	407,100	584,100
15	242,100	294,200	351,300	419,000	595,400
16	250,000	303,600	360,800	430,900	606,200
17	256,700	312,500	370,000	442,800	622,500
18	263,200	320,900	379,100	454,700	637,700
19	269,500	329,100	387,800	466,700	651,200
20	275,400	337,400	396,200	477,100	664,200
21	280,800	345,700	404,100	484,200	677,500
22	286,400	354,000	412,000	491,000	691,200
23	291,800	362,300	419,100	497,600	707,700
24	296,800	370,300	426,200	504,200	724,200
25	301,400	378,100	433,000	510,000	739,500
26	307,600	400,200	448,600	522,500	755,200
27	312,500	407,000	456,000	532,200	771,200
28	318,900	413,000	463,000	541,500	787,500
29	325,100	421,700	471,700	551,200	803,200
30	332,100	429,700	480,200	561,200	818,500
31	339,100	438,700	488,600	571,500	834,200
32	346,100	446,400	496,600	581,200	849,500
33	353,100	454,100	504,200	591,200	864,200
34	360,100	461,700	511,700	601,200	879,500
35	367,100	469,300	519,000	611,200	894,200

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
1	—	218,600	258,000	298,700	円
2	118,700	151,700	228,400	268,200	311,500
3	117,400	160,600	238,100	278,500	323,400
4	121,600	169,100	248,000	288,700	335,600
5	126,500	177,600	257,900	298,900	347,900
6	132,600	186,200	265,000	306,100	361,100
7	139,000	194,000	273,000	318,900	374,400
8	145,500	201,800	287,300	328,700	387,800
9	152,100	209,600	297,600	338,200	401,100
10	158,800	217,400	307,100	347,500	414,400
11	165,700	224,900	315,700	356,800	427,500
12	172,700	232,200	324,100	366,100	440,600
13	179,600	239,400	332,100	375,300	453,500
14	186,600	246,600	339,200	384,300	466,400
15	194,100	254,200	346,000	393,300	479,200
16	201,900	261,800	352,300	402,300	491,800
17	209,300	268,800	359,300	411,200	504,400
18	216,600	275,800	365,700	420,100	515,200
19	222,700	282,600	372,100	428,800	525,200
20	228,500	289,400	378,000	436,300	530,300
21	234,200	296,200	385,600	443,600	536,200
22	239,900	302,900	388,900	448,900	541,300
23	245,400	309,500	393,800	453,800	546,000
24	250,900	314,800	398,100	458,100	551,300
25	255,900	319,900	402,200	462,200	556,000
26	260,000	323,800	405,900	468,400	561,100
27	264,000	327,600	408,400	472,800	565,600
28	267,100	331,300	411,100	476,100	571,900
29	270,200	335,000	414,600	479,600	572,900
30	273,100	338,600	418,000	483,900	577,800
31	275,800	341,800	421,400	487,100	582,500
32	278,300	—	—	—	586,800

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)  
イ 医療職俸給表(一)

号俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額
1	—	254,500	290,900	376,800
2	200,800	266,500	303,200	389,100
3	210,200	278,700	315,500	401,300
4	220,700	290,900	327,700	413,300
5	231,800	303,100	339,800	425,200
6	242,800	315,200	352,000	436,300
7	254,500	327,300	364,400	448,300
8	266,300	339,300	376,800	459,500
9	277,900	351,300	389,000	470,600
10	289,100	363,300	401,100	481,500
11	298,800	373,800	412,900	492,400
12	307,300	383,700	424,100	503,300
13	316,700	393,500	435,200	514,200
14	325,500	403,000	446,100	525,100
15	334,300	412,300	456,900	534,800
16	343,100	421,600	467,300	543,800
17	351,900	430,900	477,500	552,100
18	359,600	440,100	487,600	558,800
19	364,800	447,400	497,600	564,200
20	370,000	454,300	505,200	569,000
21	378,100	460,600	512,700	576,500
22	465,100	517,900	571,900	631,800
23	469,600	522,900	577,800	637,800
24	473,900	527,800	582,500	642,500
25	478,100	532,500	586,800	647,300
26	481,800	536,800	591,100	651,800

備考 この表は、病院、療養所、診療所等で勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

## 外号(報)面

医療職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	12 級	13 級	14 級	15 級	16 級	17 級	18 級	19 級	20 級	21 級	22 級	23 級	24 級	25 級	26 級	27 級	28 級	29 級
号 標	俸給月額																												
1	—	—	173,400	185,300	203,400	238,500	247,900	287,600	300,000	363,200	—	—	128,500	144,700	151,600	185,400	206,600	229,800	262,500	—	—	128,500	144,700	151,600	185,400	206,600	229,800	262,500	271,700
2	117,500	147,500	180,200	203,400	238,500	277,700	312,000	376,200	—	—	128,500	144,700	151,600	185,400	206,600	229,800	262,500	271,700	281,000	—	—	128,500	144,700	151,600	185,400	206,600	229,800	262,500	271,700
3	122,000	153,800	187,300	211,500	247,900	287,600	324,000	389,500	402,900	416,200	128,500	144,700	151,600	185,400	206,600	229,800	262,500	271,700	281,000	300,300	128,500	144,700	151,600	185,400	206,600	229,800	262,500	271,700	
4	127,500	160,100	195,200	219,900	257,300	297,700	338,100	389,500	416,200	128,500	144,700	151,600	185,400	206,600	229,800	262,500	271,700	281,000	300,300	128,500	144,700	151,600	185,400	206,600	229,800	262,500	271,700		
5	133,100	168,300	203,200	228,300	266,300	307,300	348,300	389,500	416,200	133,100	144,700	151,600	185,400	206,600	229,800	262,500	271,700	281,000	300,300	133,100	144,700	151,600	185,400	206,600	229,800	262,500	271,700		
6	139,200	172,500	211,200	236,700	276,400	317,900	360,300	429,500	442,900	139,200	151,500	174,300	200,500	243,000	277,900	316,000	359,300	388,700	404,500	139,200	151,500	174,300	200,500	243,000	277,900	316,000	359,300	388,700	
7	145,700	178,800	219,500	245,300	285,800	327,900	372,900	422,900	442,900	145,700	163,700	184,300	214,600	241,600	275,700	311,200	351,200	388,700	404,500	145,700	163,700	184,300	214,600	241,600	275,700	311,200	351,200		
8	152,000	184,900	227,700	253,800	295,200	337,900	385,100	456,400	489,500	152,000	168,800	190,300	221,600	248,600	272,400	308,400	346,600	388,700	404,500	152,000	168,800	190,300	221,600	248,600	272,400	308,400	346,600		
9	158,100	192,000	228,000	262,300	304,600	347,900	397,100	469,500	497,100	158,100	173,800	196,800	228,600	256,600	282,600	316,000	357,800	397,100	425,200	158,100	173,800	196,800	228,600	256,600	282,600	316,000	357,800		
10	163,500	199,100	244,300	270,800	314,100	357,900	403,200	482,400	508,200	163,500	180,600	202,700	231,600	258,600	286,800	323,600	361,200	397,800	425,200	163,500	180,600	202,700	231,600	258,600	286,800	323,600	361,200		
11	168,400	206,000	252,200	279,000	323,500	367,800	419,300	490,200	510,100	168,400	184,400	214,100	241,600	269,600	300,900	338,900	371,200	404,500	432,700	168,400	184,400	214,100	241,600	269,600	300,900	338,900	371,200		
12	173,200	212,200	280,100	327,100	382,500	377,300	425,800	497,200	515,700	173,200	188,500	219,800	247,200	274,200	307,700	346,600	384,500	412,700	173,200	188,500	219,800	247,200	274,200	307,700	346,600	384,500			
13	177,800	218,400	287,800	326,000	341,100	386,600	436,300	503,800	520,200	177,800	198,900	225,400	253,800	283,800	307,700	346,600	384,500	412,700	177,800	198,900	225,400	253,800	283,800	307,700	346,600	384,500			
14	181,800	224,400	275,500	302,700	349,300	394,200	443,800	510,100	520,200	181,800	209,400	236,400	267,000	297,000	321,200	360,300	398,700	427,100	181,800	209,400	236,400	267,000	297,000	321,200	360,300	398,700			
15	188,000	230,100	288,000	310,400	356,100	401,300	450,800	515,700	520,200	188,000	214,600	241,700	270,500	303,500	327,900	365,400	398,700	427,100	188,000	214,600	241,700	270,500	303,500	327,900	365,400	398,700			
16	190,200	235,700	280,200	313,400	362,700	406,000	455,800	520,200	520,200	190,200	219,700	247,200	279,200	309,800	338,700	370,100	404,500	432,700	190,200	219,700	247,200	279,200	309,800	338,700	370,100	404,500			
17	194,500	240,900	287,000	322,100	368,300	410,400	459,900	520,200	520,200	194,500	224,500	252,600	281,100	316,100	358,200	394,500	428,400	456,700	194,500	224,500	252,600	281,100	316,100	358,200	394,500	428,400			
18	198,700	244,000	303,700	327,800	373,700	414,800	459,900	520,200	520,200	198,700	233,700	263,300	292,100	321,100	358,600	392,200	428,400	456,700	198,700	233,700	263,300	292,100	321,100	358,600	392,200	428,400			
19	202,400	250,800	308,500	332,000	378,200	418,900	459,900	520,200	520,200	202,400	237,800	268,700	302,200	332,000	362,500	392,200	428,400	456,700	202,400	237,800	268,700	302,200	332,000	362,500	392,200	428,400			
20	205,100	255,400	312,900	388,100	382,400	422,700	—	—	—	205,100	241,600	274,100	305,600	335,900	365,900	395,900	425,200	453,400	481,600	205,100	241,600	274,100	305,600	335,900	365,900	395,900	425,200		
21	208,000	258,000	316,800	389,900	386,500	422,700	—	—	—	208,000	245,400	279,300	310,100	340,100	368,100	398,100	425,200	453,400	481,600	208,000	245,400	279,300	310,100	340,100	368,100	398,100	425,200		
22	210,400	261,900	319,900	343,600	390,400	384,000	—	—	—	210,400	249,000	284,000	313,600	343,600	362,000	392,000	420,600	448,400	476,600	210,400	249,000	284,000	313,600	343,600	362,000	392,000	420,600		
23	212,400	264,600	322,700	346,900	384,000	—	—	—	—	212,400	252,400	288,800	314,500	346,500	364,600	394,600	422,100	450,400	478,100	212,400	252,400	288,800	314,500	346,500	364,600	394,600	422,100		
24	267,100	325,500	350,000	384,000	384,000	—	—	—	—	267,100	255,100	292,600	319,400	352,400	372,100	392,100	420,400	448,400	476,600	267,100	255,100	292,600	319,400	352,400	372,100	392,100	420,400		
25	268,600	328,300	352,800	384,000	384,000	—	—	—	—	268,600	256,200	294,700	321,500	354,500	374,600	394,600	422,100	450,400	478,100	268,600	256,200	294,700	321,500	354,500	374,600	394,600	422,100		
26	271,900	331,100	355,600	384,000	384,000	—	—	—	—	271,900	258,700	297,400	324,200	357,200	377,300	397,300	425,200	453,400	481,600	271,900	258,700	297,400	324,200	357,200	377,300	397,300	425,200		
27	333,800	338,200	358,600	384,000	384,000	—	—	—	—	333,800	260,300	298,100	325,900	358,900	388,600	408,600	436,600	464,400	492,600	333,800	260,300	298,100	325,900	358,900	388,600	408,600	436,600		
28	338,600	343,700	363,400	384,000	384,000	—	—	—	—	338,600	262,800	300,700	327,500	360,500	390,200	410,200	438,200	466,400	494,600	338,600	262,800	300,700	327,500	360,500	390,200	410,200	438,200		
29	343,700	348,200	368,900	384,000	384,000	—	—	—	—	343,700	265,200	303,400	330,200	363,200	393,900	413,900	441,900	469,700	497,900	343,700	265,200	303,400	330,200	363,200	393,900	413,900	441,900		
30	348,200	353,700	374,400	384,000	384,000	—	—	—	—	348,200	267,700	305,600	332,400	365,400	395,100	415,100	443,100	471,900	499,100	348,200	267,700	305,600	332,400	365,400	395,100	415,100	443,100		
31	353,700	3																											

## 外号報

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号俸	俸給月額
1	円 518,000
2	573,000
3	637,000
4	706,000
5	760,000
6	817,000
7	888,000
8	958,000
9	1,025,000
10	1,092,000
11	1,157,000
12	1,180,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

- 附則  
(施行期日等)
- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条第一項及び附則第十一項の改正規定並びに附則第九項の規定は、平成三年一月一日から施行する。
- 2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律の規定は、平成二年四月一日から適用する。  
(特定の号俸の切替え等)
- 3 平成二年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の級の一號俸である職員の切替日ににおける号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。  
(最高号俸等の切替え等)
- 4 切替日の前日において職務の級の最高の号俸
- 5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受けける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。  
(切替日前の異動者の号俸等の調整)
- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員

附則別表

俸給表	職務の級
行政職俸給表(一)	1級 2級
行政職俸給表(二)	1級
専門行政職俸給表	1級 2級
税務職俸給表	1級 2級
公安職俸給表(一)	1級 2級
公安職俸給表(二)	1級 2級
海事職俸給表(一)	1級 2級
海事職俸給表(二)	1級 2級
教育職俸給表(一)	1級 2級
教育職俸給表(二)	1級 2級
教育職俸給表(三)	1級 2級
教育職俸給表(四)	1級 2級
研究職俸給表	1級 2級
医療職俸給表(一)	1級 2級
医療職俸給表(二)	1級 2級
医療職俸給表(三)	1級 2級

- 及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日ににおいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。
- (旧号俸等の基礎)
- 7 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。
- (給与の内訛)
- 8 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて定められたもののが、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。
- (人事院規則への委任)
- 9 改正後の法第二十三条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため国家公務員法(昭和二十二年法律第百三十号)第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。
- (休職者の給与に関する経過措置)
- 10 附則第三項から前項までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二年十二月十八日

内閣委員長 井上 孝  
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成二年度において、約五億円である。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年十二月十八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）  
第一条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のようにより改正する。

第三条第二項中「百十二万五千円」を「百十八万円」に改め、同条第三項中「百三十七万九千円」を「百四十四万七千円」に、「七十二万四千円」を「七十六万円」に改める。

第四条第二項中「二万九千六百円」を「三万千円」に、「五万二千八百円」を「五万五千三百円」に改める。

第七条の二中「法律第九十五号」の下に「以下「一般職給与法」という。」を加え、「同法第十九条の三第一項」を「一般職給与法第十九条の三第四項」に改める。

別表第二俸給月額の欄中「一、三一九、〇〇〇円」を「一、三八四、〇〇〇円」に、「一、一五、〇〇〇円」を「一、一七〇、〇〇〇円」に、「一、一〇三、〇〇〇円」を「一、一五七、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「四四一、〇〇〇円」を「四五五、六〇〇円」に、「四〇四、四〇〇円」を「四一七、七〇〇円」に、「三六六、九〇〇円」を「三七九、四〇〇円」に、「三三一九、一〇〇円」

定まるものとする。

第九条中「二万九千六百円」を「三万千円」に改める。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とする。

別表第一俸給月額の欄中「一、八九二、〇〇〇円」を「一、九八五、〇〇〇円」に、「一、三七九、〇〇〇円」を「一、四四七、〇〇〇円」に、「一、三一九、〇〇〇円」を「一、三八四、〇〇〇円」に改める。

（国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正）

第二条 国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「百十一万五千円」を「百十七万円」に改める。

第七条の二に附則

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の特別職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（以下「臨時措置法」という。）の規定は、平成二年四月一日から適用する。

2 この法律による改正後の給与法又は昭和六十一年法律第六十五号の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の給与法又は昭和六十一年法律第六十五号の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。



別表第二　自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

備考(一)、新潟市議会議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及

(一) 以上の船員は、(二) 次に定める船の運賃を支給するものとする。

——。王爺の心事は、ソシヤル・アシスタントの如きが、何處かで居る事である。自衛隊員の口の音を取らぬ事の如きが、何處かで居る事である。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定まる。



官 報 (号外)

〔井上孝君登壇、拍手〕

○井上孝君　ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、一般職の職員の給与について、全俸給表の全俸給月額、住居手当及び初任給調整手当を本年四月から引き上げるとともに、期末手当の支給割合の引き上げ並びに期末・勤勉手当に役職段階別加算措置を導入する等の改正を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与に關する法律案、一概に、特別職の職員の給与に關する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
「賛成者起立」  
兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、給与改善見込み額の当初予算計上問題、

期末・勤勉手当に役職段階別加算措置を導入する理由、完全週休二日制の実施方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わった後、日本共産党の吉川理事より、一般職職員給与法改正案に對し、期末・勤勉手当に役職段階別加算措置を導入する改正規定を削り、期末手当の支給割合を引き上げる修正案が提出されました。

次いで、討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、一般職職員給与法改正案は全会一致をもつて、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案はそれ多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君)　これより採決をいたしま

す。  
まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一

部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君)　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

「賛成者起立」  
兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君)　過半数と認めます。

〔賛成者起立〕  
兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

別表(第二条関係)

別表を次のように改める。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のよう改正する。  
第十五条中「百十一万五千円」を「百十七万円」に、「九十一万二千円」を「九十五万八千円」に改める。

第十六条を削る。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のよう改正する。  
第十五条中「百十一万五千円」を「百十七万円」に、「九十一万二千円」を「九十五万八千円」に改める。

第十六条を削る。

た。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年十二月十八日

法務委員長 矢原 秀男

参議院議長 土屋 義彦殿

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年十一月十八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

審査報告書  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

判 事		区 分	報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	一 号
一、九八五、〇〇〇円	一、四四七、〇〇〇円	一、二八一、〇〇〇円	一、二号
一、一五七、〇〇〇円	一、三八四、〇〇〇円	一、一五七、〇〇〇円	三 号
九五八、〇〇〇円	九五八、〇〇〇円	九五八、〇〇〇円	四 号
八一七、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	五 号
七〇六、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	六 号
六三七、〇〇〇円	六三七、〇〇〇円	六三七、〇〇〇円	七 号
五七三、〇〇〇円	五七三、〇〇〇円	五七三、〇〇〇円	八 号
五一八、〇〇〇円	五一八、〇〇〇円	五一八、〇〇〇円	

一 号	四一八、六〇〇円
二 号	三七八、三〇〇円
三 号	三五二、一〇〇円
四 号	三三五、六〇〇円
五 号	三〇一、三〇〇円
六 号	二八四、三〇〇円
七 号	二六四、七〇〇円
八 号	二五四、〇〇〇円
九 号	一一九、九〇〇円
十 号	一九八、一〇〇円
十一 号	一九八、一〇〇円
十二 号	一九八、一〇〇円
十三 号	一九八、一〇〇円
十四 号	一九八、一〇〇円

十 五 号	一一〇、三〇〇円
十六 号	一〇六、六〇〇円
十七 号	一九八、一〇〇円

## 判事

## 補

## 簡易裁判所判事

一 号	四一八、六〇〇円
二 号	三七八、三〇〇円
三 号	三五二、一〇〇円
四 号	三三五、六〇〇円
五 号	三〇一、三〇〇円
六 号	二八四、三〇〇円
七 号	二六四、七〇〇円
八 号	二五四、〇〇〇円
九 号	一一九、九〇〇円
十 号	一九八、一〇〇円
十一 号	一九八、一〇〇円
十二 号	一九八、一〇〇円
十三 号	一九八、一〇〇円
十四 号	一九八、一〇〇円

## 附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

## 審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年十一月十八日

法務委員長 矢原 秀男

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定等を行おうとする別表(第一条関係)

別表を次のように改める。

区	分	俸 給 月 額
檢 事	長	一、四四七、〇〇〇円
次 長	檢 事	一、一八〇、〇〇〇円
東 京 高 等 檢 察 廳 檢 事 長	長	一、二八二、〇〇〇円
十一 号	十一 号	二八四、三〇〇円
十二 号	十二 号	二六四、七〇〇円
十三 号	十三 号	二五四、〇〇〇円
十四 号	十四 号	一一九、九〇〇円

ものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行に伴い、平成二年度に必要な経費は、約二十四億二千万円である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年十一月十八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。  
第九条中「六十万七千円」を「六十三万七千円」に改める。

第十条を削る。

## 官報(号外)

そ の 他 の 檢 事 長		一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号	十五 号	十六 号	
検	事	一、一八〇、〇〇〇円	一、一五七、〇〇〇円	一、〇五、〇〇〇円	九五八、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	六三七、〇〇〇円	五七三、〇〇〇円	五一八、〇〇〇円	四一八、六〇〇円	三七八、三〇〇円	三五一、一〇〇円	三一五、六〇〇円	三〇一、三〇〇円	二八四、三〇〇円	二二九、九〇〇円	二〇一、六〇〇円
副	檢	一一九、九〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	一一〇、三〇〇円	
事	事	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	二六四、七〇〇円	
附	則	一、この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。	2、新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内とみなす。	○矢原秀男君登壇、拍手	○議長(土屋義彦君)これより両案を一括して採決いたします。	○矢原秀男君登壇、拍手	○議長(土屋義彦君)これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君)總員起立と認めます。										

平成二年十二月十八日 参議院会議録第四号(その一) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件 に關する法律の一部を改正する法律案外一件

〔矢原秀男君登壇、拍手〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	〔賛成者起立〕	
○矢原秀男君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。	
両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。	○議長(土屋義彦君) よって、両案は全会一致をもつて可決されました。	○議長(土屋義彦君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案																
議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等	

平成二年十一月十八日 参議院会議録第四号(その一) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

## 改正する法律案 国会議員の報酬の算定等に関する法律の一部を

(しすれも衆議院提出)  
以上両案を一括して議題とする」と御異議な  
ございませんか。

「異議なし」と叫ぶ者をも  
○議長(土屋義彦君) 御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員  
長下条進一郎君。

審查報告書

国会議員の旅費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

よつて要領書を添えて報告する。

參議院議長 土屋 義彦殿

## 要領書 会の決定の理由

本法律案は、特別職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員に支給される期末手当の算定の基礎額について、加算割合を百分の二十五から

ら百分の四十五に引き上げようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

本法律施行に要する経費は、平成二年度にお

# 國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法

律の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。  
平成二年十二月十八日

參議院議長　衆議院議長　櫻内　義雄  
土屋　義彦殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律  
法律の一部を改正する法律  
昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように  
改正する。  
第十一條の二第一項中「百分の二十五をこえな  
」を「百分の四十五を超えない」に改める。

附 則

(施行期日等)  
この法律は、公布の日から施行し、改正後の  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律  
(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成二  
年四月一日から適用する。

(期末手当の内扱)  
改正後の法の規定を適用する場合において  
は、改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等  
に関する法律の規定に基づいて支払われた期末  
手当は、改正後の法の規定による期末手当の内  
扱とみなす。

審査報告書  
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部  
を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し  
た。よって要領書を添えて報告する。

平成二年十二月十八日

議院運営委員長 下条進一郎

參議院議長 土屋 義彦殿

要領書  
委員会の決定の理由  
本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定  
に伴い、国会議員の秘書の給料月額を引き上げ  
るとともに、期末手当及び勤勉手当算定の基礎  
額の加算等を行おうとするものであつて、妥当  
な措置と認める。

国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部  
を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。  
平成二年十一月十八日

月類」を「期末手当基礎額」に改め、同条第四項を「同条第五項」とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

参議院議長 土屋 義彦殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、退職又は死亡の日現在)において同項に規定する者が受けるべき給料月額に、同項」を「勤勉手当基礎額に、前項」に改め、同条第三項中「前項」を「前項」に、「ついて」をついて、同条第三項の規定は前項の勤勉手当基礎額について「に改める。

附則第六項中「合計額」の下に「に両議院の議長(在)において同項に規定する者が受けるべき給料が協議して定める割合を乗じて得た額」を加える。

別表第一(第三条関係)

級	号	給	給	料	月	額
一	一	一	一	一	一	四九三、六〇〇円
二	二	二	二	二	二	五〇五、〇〇〇円
三	三	三	三	三	三	五一二、六〇〇円
一	一	一	一	一	一	四九三、六〇〇円
二	二	二	二	二	二	五〇五、〇〇〇円
三	三	三	三	三	三	五一二、六〇〇円
一	一	一	一	一	一	四九三、六〇〇円
二	二	二	二	二	二	五〇五、〇〇〇円
三	三	三	三	三	三	五一二、六〇〇円
一	一	一	一	一	一	四九三、六〇〇円
二	二	二	二	二	二	五〇五、〇〇〇円
三	三	三	三	三	三	五一二、六〇〇円

## (附則)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成二年四月一日から適用する。

## (給与の内扱)

改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内扱とみなす。

○下条進一郎君登壇、拍手】  
下条進一郎君ただいま議題となりました両法  
律案につきまして御報告申し上げます。  
まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、特別職の国家

公務員の給与改定に伴い、国会議員に支給される期末手当の算定の基礎額について、加算割合を百分の二十五から百分の四十五に引き上げることとし、本年四月から適用しようとするものであります。委員会におきましては、審査の結果、多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与についても、本年四月にさかのぼって、その給料月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当算定の基礎額の加算等を行おうとするものであります。委員会におきましては、審査の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

四九三、六〇〇円  
五〇五、〇〇〇円  
五一二、六〇〇円

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(土屋義彦君) 賛成者起立

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十七分散会

出席者は左のとおり。

○議長(土屋義彦君) 議員

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君

針生雄吉君

野村五男君

大木浩君

川原新次郎君

田沢智治君

宮澤弘君

谷川寛三君

寺崎昭久君

小山一平君

義彦君

木庭健太郎君

星野朋市君

猪熊重二君



郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求める件(閣法第五号)

外務委員会に付託

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(閣法第一号) 文教委員会に付託  
本日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

(衆第一号)  
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書

万国郵便連合憲章の第四追加議定書の締結について承認を求める件(閣法第一号)審査報告書

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求める件(閣法第一号)審査報告書

小包郵便物に関する約定の締結について承認を求める件(閣法第三号)審査報告書

郵便為替に関する約定の締結について承認を求める件(閣法第四号)審査報告書

郵便小切手業務に関する約定の締結について承認を求める件(閣法第五号)審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

一般職の職員の給与等に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法

の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四号)審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一号)審査報告書

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一号)審査報告書

本日内閣から、左記の者を原子力安全委員会委員に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二条及び第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物認可

平成二年十一月十八日

参議院会議録第四号(その一)

# 官報号外

平成二年十二月十八日

## ○ 第百二十回 参議院会議録第四号(その二)

〔本号(その一)参照〕

万国郵便連合憲章の第四追加議定書  
ワシントンにおいて大会議として会合した万国郵便連合加盟国政府の全権委員は、千九百四十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章第三十条の規定にかんがみ、批准を条件として、同憲章に対する次の改正を採択した。

### 第一条

憲章第七条を次のように改める。

#### 第七条 貨幣単位

連合の文書において用いる貨幣単位は、国際通貨基金の計算単位とする。

### 第二条

第一條

第七条 貨幣単位

第一条

第七条

## 第八条

憲章第二十六条を次のように改める。

第二十六条 連合の文書の批准その他  
の承認の通告

憲章及びその追加議定書の批准書並びに連合の他の文書の承認書は、できる限り速やかに国際事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、その寄託を加盟国政府に通告する。

第九条 万国郵便連合憲章の追加議定書  
への加入の通告

千九百六十九年に東京で作成された追加議定書、千九百七十四年にローランスで作成された第二追加議定書及び千九百八十四年にハーブルグで作成された第三追加議定書の加入書は、千九百八十九年のワシントン大会議の文書の効力発生の後は、国際事務局長に送付するものとし、同事務局長は、その寄託を加盟国政府に通告する。

第十条 この追加議定書その他の連合の文書への加入  
1 この追加議定書に署名しなかった加盟国は、いつでもこれに加入することができる。  
2 連合の文書の締約国である加盟国で大会議によるその文書の更新の後これに署名しなかったものは、できる限り速やかにこれに加入するものとする。

3 1及び2の場合の加入書は、国際事務局長に送付するものとし、同事務局長は、その寄託を加盟国政府に通告する。

第十二条 この追加議定書の効力発生及び  
有效期間  
この追加議定書は、千九百九十九年一月一日に

効力を生じ、無期限に効力を有する。

## 4.3 加盟国は、審議において一の票を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、これらの規定が憲章中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの追加議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その副本一通を各締約国に送付する。

千九百八十九年十二月十四日にワシントンで作成した。

## 万国郵便連合一般規則

万国郵便連合加盟国政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五条の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定をこの一般規則で定めた。

## 第一章 連合の機関の運営

第一百一条 大会議及び臨時大会議の組織  
及び会合

1 加盟国は、前回の大会議の文書の効力発生の日の後五年以内に、大会議として会合する。

2 加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自國を代表させる。加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表団に自國を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自國のほかに二以上の加盟国を代表することができない。

3 1及び2の場合の加入書は、国際事務局長に送付するものとし、同事務局長は、その寄託を加盟国政府に通告する。

第十三条 この追加議定書の効力発生及び  
有效期間  
この追加議定書は、千九百九十九年一月一日に

は、大会議開催国は、当然に理事国となり、その結果、その属する地理的集団は、追加の一議席を有する。この追加の一議席については、3の制限は、適用しない。この場合には、執行理事会は、大会議開催国の属する地理的集団を構成する理事国の一を議長国に選出する。

3 執行理事会の三十九の理事国は、大会議が平衡的な地理的配分に基づいて選出する。理事国の少くとも半数は、大会議の際に交代する。加盟国は、理事国として引き続き三回の大会議によつて選出されることができない。

4 執行理事会の各理事国は、当該理事の郵政庁が指定する。代表者は、郵政庁の資格のある職員でなければならない。

5 執行理事会の理事国は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

6 執行理事会は、次の権限を有する。

6.1 大会議から大会議までの間ににおける連合のすべての活動を調整及び監督すること。

6.2 大会議が別段の決定を行わない限り、大会議の終了後六箇月以内に連合の施行規則を改正すること。緊急の必要がある場合には、執行理事会は、他の会期においてその施行規則を改正することができる。

6.3 國際郵便業務の質を維持し及び強化し並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。

6.4 國際的な技術協力の分野において、郵便に関するあらゆる形態の技術援助を助成し、調整及び監督すること。

6.5 連合の年次予算及び年次会計計算書を審査し及び承認すること。

官報(号外)

6.6	やむを得ない場合には、第一百二十四条 <sup>3</sup> からまでの規定に基づき、経費の最高限度額の超過を認めること。
6.7	連合の財政規則を定めること。
6.8	予備基金の管理規則を定めること。
6.9	特別活動基金の管理規則を定めること。
6.10	国際事務局の活動を監督すること。
6.11	請求があった場合には、第一百二十五条 <sup>6</sup> に定める条件に従つて、一段階低い分担等級の選定を認めること。
6.12	職員規則及び選出された職員の勤務条件を定めること。
6.13	職員を国際事務局次長補(D2)の等級に任命し又は昇級させること。
6.14	福祉基金規則を定めること。
6.15	国際事務局が連合の活動に関して作成する年次報告書を承認し、必要があるときは、これに関する意見書を提出すること。
6.16	その職務を遂行するため郵政庁と接触することを決定すること。
6.17	オブザーバーの権利がない機関と接触することを決定すること、連合と他の国際機関との関係に関する国際事務局の報告書を審査し及び承認すること、連合と他の国際機関との関係の在り方及びこの関係についてとるべき措置に関して適当と認める決定を行うこと並びに大会議に代表者を出すよう招請される政府間国際機関及び国際的な非政府機関を適當な時期に指定し、必要な招請状の送付を国際事務局長に行わせること。
6.18	大会議、郵便研究諮問理事会又は郵政庁の請求に応じて連合又は国際郵便業務に関係のある行政上、立法上及び司法上の問題を研究し、その研究の結果を場合により関係機関又は郵政庁に通知すること。執行理事会は、大会議から大会議までの間において郵政庁が請求する研究を行うことが適当であるかないかについて決定する。
6.19	万国郵便条約に定める手続に従い、大会議から大会議までの間において通常郵便物の普通料金を改正すること。
6.20	議案を作成すること。当該議案は、大会議に対し、又は第一百二十二条の規定に従つて郵政庁に対し、その承認を得るために提出する。
6.21	いづれかの加盟国の郵政庁が第一百二十条の規定に従つて国際事務局に送付する議案を当該いづれかの加盟国の郵政庁の請求に応じて検討し、当該議案に関する意見書を作成し、及び、加盟国の郵政庁の承認を得るため当該議案を提出するのに先立ち、同事務局に当該議案の附属として当該意見書を添付させること。
6.22	必要があるときは、場合によりすべての郵政庁に諸問の上、大会議が決定するまでの間規則を定め又は新たな方法をとることを勧告すること。
6.23	郵便研究諮問理事会の作成する年次報告書
6.24	第百四条 <sup>6</sup> の規定により郵便研究諮問理事会に研究課題を付託すること。
6.25	前条 <sup>4</sup> に規定する場合において次回の大会議の開催される国を指定すること。
6.26	適当な時期に大会議の活動の遂行に必要な委員会の数を決定し、これらの委員会の权限を定めること。
6.27	適当な時期に、大会議の承認を条件として、次の加盟国を指定すること。
6.28	加盟国 報告書をもって大会議の委員会の会合の議事録に代える必要があるかないかを決定する。
7	7 執行理事会は、職員をD2の等級に任命するに当たり、加盟国の郵政庁が推薦した当該加盟議員の候補者として当該議員の職務上の適格性を審査する。この場合には、同理事会は、国際事務局次長補の職が、できる限り、それぞれ異なる地域であつて国際事務局長及び国際事務局次長の出身地域以外の地域からの候補者によって占められるよう留意し、国際事務局の能率に最大の注意を払い、かつ、昇級に関する同事務局の内部制度を尊重すること。
8	8 執行理事会は、大会議の議長が招集する最初の会合において、理事国の中から四の副議長を選出し、及びその内部規則を定める。
9	9 執行理事会は、その議長の招集により、原則として一年に一回、連合の所在地において会合する。
10	10 執行理事会の会合（大会議の会期中に開催される会合を除く。）に参加する各理事国の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは、一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）の償還を受ける権利を有する。
11	11 郵便研究諮問理事会の議長は、執行理事会の会合の議事日程に郵便研究諮問理事会に關係のある問題が掲げられた場合には、当該会合において郵便研究諮問理事会を代表する。
12	12 郵便研究諮問理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長は、同理事会の活動と執行理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、希望するときは、オブザーバーとして執行理事会の会合に参加することができます。
13	13 執行理事会が開催される国の郵政庁は、当該開催される国が理事国でない場合には、オブザーバーとして会合に参加するよう招請される。
14	14 執行理事会は、同理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関又は資格のある者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。同理事会は、また、その議事

日程に掲げる問題に關係のある加盟国の郵政庁を同様の条件で招請することができる。

### 第一百三条 執行理事会の活動に関する記録

1 執行理事会は、各会期の後に、加盟国の郵政庁及び限定連合に対し、参考のため、次の書類を送付する。

- (a) 議事概要
- (b) 報告書、議事録、議事概要、決議及び決定を内容とする執行理事会書類集

2 執行理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、大会議の開会の一箇月前までに加盟国の郵政庁に送付する。

### 第一百四条 郵便研究諮問理事会の構成、運営及び会合

1 郵便研究諮問理事会は、三十五の理事国から成り、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

2 郵便研究諮問理事会の理事国は、大会議が原則としてできる限り広い地理的配分に基づいて選出する。

3 郵便研究諮問理事会の各理事国の代表者は、当該理事国郵政庁が指定する。代表者は、郵政庁の資格のある職員でなければならない。

4 郵便研究諮問理事会の運営費は、連合が負担する。理事国は、報酬を受けない。同理事会に参加する郵政庁の代表者の旅行の費用及び滞在費は、当該郵政庁が負担する。ただし、国際連合の作成する表において恵まれていない国とみなされる国の代表者は、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、エコノミー・クラスの往復航空切符若しく

は一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用（エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えない範囲内の費用に限る。）

### 第五 郵便研究諮問理事会は、大会議の議長が招集しつつ開会する最初の会合において、理事国のおちから一の議長国、一の副議長国及び各委員の償還を受ける権利を有する。

6 郵便研究諮問理事会は、その内部規則を定める。

### 第七 郵便研究諮問理事会は、原則として、毎年連合の所在地において会合する。会合の期日及び場所は、同理事会の議長が執行理事会の議長及び国際事務局長と合意の上決定する。

8 郵便研究諮問理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長は、指導委員会を構成する。指導委員会は、同理事会の各会期の活動のための準備を行い及び当該活動を指導するものとし、また、同理事会が指導委員会に委任することを決定したすべての任務を行う。

9 郵便研究諮問理事会の権限は、次とおりとする。  
9.1 すべての加盟国の郵政庁が関心を有する技術上、業務上、経済上及び技術協力上の特に重要な問題を研究し、並びにこれらの問題に関する情報及び意見をまとめる。

9.2 開発途上にある新たな国に關係のある教育上及び職業訓練上の問題を研究すること。

9.3 郵便業務に關係のある技術、業務、経済及び職業訓練の分野における諸国の経験及び成果を研究し及び普及させるために必要な措置をとること。

### 九 四 開発途上にある新たな国における郵便業務の現状及びこれらの国における郵便業務が必要とするものを研究し、並びにこれらの国における郵便業務の改善の方法及び手段について適切な勧告を作成すること。

9.5 執行理事会と合意の上、すべての加盟国、特に開発途上にある新たな国との技術協力の分野において適切な措置をとること。

### 九 六 郵便研究諮問理事会の理事国、執行理事会又は加盟国の郵政庁から提出される他のすべての問題を検討すること。

9.7 技術、業務その他その権限内の分野において統一的な実施が不可欠であるものについての基準を郵政庁に対する勧告として作成し、提示すること。また、郵便研究諮問理事会は、必要な場合には、既に作成した基準を変更する。

### 九 八 郵便研究諮問理事会は、次の者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。

(a) 郵便研究諮問理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関又は資格のある者  
(b) 郵便研究諮問理事会の理事国でない加盟国の郵政庁

### 第一百五条 郵便研究諮問理事会の活動に関する記録

10 郵便研究諮問理事会の理事国は、同理事会の活動に実際に参加する。理事国でない加盟国は、申請を行った上で、同理事会の行う研究に協力することができる。

11 郵便研究諮問理事会は、必要があるときは、この条に定める活動から直接生ずる議案を大会议に提出する。

12 郵便研究諮問理事会は、大会議に先立つ同理事会の会期において、加盟国、執行理事会及び国際事務局の要請を考慮して、大会議に提出する次期の郵便研究諮問理事会の基本活動計画を作成する。この基本活動計画は、現実的である。

りかつ共通の利益となる課題に関する限られた数の研究を含むものとし、新たな状況及び優先度に照らして毎年見直す。

### 十三 執行理事会の議長及び副議長並びに同理事会の各委員会の議長は、同理事会の活動と郵便研究諮問理事会の活動との間の有効な連絡を確保するため、希望するときは、オブザーバーとして郵便研究諮問理事会の会合に参加することができる。

### 十四 郵便研究諮問理事会は、次の者を投票権なしでその会合に参加するよう招請することができる。

(a) 郵便研究諮問理事会がその活動に参加させることを希望する国際機関又は資格のある者  
(b) 郵便研究諮問理事会の理事国でない加盟国の郵政庁

### 第一百五条 郵便研究諮問理事会の活動に関する記録

1 郵便研究諮問理事会は、各会期の後に、加盟国の郵政庁及び限定連合に対し、参考のため、次の書類を送付する。

- (a) 議事概要
- (b) 報告書、議事録及び議事概要を内容とする郵便研究諮問理事会書類集

2 郵便研究諮問理事会は、その活動に関する年次報告書を執行理事会のために作成する。

3 郵便研究諮問理事会は、その活動の全體に関する報告書を大会議のために作成し、大会議の開会の二箇月前までに加盟国の郵政庁に送付する。

### 第一百六条 大会議は、その活動の組織及びその審議の方

法につき、この一般規則に附属する大会議内部規則を適用する。

2 大会議は、大会議内部規則を同内部規則に定める条件に従って改正することができます。

#### 第百七条 書類、審議及び業務上の通信

に使用する言語

連合の書類には、フランス語、英語、アラビア語及びスペイン語による書類及び通信の公用語への翻訳の費用並びに書類の提供に関するその他のすべての費用は、連合が負担する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語も、これらの

言語による書類の作成が特に重要な基本的な書類に限られることを条件として、使用することができる。その他の言語も、6の規定により連合の負担する費用が増加しないことを条件として、使用することができます。

2 公用語以外の一の言語を請求した一又は二以上の加盟国は、一の言語集団を構成する。明示の請求をしなかつた加盟国は、公用語を請求したものとみなす。

3 書類は、国際事務局が、直接、又は構成された言語集団の地域事務局の仲介によりかつ国際事務局と当該地域事務局との間で合意される方

法に従い、公用語及び当該言語集団の言語で発行する。各言語による書類は、同一の様式により発行する。

4 国際事務局が直接発行する書類は、原則として、請求された各言語について同時に配布する。

5 加盟国の郵政庁と国際事務局との間及び同

事務局と第三者との間の通信は、同事務局が翻訳業務を有する言語のいずれによつても行うことができる。

6 公用語以外の言語への翻訳の費用（5の規定

の適用から生ずる費用を含む。）は、当該言語を請求した言語集団が負担する。連合が受領した

英語、アラビア語又はスペイン語による書類及び通信の公用語への翻訳の費用並びに書類の提供に関するその他のすべての費用は、連合が負担する。ドイツ語、中国語、ポルトガル語及び

ロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額は、大会議の決議によって定める。

7 言語集団の負担する費用は、当該言語集団の構成国間で連合の経費の分担額に比例して分担する。当該費用は、当該言語集団の構成国

間で他の分担基準により分担することもできる。ただし、構成国が、これについて合意しない、これについての決定を当該言語集団の代表者の仲介により国際事務局に通告することを条件とする。

8 国際事務局は、加盟国が言語の選択について行う変更の請求を、一定の期間（二年を超えないものとする。）の後に処理する。

9 連合の機関の会合における審議の際には、通訳施設（電子装置の有無を問わない。）により、フランス語、英語、スペイン語及びロシア語を使用することができる。通訳施設の選択は、会合の主催者が、国際事務局長及び関係加盟国と協議の上、裁量によって行う。

10 9の言語以外の言語も、9に規定する会合及び審議の際に使用することができる。

11 9の言語以外の言語を使用する代表団は、9の通訳施設に必要な技術上の変更を加えることが可能である場合には当該通訳施設により、又は特別の通訳者により、9の言語のうちいずれ

かの一の言語への同時通訳を確保する。

12 通訳の費用は、同一の言語を使用する加盟国

の間で連合の経費の分担額に比例して分担する。ただし、装置の設置及び維持の費用は、連合が負担する。

13 加盟国の郵政庁は、相互間における業務上の通信に使用する言語

は、フランス語とする。

#### 第二章 国際事務局

##### 第一百八条 国際事務局長及び国際事務局 次長の選挙

1 国際事務局長及び国際事務局次長は、大会議から大会議までの期間について大会議が選出する。その任期は、五年を下回らないものとし、

一回に限つて更新することができる。国際事務局長及び国際事務局次長の就任期日は、大会議が別段の決定をしない限り、大会議が開催された年の翌年の一月一日とする。

2 国際事務局長は、大会議の開会の七箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、希望する場合には国際事務局長及び国際事務局次長の職務への立候補の届出をするよう要請する。

通知書には、在任中の国際事務局長及び国際事務局次長が任期の更新について関心を有するか有しないかについても記載する。立候補の届出は、履歴書とともに、大会議の開会の二箇月前までに国際事務局に到達していなければならぬ。候補者は、立候補の届出を行う加盟国の国民でなければならない。国際事務局は、大会議に必要な書類を作成する。国際事務局長及び国際事務局次長の選挙は、秘密投票により行う。

#### 第一百九条 国際事務局長の職務

1 国際事務局長は、国際事務局を組織し、管理し及び統括し、並びにこれを法的に代表する。

国際事務局長は、G1からD1までの等級の職務を分類し、かつ、職員をこれらの等級に任命し及び昇級させる権限を有する。国際事務局長は、P1からD1までの等級への職員の任命に当たり、加盟国の郵政庁が推薦した当該加盟国の国籍を有する候補者の職務上の適格性を審査する。この場合には、国際事務局長は、大陸間の平衡な地理的配分、言語その他のすべての関係事項を考慮し、かつ、昇級に関する国際事務

選挙は、まず、国際事務局長の職について行う。

3 国際事務局長が欠けた場合には、国際事務局次長が国際事務局長について定められた任期の終了まで国際事務局長の職務を行う。この場合には、国際事務局次長は、国際事務局次長としての任期が前回の大会議によって更新されておらず、かつ、国際事務局長の職への候補者とみなされることについて関心を表明することを条件として、国際事務局長の職への応募資格があるものとされ、自動的に候補者と認められる。

4 国際事務局長及び国際事務局次長が同時に欠けた場合には、執行理事会は、募集の結果受領した立候補の届出に基づき、次回の大会議までの期間について国際事務局次長を選出する。立候補の届出については、2の規定を準用する。

5 国際事務局次長が欠けた場合には、執行理事会は、国際事務局長の提議に基づき、国際事務局次長補の一人に、次回の大会議まで国際事務局次長の職務を行わせる。

## 官 報 (号 外)

局の内部制度を尊重する。国際事務局長は、また、D <sub>2</sub> 、D <sub>1</sub> 及びP <sub>5</sub> の等級の地位を占める者が原則としてそれぞれ異なる加盟国の国民でなければならぬことを考慮するものとし、職員のP <sub>4</sub> からD <sub>1</sub> までの等級への任命及び昇級につき、一年に一回、連合の活動に関する報告書において、執行理事会に対し通知する。
2 国際事務局長は、次の権限を有する。
2.1 連合の文書の寄託者として並びに連合への加入及び加盟並びに連合からの脱退の手続において仲介者として行動すること。
2.2 執行理事会が定め又は改正した施行規則をすべての郵政庁に通告すること。
2.3 連合の必要と両立するできる限り低額の水準で連合の年次予算案を作成し、これを適当な時期に執行理事会の審査に付すること及び同理事会の承認を得た当該予算を加盟国に通知すること。
2.4 次の者の間の関係において仲介者として行動すること。
連合と限定連合との間
連合と国際連合との間
連合と連合に關係のある活動を行つてゐる国際機関との間
2.5 連合の機関の事務局長の職務を行い、当該事務局長の資格において、この一般規則の特別の規定を入れた上で特に次の事項を監督すること。
連合の機関の活動の準備及び組織
書類、報告書及び議事録の準備、作成及び配布
連合の機関の会合における当該機関の事務局の運営
2.6 連合の機関の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加すること。もつとも、代理を出すことができる。
2.7 第百十条 国際事務局次長の職務
1 国際事務局次長は、国際事務局長を補佐し、国際事務局長に対して責任を負う。
2 国際事務局長が不在であり又はその職務を遂行することができない場合には、その権限は、国際事務局長が欠けた場合にも、同様とする。
2.8 第百十一条 連合の機関の事務局
連合の機関の事務局の事務は、国際事務局長の責任の下に国際事務局が行う。同事務局は、各会期の際に発行されるすべての書類を、当該機関の構成国の郵政庁、当該機関の構成国ではないが当該機関が行う研究に協力する国の郵政庁、限定連合及びこれらの書類を請求する他の加盟国の郵政庁に送付する。
2.9 第百十二条 加盟国の表
国際事務局は、加盟国の分担等級、加盟国の属する地理的集団及び加盟国による連合の文書の総状況を示す加盟国の表を作成し、これを常に現状に合致させておく。
2.10 第百十三条 情報、意見、文書の解釈及び改正の請求、照会並びに清算への関与
国際事務局は、国際的な技術協力の分野において郵便に関するあらゆる形態の技術援助の増進をして製造し、これらを請求する郵政庁に対して実費を供給することを任務とする。
2.11 第百十五条 国際事務局の供給する用紙
国際事務局は、郵便本人票及び国際返信切手券を製造し、これらを請求する郵政庁に対して実費を供給することを任務とする。
2.12 第百十六条 限定連合の文書及び特別取締
1 憲章第八条の規定に基づいて締結された限定連合の文書及び特別取締は、当該限定連合の事務局又は、事務局がない場合には、これらを有益な情報を提供する。
2 国際事務局は、特に、国際郵便業務に関する各種の情報を収集し、整理し、発行し及び配布すること、係争問題につき当事者の請求に応じて意見を表明すること、連合の文書の解釈及び
2.13 第百十七条 連合の機関誌
国際事務局は、利用することのできる書類を参考資料として、ドイツ語、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語により確認した違反を執行理事会に通知する。
2.14 第百十八条 連合の活動に関する年次報告書
国際事務局は、連合の活動について年次報告書を作成し、執行理事会の承認を得た上で、加盟国の郵政庁、限定連合及び国際連合に送付する。
2.15 第百十九条 議案の提出及び審査の手続き
1 加盟国の郵政庁による大会議への各種の議案の提出は、2及び5の規定が適用される場合を除くほか、次の手続による。
(a) 大会議の開会日の六箇月前までに国際事務局に到着する議案は、受理する。
(b) 編集上の議案は、大会議の開会日に先立つ六箇月の期間は受理しない。
(c) 実質的な議案であつて大会議の開会日の六箇月前から四箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも二の加盟国の郵政庁の支持がない限り、受理しない。
(d) 実質的な議案であつて大会議の開会日に先立つ四箇月前から二箇月前までの期間に国際事務局に到着するものは、少なくとも八の加盟国の郵政庁の支持がない限り、受理しない。
(e) 議案に対する支持の通告は、当該議案と同

- 1 一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。
- 2 憲章及び一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、また、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象としない。
- 3 各議案は、原則として一の目的のみを有し、かつ、その目的にかなった変更のみを内容としなければならない。
- 4 編集上の議案には、これを提出する加盟国の郵政庁が「Proposition d'ordre rédactionnel」の記載をその上部に付するものとし、国際事務局は、番号の末尾にRの文字を付してこれを発行する。当該記載のない議案であつて同務局が編集にのみ関する議案と認めるものは、適当な注を付して発行する。同事務局は、これらの議案の表を大会議のために作成する。
- 5 1及び4に定める手続は、大会議内部規則に關する議案の提出及び既に提出された議案の修正案の提出については、適用しない。

## 第一百二十条 大会議から大会議までの間における議案の提出の手続

- 1 いづれかの加盟国の郵政庁が万国郵便条約又は約定に關して大会議から大会議までの間に提出する議案は、審査の対象とするためには、少なくとも他の二の加盟国の郵政庁の支持を得なければならぬ。この議案は、国際事務局が必要数の支持の通告とともに受領しない場合には、審査の対象としない。
- 2 1の議案は、国際事務局の仲介によつて他の加盟国の郵政庁に送付する。

一の期間内に国際事務局に到着しなければならない。

憲章及び一般規則に関する議案は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着しなければならない。大会議の開会の六箇月前から開会までの間に到着する議案は、当該議案を審査することを大会議に代表を出している加盟国の三分の二以上の多数による議決で大会議が決定しない限り、また、1に定める条件が遵守されない限り、審査の対象としない。

3 施行規則に関する議案は、支持を必要としないが、執行理事会が緊急の必要があると認める場合のみ、審査の対象とする。

## 第一百二十二条 大会議から大会議までの間ににおける議案の審査

- 1 条約及び約定並びにこれらの最終議定書に関する議案は、次の手續に付する。

加盟国の郵政庁は、国際事務局の回章によつて通告された議案の検討及び同事務局への意見の送付のため、二箇月の期間を与えられる。

修正は、認められない。国際事務局は、回答を取りまとめて、これを加盟国の郵政

庁に通知し、当該議案に対する賛否を表明するよう要請する。その後二箇月の期間内に賛否を通告しない加盟国の郵政庁は、棄権したものとみなす。これらの期間は、国際事務局の回章の日付の日から起算する。

施行規則を改正する議案は、執行理事会が取り扱う。

3 議案が約定又は約定の最終議定書に關するものである場合には、当該約定の締約国である加盟国の郵政庁のみが、1の手續に参加することができる。

4 連合の機関の活動に係る年次経費は、2から6までの規定が適用される場合を除くほか、千九百九十一以後の年について次の金額を超えてはならない。

5 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなつた場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定める最高限度額を超過することができる。超過を

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなつた場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定めた修理の費用を賄うため定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき六万五千スイス・フランを超えることができない。

7 連合に加入し又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

8 加盟国は、執行理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金を前払する。分担金は、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。期限を経過した後は、未払金額は、連合のために、最初の六箇月間は年三ペーセント、七箇月目からは年六ペーセントの割合で利子を生ずる。

9 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、執行理事会が定め

第百二十三条 大会議から大会議までの間に採択された施行規則及び他の決定の効力発生の同一の日に効力を生じ、同一の期間効力を有する。

## 第四章 財政

## 第一百二十四条 連合の経費の決定及び決済

- 1 1の規定が適用される場合を除くほか、大会議から大会議までの間に採択された連合の文書の改正に関する決定は、その通告の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。

2 1の規定が適用される場合を除くほか、千九百九十一以後の年について次の金額を超えてはならない。

3 議から大会議までの間に採択された連合の文書の改正に関する決定は、その通告の少なくとも三箇月後でなければ実施されない。

4 執行理事会は、また、毎年、スイスの消費者物価指数を基礎として、職員に関する経費以外の経費の額を調整することができる。

5 1の規定にかかるわらず、執行理事会（特に緊急の場合には、国際事務局長）は、国際事務局の庁舎の重要なかつ予期することのできなかつた修理の費用を賄うため定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき六万五千スイス・フランを超えることができない。

6 1及び2の経費については、連合の円滑な運営を確保するために十分でないことが明らかとなつた場合には、加盟国の過半数による議決で承認を得ることを条件として、1及び2に定めた修理の費用を賄うため定められた最高限度額の超過を認めることができる。ただし、超過額は、一年につき六万五千スイス・フランを超えることができない。

7 連合に加入し又は連合員として加盟する国及び連合から脱退する国は、その加入、加盟又は脱退が効力を生ずる年の全期間について自国の分担金を支払う。

8 加盟国は、執行理事会の決定する予算に基づき、連合の年次経費に対する自国の分担金を前払する。分担金は、遅くとも当該予算の関係する会計年度の初日までに支払う。期限を経過した後は、未払金額は、連合のために、最初の六箇月間は年三ペーセント、七箇月目からは年六ペーセントの割合で利子を生ずる。

9 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、執行理事会が定め

- 1 条約及び約定並びにこれらの最終議定書の改正は、加盟国政府に対する国際事務局長の通告によつて確定される。
- 2 執行理事会による施行規則及び施行規則の最終議定書の改正是、国際事務局が加盟国の郵政庁に通告する。条約第九十三条规定(3)及び約定のこれに相当する条項に規定する規定の解釈についても、同様とする。

千九百九十四年に予定されている大会議が延期される場合には、千九百九十五年の基本最高限度額が同年後の年についても適用される。

2 次回の大会議の開催に係る経費（事務局の要する旅費、運送費、同時通訳装置に係る費用、大会議の期間における書類の作成費等）は、三百六十七万六千スイス・フランの最高限度額を超過してはならない。

9 連合の資金の不足を補うために予備基金を設けるものとし、その額は、執行理事会が定め

る。同基金は、主として予算の剩余额により維持される。同基金は、予算の收支を合わせるために、加盟国の分担金の額を引き下げるためにも、使用することができる。

10 一時的な資金不足に関しては、スイス連邦政府は、合意により定める条件に従い、必要な短期の立替払を行う。スイス連邦政府は、大会議が定めた金額の限度内における国際事務局の出納事務及び会計事務を無報酬で監査する。

1 加盟国は、自國の属する分担等級に従い、連合の経費を分担する。分担等級は、次のとおりとする。

50 単位等級
40 単位等級
35 単位等級
30 単位等級
25 単位等級
20 単位等級
15 単位等級
10 単位等級
5 単位等級
3 単位等級
1 単位等級

2 分の一単位等級（国際連合が定める後発開発途上国その他執行理事会が指定する国）のためのもの）

3 加盟国は、憲章第二十一条4に定める手続に従い、連合への加入又は加盟の際に、1の分担等級の一を割り当てられる。

4 加盟国は、その後、大会議の開会前に国際事務局に通告することを条件として、分担等級を変更することができる。その通告は、大会議に提示されるものとし、大会議が定める財政に関する規定の効力発生の日に効力を生ずる。

5 加盟国は、一度に二段階以上低い分担等級に

変更することを要求することができない。大会

議の開会前に分担等級の変更の希望を表明しない加盟国は、その時まで属していた分担等級に引き続き属する。

6 もっとも、国際的な救援計画を必要とする自然災害のような例外的状況の下において、加盟国が当初に選定した分担等級に従った分担金を維持することができなくなつたことを立証した場合には、執行理事会は、当該加盟国の請求に応じて一段階低い分担等級に変更することを承認することができる。

7 4及び5の規定にかかわらず、一層高い分担等級への変更については、いかなる制限も付さない。

### 第五章 仲裁

#### 第一百二十六条 国際事務局の供給する物品についての支払

国際事務局が加盟国の郵政庁に有償で供給する物品についての支払は、できる限り速やかに、遅くとも同事務局が計算書を発送した月の翌月の初日から六箇月以内に行う。期限を経過した後は、未払金額は、連合のために、期限を経過した日から年五パーセントの割合で利子を生ずる。

#### 第一百二十七条 仲裁手続

1 仲裁によつて解決を図る紛議が生じた場合は、その当事者である各加盟国の郵政庁は、係争に直接の利害関係を有しない一の加盟国の郵政庁をそれぞれ選定する。二以上の加盟国の郵政庁が一方の当事者である場合には、これらの郵政庁は、この1の規定の適用上、单一の郵政

1 仲裁によつて解決を図る紛議が生じた場合は、その当事者である各加盟国の郵政庁は、係争に直接の利害関係を有しない一の加盟国の郵政庁をそれぞれ選定する。二以上の加盟国の郵政庁が一方の当事者である場合には、これらの郵政庁は、この1の規定の適用上、单一の郵政

2 いづれか一方の当事者である加盟国の郵政庁が仲裁の提議に対し六箇月以内に措置をとらなかった場合において、国際事務局に対して請求がされたときは、同事務局は、当該郵政庁に対して仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。

3 係争当事者は、单一の仲裁者を指定すること

を取り決めることができる。单一の仲裁者は、国際事務局とすることができる。

4 仲裁者は、投票の過半数による議決で裁定を行つ。

5 投票が賛否同数である場合には、仲裁者は、紛議の解決のため、同様に係争に利害関係を有しない他の一の加盟国の郵政庁を選定する。選定について合意に達しない場合には、国際事務局が、仲裁者による選定の対象とならなかつた加盟国の郵政庁のうちから係争に利害関係を有しない一の郵政庁を指定する。

6 約定に関する紛議の場合には、当該約定に参考している加盟国の郵政庁以外の郵政庁のうちから仲裁者を指定することができない。

第七章 最終規定

#### 第一百二十八条 この一般規則に関する議案の承認の条件

この一般規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、大会議に代表を出している加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、加盟国が三分の二以上が出席していなければならない。

#### 第一百二十九条 国際連合との協定に関する議案

前条に定める承認の条件は、万国郵便連合と国際連合との間で締結された協定を改正するための議案についても適用する。ただし、これらの協定において改正の条件を定めている場合には、当該改正の条件による。

#### 第一百三十条 この一般規則の効力発生及び有効期間

この一般規則は、千九百九十一一年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

3 仲裁による議案の承認の条件は、万国郵便連合と国際連合との間で締結された協定を改正するための議案についても適用する。ただし、これらの協定において改正の条件を定めている場合には、当該改正の条件による。

4 いづれか一方の当事者である加盟国の郵政庁が仲裁の提議に対し六箇月以内に措置をとらなかった場合において、国際事務局に対して請求がされたときは、同事務局は、当該郵政庁に対して仲裁者の指定を促し、又は職権により自ら仲裁者を指定する。

5 係争当事者は、单一の仲裁者を指定すること

一通を各締約国に送付する。

千九百八十九年十二月十四日にワシントンで作成した。

1 「代表団」とは、加盟国が大会議への参加のために指定した者又はこれらの全体をいう。代表団は、代表団の長並びに、必要があるときは、代表団の長の代理、一人又は二以上の代表及び

場合により一人又は二人以上の随員（専門家、秘書等を含む）で構成する。

2 代表団の長、その代理及び代表は、次条に定める条件を満たす委任状を有する場合には、憲章第十四条<sup>2</sup>にいう加盟国の代表者とする。

3 隨員は、会合に出席することができ、また、審議に参加する権限を有するが、原則として投票する権限を有しない。もともと、代表団の長は、随員に対し、委員会の会合において自國の名により投票する権限を与えることができる。

4 投票する権限の付与については、会合の開始に先立ち、書面により当該委員会の議長に届け出る。

#### 第一条 総則

この大会議内部規則は、連合の文書に基づいて作成され、これに従属する。この規則の規定と連合の文書の規定とが相違する場合には、連合の文書の規定による。

#### 第二条 代表団

1 「代表団」とは、加盟国が大会議への参加のために指定した者又はこれらの全体をいう。代表団は、代表団の長並びに、必要があるときは、

代表団の長の代理、一人又は二以上の代表及び

場合により一人又は二人以上の随員（専門家、秘書等を含む）で構成する。

2 代表団の長、その代理及び代表は、次条に定める条件を満たす委任状を有する場合には、憲

章第十四条<sup>2</sup>にいう加盟国の代表者とする。

3 隨員は、会合に出席することができ、また、

審議に参加する権限を有するが、原則として投

票する権限を有しない。もともと、代表団の長

は、随員に対し、委員会の会合において自國の名により投票する権限を与えることができる。

投票する権限の付与については、会合の開始に

先立ち、書面により当該委員会の議長に届け出る。

#### 第三条 代表の委任状

1 代表の委任状には、その国の元首、政府の長又は外務大臣が署名する。委任状は、良好妥当なものでなければならない。連合の文書に署名する権限を有する代表（全権委員）の委任状には、その署名の効力（署名が批准又は承認を条件とするものであるか、追認を要するものであるか、最終的なものであるか）について記載す

る。その記載がない場合には、署名は、批准又

# 官報(号外)

は承認を条件とするものとみなす。連合の文書に署名する権限を与える委任状は、審議に参加しかつ投票する権限を与えるものとされる。権限のある当局から、効力について記載がない全権委任状を与えた代表は、当該委任状に明示的に別段の記述がない限り、連合の文書について審議に参加し、投票し、かつ、署名することができる。

2 委任状は、大会議の開会後速やかに、指定された当局に寄託する。

3 委任状を有せば又はこれを寄託していない代表であっても、その氏名が自国の政府により招請政府に通知されている場合には、大会議の活動への参加の当初から審議に参加し及び投票することができる。委任状が正規のものでないと認められた代表についても、同様とする。これらの代表は、その委任状がなく、寄託されておらず又は正規のものでないことを確認した委任状審査委員会の最終報告書が大会議によって承認された時からこのような状態が是正されるまでの間、投票権を有しない。大会議による最終報告書の承認は、大会議の議長の選挙以外の選舉及び連合の文書案の承認に先立つて行われなければならない。

4 加盟国が大会議において自國を他の加盟国の代表団に代表させるための委任状（代理権に係る委任状）は、1の委任状と同様良好妥当なものでなければならない。

5 電報による委任状（代理権に係るもの）を含むことは、認められない。もともと、委任状に関する照会に対し回答を電報で行うことは、認められる。

6 委任状を寄託した後に1又は2以上の会合に出席することができなくなった代表団は、その旨を書面により当該会合の議長に通知することを条件として、他国の代表団に自國を代表させることができ。ただし、1の代表団は、自國

に署名する権限を与える委任状は、審議に参加しかつ投票する権限を与えるものとされる。権限のある当局から、効力について記載がない全権委任状を与えた代表は、当該委任状に明示的に別段の記述がない限り、連合の文書について審議に参加し、投票し、かつ、署名することができる。

2 委任状は、大会議の開会後速やかに、指定された当局に寄託する。

3 委任状を有せば又はこれを寄託していない代表であっても、その氏名が自国の政府により招請政府に通知されている場合には、大会議の活動への参加の当初から審議に参加し及び投票することができる。委任状が正規のものでないと認められた代表についても、同様とする。これらの代表は、その委任状がなく、寄託されておらず又は正規のものでないことを確認した委任状審査委員会の最終報告書が大会議によって承認された時からこのような状態が是正されるまでの間、投票権を有しない。大会議による最終報告書の承認は、大会議の議長の選挙以外の選舉及び連合の文書案の承認に先立つて行われなければならない。

4 加盟国が大会議において自國を他の加盟国の代表団に代表させるための委任状（代理権に係る委任状）は、1の委任状と同様良好妥当なものでなければならない。

5 電報による委任状（代理権に係るもの）を含むことは、認められない。もともと、委任状に関する照会に対し回答を電報で行うことは、認められる。

6 委任状を寄託した後に1又は2以上の会合に出席することができなくなった代表団は、その旨を書面により当該会合の議長に通知することを条件として、他国の代表団に自國を代表させることができ。ただし、1の代表団は、自國

のほかに2以上の国を代表することができます。

## 第七条 大会議及び委員会の議長及び副議長

1 大会議は、第一回本会議において、長老の提議に基づき、大会議の議長を選出し、次いで、執行理事会の提議に基づき、大会議の副議長国となるべき加盟国並びに委員会の議長国及び副議長国となるべき加盟国を指定を承認する。議長

2 第十一条に規定する大会議の事務局長及び事務局次長は、議長団会議の会合に出席する。

第九条 委員会の構成国

1 大会議に代表を出している加盟国は、当然に、憲章、一般規則、条約及び条約の施行規則に関する議案の審査を任務とする委員会の構成国となる。

1 大会議及び委員会の会合における代表团の席順は、代表を出している加盟国のフランス語による国名のアルファベット順とする。

2 執行理事会の議長は、適当な時期に、大会議及び委員会の会合の際に最前列の最初の席に着席する代表团の国を抽せんによって決定する。

## 第五条 オブザーバー

1 國際連合の代表者は、大会議の審議に参加することができる。

2 政府間国際機関のオブザーバーは、当該政府間国際機関に關係のある問題が討議される場合には、大会議の会合又は大会議の委員会の会合に出席することができる。国際的な非政府機関のオブザーバーは、当該国際的な非政府機関に關係のある問題が討議される場合において、関係委員会が同意するときは、当該関係委員会の会合に出席することができる。

## 第六条 憲章第八条の規定に基づいて設立された限定期連合の資格のある代表者も、当該定期連合が希望する場合には、オブザーバーとして出席することができる。

3 憲章第八条の規定に基づいて設立された定期連合の資格のある代表者も、当該定期連合が希望する場合には、オブザーバーとして出席することができる。

4 代表団は、大会議又は委員会の議長がこの規則の規定又はその解釈に基づいて行った決定につき、大会議又は委員会に対して異議を申し立てることができる。もともと、議長の決定は、出席しかつ投票する加盟国過半数による議決で取り消されない限り、有効とする。

5 議長国である加盟国がその責務を遂行することができなくなつた場合には、大会議又は委員会は、当該加盟国に代わって議長国となる国を副議長国の中から指定する。

6 第八条 議長団会議

1 議長団会議は、大会議の活動を指導することを任務とする中央機関とし、大会議の議長及び副議長並びに委員会の議長により構成する。議長団会議は、大会議及び委員会の活動の進行を検討するため、また、これらの活動の進行を容易にすることを目的とする勧告を行うため、定期的に会合する。議長団会議は、各本会議の議事日程の作成及び委員会の活動の調整について大会議の議長を補佐するものとし、また、大会議の閉会に関する勧告を行う。

7 約定の締約国でない加盟国の代表は、当該約定に関する大会議の審議に投票権なしで参加することができる。

8 第十一条に規定する大会議の事務局長及び事務局次長は、議長団会議の会合に出席する。

9 第九条 委員会の構成国

1 大会議に代表を出している加盟国は、当然に、憲章、一般規則、条約及び条約の施行規則に関する議案の審査を任務とする委員会の構成国となる。

2 大会議に代表を出している加盟国であつて一長国及び副議長国地位は、加盟国の衡平な地位及び副議長国地位は、加盟国の衡平な地位とする。

3 約定及び約定の施行規則を取り扱う委員会の構成国でない国の代表団は、当該委員会の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加することができる。

4 大会議に代表を出している加盟国であつて一長国及び副議長国地位は、加盟国の衡平な地位とする。

5 約定及び約定の施行規則を取り扱う委員会の構成国でない国の代表団は、当該委員会の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加することができる。

6 約定及び約定の施行規則を取り扱う委員会の構成国でない国の代表団は、当該委員会の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加することができる。

7 約定及び約定の施行規則を取り扱う委員会の構成国でない国の代表団は、当該委員会の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加することができる。

8 約定及び約定の施行規則を取り扱う委員会の構成国でない国の代表団は、当該委員会の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加することができる。

9 約定及び約定の施行規則を取り扱う委員会の構成国でない国の代表団は、当該委員会の会合に出席し、及び投票権なしで審議に参加することができる。

10 第十条 作業部会

委員会は、特別の問題の研究のために作業部会を開くことができる。

11 第十一条 大会議及び委員会の事務局

1 国際事務局長及び国際事務局次長は、それぞれ大会議の事務局長及び事務局次長の職務を行う。

2 大会議の事務局長及び事務局次長は、投票権なしで審議に参加することを条件に大会議及び議長団会議の会合に出席するものとし、また、同様の条件で、委員会の会合に出席し、又は国際事務局の高級職員を代理として出席させることができる。

3 大会議、議長団会議及び委員会の事務局の事務は、国際事務局の職員が開催国の郵政庁と協力して行う。

4 国際事務局の高級職員は、大会議、議長団会議及び委員会の書記の職務を行うものとし、会合において議長を補佐し、及び議事録又は報告書の作成について責任を負う。



# 官報(号外)

を超えて行うことができない。議長は、発言時間が超えて発言する者の発言を中断させることができるものとし、また、代表に対し、議題から逸脱しないよう要請することができる。

議長は、討議中、発言者の表を朗読した後に、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て、発言者の表の締切りを宣言することができる。議長は、発言者の表に掲げるすべての発言者の発言が終了した時に、討議の終結を宣言する。もともと、行われた発言に対し答弁する権利は、発言者の表の締切りの後においても、討議中の議案の提案者に与えることができる。

議長は、また、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て、いずれか一の議案又は一括された特定の議案に関する同一の代表団の発言の回数を制限することができる。もともと、議案の提案者は、議案を紹介する機会及び、請求を行うことにより、他の代表団の発言に応じて新たな要素を導入するためその後に発言する機会を与えるものとし、また、請求を行うことにより最後に発言することもできる。

議長は、出席しかつ投票する構成国の過半数の同意を得て、いずれか一の議案又は一括された特定の議案に関する発言の回数を制限することができる。もともと、発言の回数は、討議中の議案に対する賛成及び反対の発言につき、それぞれ五回未満に制限することができない。

## 第十七条 議事進行の動議及び議事手続

### 1 の動議

代表団は、問題の討議中及び必要があるときは討議の終結の後においても、次の事項を要求するため、議事進行の動議を提出することができる。

#### 議事の進行状況の整理

この規則の遵守

議案に関して議長が提案した討議順位の変更  
議事進行の動議は、すべての問題（3に規定する議事手続の動議を含む。）に優先する。  
議長は、議事進行の動議に係る事項について、直ちに必要な説明を行い、又は適当と認め

る決定を行う。異議がある場合には、議長の決定は、直ちに投票に付する。

3 代表団は、また、問題の討議の際、次の事項を提議するため、議事手続の動議を提出することができる。

(a) 会合の停止

(b) 会合の閉会

(c) 討議中の問題の討議の延期

(d) 討議中の問題の討議の終結

当該議事手続の動議は、1に規定する議事進行の動議を除くほか、(a)から(d)の順位で他のすべての議案に優先する。

4 会合の停止又は閉会を目的とする動議は、討議を行うことなく直ちに投票に付する。

5 代表団が討議中の問題の討議の延期又は終結を提議する場合には、討議の延期又は終結に対する二人の発言者に対してのみ発言を許した後、当該動議を投票に付する。

6 議事進行の動議又は議事手続の動議を提出する代表団は、その発言において、討議中の問題の内容を取り扱うことができない。議事手続の動議の提案者は、投票に付される前に当該動議は、これに修正を加えて又は加えないで、他の代表団が再提出することができる。

7 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すことができる。

## 第十九条 投票の原則及び手続

### 1 合意によって解決することができない問題

は、投票によって解決する。

### 2 投票は、伝統的な方式又は電子投票装置によつて行う。

投票は、伝統的な方式によるものとする。

### 3 秘密投票

この投票は、投票用紙による秘密投票に代わるものとする。

### 4 記録投票

この投票は、指名点呼による投票に代わるものとする。

### 5 密密投票

この投票は、使用される方式のいかんを問わざる投票手続に優先する。

### 6 投票が開始された後は、いずれの代表団も、

投票の方法に関する議事進行の動議の場合を除くほか、投票を中断させることができない。

### 7 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すこと

ができる。

参加しないもの又はこれに参加することを希望しない旨を宣言するものは、1から3までに定める定足数が満たされているかいかを決定するに当たり、欠席したものとして取り扱わないとする。

## 第二十条 議案の承認の条件

### 1 連合の文書の改正を目的とする議案は、採択されるためには、次の多数による議決で承認されなければならない。

議長は、投票が中断させることとができない。

### 2 議長は、投票が行われた後、代表に対し、当該代表の投票について説明することを許すこと

ができる。

### 3 無記録投票

この投票は、挙手による投票に代わるものとする。

### 4 記録投票

この投票は、指名点呼による投票に代わるものとする。

### 5 密密投票

この投票は、投票用紙による秘密投票に代わるものとする。

### 6 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国の過半数

### 7 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国である加盟国であつて出席しかつ投票するものの過半数

### 8 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 9 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 10 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 11 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 12 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 13 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 14 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 15 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 16 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 17 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 18 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 19 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 20 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 21 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 22 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 23 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 24 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 25 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 26 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 27 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 28 約定及び約定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 29 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 30 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 31 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 32 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 33 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 34 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 35 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 36 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 37 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 38 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 39 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 40 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 41 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 42 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 43 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 44 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 45 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 46 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 47 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 48 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 49 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 50 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 51 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 52 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 53 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 54 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 55 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 56 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 57 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 58 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 59 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 60 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 61 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 62 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 63 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 64 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 65 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 66 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 67 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 68 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 69 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 70 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 71 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 72 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 73 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 74 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 75 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 76 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 77 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 78 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 79 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 80 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 81 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 82 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 83 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 84 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 85 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 86 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 87 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 88 紺定及び紺定の施行規則

この投票は、出席しかつ投票する加盟国

### 89 紺定及び紺定の施行規則

席しかつ投票する加盟国」とは、賛成票又は反対票を投する加盟国をいうものとし、必要な多数を構成するための票数の計算に当たっては、白紙票の数並びに秘密投票の場合の白紙票及び無効票の数は、考慮に入れない。

投票が賛否同数である場合には、議案は、否決されたものとする。

棄権票、白紙票及び無効票の数の合計が賛成票、反対票及び棄権票の数の合計の二分の一を超える場合には、問題の審査は、後の会合まで延期する。当該後の会合においては、棄権票、白紙票及び無効票は、考慮しない。

**第二十一条 執行理事会及び郵便研究諮詢**

問理事会の理事長は、執行理事会又は郵便研究諮詢問理事会の理事長のうちいずれを理事がある場合には、これらの国のうちいずれを理事とするかを決定するため、抽せんを行う。

**第二十二条 國際事務局長及び國際事務局次長の選挙**

國際事務局長及び國際事務局次長の選挙は、引き続いて、同一の日に開催される一又は二以上の会合において、秘密投票により行う。出席しかつ投票する加盟国の票の過半数を得た候補者が選出される。一の候補者が過半数を得るまで必要な回数の投票を行う。

「出席しかつ投票する加盟国」とは、正規に通知された候補者の一に票を投する加盟国をいうものとし、必要な多数を構成するための票数の計算に当たっては、棄権票、白紙票及び無効票の数は、考慮に入れない。

3 梨権票、白紙票及び無効票の数の合計が2の規定により正規に通知された候補者に投じられた票数の二分の一を超える場合には、選挙は、後の会合まで延期する。当該後の会合においては、棄権票、白紙票及び無効票は、考慮しない。

4 各回の投票において最少の票を得た候補者は、除外する。

5 同数の票を得た候補者がある場合には、これらの候補者について判定を下すため、補助的な投票を行い、必要な場合には再度補助的な投票を行う。補助的な投票は、これらの候補者についてのみ行う。その結果決定を得られなかった場合には、抽せんによって決定する。抽せんは、大会議の議長が行う。

**第二十三条 議事録**

1 大会議及び委員会の会合の議事録には、会合の経過を記録し、発言を簡潔に要約し、かつ、議案及び審議の結果を記載する。本会議については議事録を、また、委員会の会合については簡略な議事録を作成する。

2 委員会の会合の議事録については、執行理事会が決定する場合には、大会議のための報告書をもって代えることができる。作業部会は、原則としてこれを設置した機関のための報告書を作成する。

3 代表は、自己の行った発言の概要又は全文が議事録又は報告書に記載されることを請求する権利を有する。ただし、会議の終了後二時間以内にフランス語によるその発言文を事務局に提出することを条件とする。

4 代表は、会合の仮議事録又は仮報告書が配布された時から二十四時間以内に限り、自己の意見を事務局に提出することができる。事務局は、必要があるときは、当該代表と当該会合の議長との間の仲介者となる。

5 4の規定が適用されることを条件として、議長は、原則として、大会議の各会合の始める前に、既に行われた会合の議事録を承認のために提出する。審議につき議事録又は報告書が作成される委員会についても、同様とする。大会議又は委員会の承認を得ることができない会期末の会合の議事録又は報告書は、各会合の議長が承認する。国際事務局は、当該議事録を発送した後

四十日以内に加盟国の代表から同事務局に通知される意見をも考慮に入れる。

6 國際事務局は、大会議及び委員会の会合の議事録又は報告書における編集上の誤りであつて5の規定による承認の際に指摘されなかつたものを訂正することができる。

**第二十四条 決定案(連合の文書案、決議案等)の大会議による承認**

1 編集委員会から提出された連合の文書案は、原則として各条ごとに審査するものとし、全体として投票に付し、可決した後でなければ、採択したものとしない。第二十条の規定は、全体として投票に付する場合について適用する。

2 代表団は、1の規定による審査の際に、委員会において採択され又は否決された議案を再提出することができる。代表団は、これらの議案に関する再審査の請求を行ふに当たっては、連合の文書案中の関係規定が大会議による承認のために提出される会合の日の一日前までに、当該請求を書面により大会議の議長に通知する。

3 2の規定による再審査は、議長が大会議の議事の進行のために適当であると認める場合は、編集委員会から提出される連合の文書案の審査の前に行うことができる。

4 議案は、大会議により採択され又は否決された場合には、再審査の請求が、少なくとも十の代表団によつて支持され、かつ、出席しかつ投票する加盟国三分の二以上の多数による議決で承認される場合を除くほか、同一の大会議によって再審査することができない。この4の規定による再審査は、本会議に直接提出された議案についてのみ行うことができるものとし、同一の問題につき二回以上請求することができない。

5 国際事務局は、最終的に承認された連合の文書における編集上の誤りであつて当該文書案の審査の際に指摘されなかつたもの、条及び項の

番号並びに引用条項を訂正することができる。

6 2から5までの規定は、連合の文書案以外の決定案(決議案、要望案等)についても適用する。

**第二十五条 執行理事会及び郵便研究諮詢**

1 大会議は、この規則を改正することができる。この規則を改正する議案は、審議された場合には、議案を提出する権限を有する連合の機関が提出するものを除くほか、大会議において少なくとも十の代表団により支持されなければならない。

2 この規則を改正する議案は、採択されたためには、大会議に代表を出している加盟国の中なかとも三分の二による議決で承認されなければならぬ。



## (外)号報官

2 郵便切手の主題及び意匠は、万国郵便連合憲章前文及び連合の機関が行う決定の精神に従わなければならぬ。

## 第十二条 用紙

1 用紙に用いる字句並びに用紙の色及び大きさは、この条約及び約定の施行規則に定めるものでなければならない。

2 郵政庁が相互間で使用する用紙は、関係郵政庁が直接の取決めによって別段の決定をしない限り、フランス語を用いて、行間対訳を付して又は付することなく作成する。

3 郵政庁が使用する用紙及びその写しは、記載事項を完全に読み取れるように記入する。一枚目の用紙は、関係郵政庁又は最も関係がある者に送付する。

4 公衆用の用紙であつてフランス語を用いて印刷していないものには、フランス語による行間対訳を付する。

## 第十三条 郵便本人票

1 郵政庁は、郵便本人票を認めた旨を通告しなかつた加盟国において郵便業務上の証拠書類としての効力を有する郵便本人票を、その請求者に交付することができる。

2 郵便本人票を交付する郵政庁は、その交付につき、一・六三 SDR を超えない料金を徴収することができる。

3 郵政庁は、郵便物の交付又は金銭業務の証書類についての払渡しが正規の郵便本人票の提示の下に行われたことを立証した場合には、責任を免れる。郵政庁は、正規の郵便本人票の亡失、盜取又は詐欺使用によつて生ずる結果についても、責任を負わない。

4 郵便本人票は、発行の日から起算して十年間有効とする。ただし、次の場合には、無効となる。

(a) 本人の容ぼうが写真又は特徴書きに相応しないほど変わった場合

(b) 郵便本人票が本人に関する一定の記入事項を点検することができないほど損傷している場合

## 第十四条 处罰に関する約束

加盟国の政府は、次の目的のために必要な措置をとること又は当該措置を自國の立法機関に提議することを約束する。

(a) 郵便切手(通用が廃止されたものを含む)、国際返信切手券及び郵便本人票の偽造を处罚すること。

## 第十五条 郵便料金の免除

郵便業務から生ずる国際的な勘定の郵政庁同の決済は、これに關する取決めがある場合には、一般の取引とみなし、関係加盟国の通常の国際的な義務に従つて行なうことができる。このような取決めがない場合には、勘定の決済は、この条約の施行規則の定めるところにより行う。

## 第十六条 郵便業務の事務用通常郵便物

についての郵便料金の免除を点検することができないほど損傷している場合

## 第二章 郵便料金の免除

## 第十五条 郵便料金の免除

郵便料金の免除は、この条約及び約定に明文の定めのある場合に限つて行う。

## 第十六条 郵便業務の事務用通常郵便物

についての郵便料金の免除を点検することができないほど損傷している場合

物、小包郵便物及び金銭業務の証書類であつて、これらの情報局又は中央情報局が1及び2に定める条件により直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享する。

## 第十七条 捕虜及び抑留された文民に関する規則

(a) 郵政庁又は郵便局が差し出すものであること。

## 第十八条 点字郵便物についての郵便料金の免除

間若しくは限定連合の機関の間で交換し又はこれららの機関が郵政局若しくは郵便局にて差し出すものであること。

## 第十九条 捕虜及び抑留された文民に関する規則

郵便物についての郵便料金の免除を点検する。

点字郵便物については、第二十一条の規定が適用される場合を除くほか、普通料金、第二十六条1の表に掲げる特別料金及び代金引換料を免除する。

## 第二部 通常郵便に関する規定

## 第一章 通常郵便物

1 通常郵便物とは、次のものをいう。

(a) 書状及び郵便葉書(これらを「L.C.」といふ)。

(b) 印刷物、点字郵便物及び小形包装物(これらを「A.O.」といふ)。

2 「M郵袋」とは、同一名あて地の同一受取人

であつた新聞紙、定期刊行物、書籍その他の印刷物を包有する特別の郵袋をいう。

3 航空路によつて優先的に運送される通常郵便物は、「航空通常郵便物」という。

4 航空通常郵便物よりも低い優先度で航空路によつて運送される平面路通常郵便物は、「S.A.L.」といふ。

5 通常郵便物は、その取扱速度に従つて次のとおり分けることができる。

(a) 優先郵便物 最も速達の線路(航空路又は平面路)によつて優先的に運送される郵便物

官 報 (号 外)

(b) 非優先郵便物 差出人の選択により優先郵便物に比較し低い料金が適用されかつその配達に長い時間を要する郵便物 繼越郵政厅及び名あて郵政厅は、優先郵便物を航空通常郵便物として取り扱う。郵政厅は、差出人に対する平面路のLC郵便物よりも取扱速度の速い業務を提供していない場合には、二国間で定める規則に基づき、平面路のLC郵便物についても同様に取り扱うことができる。また、非優先郵便物と平面路のAO郵便物又は航空通常郵便物よりも低い優先度で航空路によつて運送される平面路のAO郵便物(SAL)との間で、これらの取扱いについていかなる差異

も設けてはならない。

第二十条 普通料金並びに重量及び大きさの制限並びに一般的条件

連合の全境域における通常郵便物の運送に係る料金は、そのガイドラインとして次の表の1から3までの欄に掲げるところにより定める。

重量及び大きさの制限は、次の表の4及び5の欄に掲げるところにより定める。料金は、第十二条の規定が適用される場合を除くほか、配達業務が名あて国において実施されているときは、郵便物の受取人の住所への配達の費用を含む。

郵便葉書	印刷物		
○・二一六	○・一八	○・四〇	○・一八
二キログラム	二〇グラムまで	二〇グラムまで	二〇グラムまで
（書籍）	（ラムまで）	（ラムまで）	（ラムまで）
るときき上もがけでるこ引	ラム意政は、こ間の關係重ラ五つ及	一合郵量ム。ロには、この	二キログラム。ロには、この
ムキログラ	一・五四	三・〇九	一・二一
段階ごとに追加のグラムの○	一、ラムを超えラムまで	で○を五〇超○一○グラムま	で○を五〇超○一○グラムま
第十八条参照	○・一八	○・七四	○・四〇
最大限度	長さと幅と厚さとを合計して九〇〇ミリメートルとする。	長さと幅と厚さとを合計して九〇〇ミリメートルとし、一边の長さが六〇〇ミリメートルを超えないものとする。（許容差は、それ二・ミリメートルとする。）	長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それ二・ミリメートルとする。）
最小限度	二倍とを合計して一七〇ミリメートルとし、長さが一〇〇ミリメートルを下回らないものとする。	二倍とを合計して一七〇ミリメートルとし、長さが九〇〇ミリメートルを超えないものとする。（許容差は、それ二・ミリメートルとする。）	長さ一四八ミリメートル、幅一〇五ミリメートル（許容差は、それぞれ二・ミリメートルとする。）

## 小形包装

一〇〇グラムまで	○・四〇	二キログラム
一〇〇グラムまで	○・七四	二五〇グラムまで
一、〇〇グラムまで	二・一一	二五〇グラムまで
二、〇〇グラムまで	三・〇九	二五〇グラムまで
一、〇〇グラムまで	一・三二	一〇〇グラムまで

2 執行理事会は、大会議から大会議までの間において一回、1の表の3の欄に掲げる基本料金を改正することができる。改正された料金は、加盟国が自國において差し出される国際郵便物について定めた料金の中央値に基づくものとし、執行理事会が定める日に効力を生ずる。

3 加盟国は、例外的に、1の表の重量段階の構成を変更することができる。この場合には、次の条件を満たさなければならない。

(a) 各種類の郵便物につき、最初の重量段階が1の表の最初の重量段階であること。

(b) 各種類の郵便物につき、最後の重量段階の最大重量が1の表の重量の最大限度を超えないこと。

4 内国業務において、通常郵便物の種類としての郵便葉書、印刷物又は小形包装物を廃止した加盟国は、外国であつて郵便物についても同様とすることができる。

5 郵政庁は、航空書簡の差出しを認める権能を有する。航空書簡は、航空書状とするものとし、適切に折り畳みかつ四辺が閉じられることとなる一枚の紙から成る。ただし、1の規定に

を、新聞紙の料金により運送するために自己の規則が定める条件を満たす新聞紙及び定期刊行物についてのみを行う権利を留保する。目録、目論見書、定価表等の商用印刷物は、その発行が定期的であるかないかを問わず、この引下げから除外するものとし、新聞紙及び定期刊行物に添付する紙片に印刷した広告についても、同様とする。ただし、新聞紙及び定期刊行物の一部と認められる広告のための折り込みについては、この限りでない。

6 1及び3(b)の規定にかかるらず、郵政庁は、印刷物については、五十グラムまでを第一重量段階として適用する権能を有する。1に定める制限の範囲内で設定する料金の間には、基本料金の間における割合と同一の割合ができる限り保持されなければならない。郵政

7 1に定める制限の範囲内で設定する料金の間には、基本料金の間における割合と同一の割合ができる限り保持されなければならない。郵政袋について適用する料金は、各郵袋の総重量につき一キログラムの段階ごとに計算する。郵政袋について、二十ペーセントを限度としてこれらが属する通常郵便物の種類について適用する料金を引き下げるなどを許容する機能を有する。その引下げは、8及び9に規定する引下げとは別個のものとすることができる。M郵袋については、1に定める重量の制限を適用しない。ただし、郵袋一個の重量は、三十キログラムを超えてはならない。

## 第二十一条 送達方法又は速度に基づく料金の決定

1 郵政庁は、航空通常郵便物について増料金を徴収することができるものとし、この場合において、前条1に定める重量段階よりも細分された重量段階を適用することができる。航空増料金は、航空運送のための費用と関係を有するものでなければならず、また、利用される送達線路のいかんを問わず、少なくとも、各名あての全国域について均一とする。郵政庁は、航空通常郵便物に適用する航空増料金の計算に当たる郵便業務の事務用通常郵便物(万国郵便連合の機関及び限定連合が差し出すものを除く)について、公衆用の用紙が添付される場合にはその重量を算入することができる。第十六条に規定する郵便業務の事務用通常郵便物(万国郵便連合の機関及び限定連合が差し出すものを除く)については、航空増料金を徴収しない。

8 郵政庁は、自国内で発行される新聞紙及び定期刊行物については、五十ペーセントを限度としてこれらが属する通常郵便物の種類について適用する料金を引き下げる料金を適用する権能を有する。もっとも、郵政庁は、その引下げ

12 郵政庁は、郵便葉書、印刷物又は小形包装物の料金につき、1に定める制限の範囲内において、定形外郵便物については、定形郵便物について適用する料金と異なる料金を適用することができる。

11 差出郵政庁は、1に定める制限の範囲内において、定形外郵便物については、定形郵便物について、定形外郵便物とすることは、その総重量が、重量制限の最も高い種類の郵便物の重量の最大限度を超えないことを条件として、認められる。当該單一の郵便物について適用する料金は、差出郵政

物の料金又はそれぞれの物品について適用する料金の合計額とする。当該單一の郵便物には、「Envio mixtes」の表示を付する。

13 第十六条に規定する郵便業務の事務用通常郵便物については、1に定める重量及び大きさの制限を適用しない。ただし、郵袋一個の重量は、三十キログラムを超えてはならない。

14 郵政庁は、自国内で差し出される通常郵便物につき、内国業務の同種の郵便物について定められた重量の制限を適用することができる。ただし、当該重量の制限が1に定める重量の制限を超えない場合に限る。

15 郵政庁は、その定めた料金を、自国内で差し出される通常郵便物について、自国の法令の定めるところにより引き下げて適用する権能を有する。郵政庁は、特に、郵便物を大量に差し出す者に対して優遇料金を認めることができる。郵政庁は、特に、郵便物を多量に差し出す者と対して優遇料金を認めることができる。郵政袋については、M郵袋について適用する料金は、同様の性質(種類、数量、処理時間等)を有する郵便物につき内国制度において適用する料金を下回ることができない。



## 官報(号外)

物は、引き受けない。譲って引き受けられた郵便物は、差出郵政庁に返送する。もっとも、名前で郵政庁は、受取人に当該郵便物を配達することができる。この場合において、名前で郵政庁は、必要があるときは、当該郵便物につき、その封かん方法、内容品、重量又は大きさに従つて属する通常郵便物の種類について定める料金を適用する。また、当該郵便物が第二十条に定める重量の最大限度を超える場合には、名前で郵政庁は、当該郵便物の実際の重量に従つて、その超過重量と等しい重量を有する当該郵便物と同一の種類の国際郵便物に適用する料金の額を補充料金として適用の上、料金を課することができる。

1の規定は、第四十一条<sup>2</sup>又は<sup>3</sup>の規定に抵触する郵便物について準用する。

第四十一条の規定により禁止されている物品（同条<sup>2</sup>又は<sup>3</sup>に規定する物品を除く。）を包有する郵便物であつて譲つて引き受けられたものは、同条の規定に従つて取り扱う。

**第二十五条 外国における通常郵便物の差出し**

いづれの加盟国も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し又は差し出させる通常郵便物を引き受け、送達し又は受取人に配達する義務を負わない。関係郵政庁は、当該通常郵便物を、差出元に返送し又は料金を還付することなく差出人に還付する権利を有する。

**第二十六条 特別料金**

1 この条約に規定する料金であつて第二十条の普通料金のほかに徵収するものは、「特別料金」という。その金額は、次の表に従つて定められる。

料金の名称	金額	備考
(a) 締切時刻後の差し出しの料金(次条1)	内国制度における料金と同額	
(b) 窓口通常取扱時間外の差し出しの料金(次条2)	内国制度における料金と同額	
(c) 差出人の住所からの取集料(次条3)	内国制度における料金と同額	
(d) 窓口通常取扱時間外の交付の料金(次条4)	内国制度における料金と同額	

1 人に配達する義務を負わない。通常郵便物がこれらの人差し出人により外国において多量に差し出される場合には、その差し出しが一層低い料金の利益を受けるために行われるものであるかないかを問わず、同様とする。

2 1の規定は、差出人が居住国において準備した後に国境を越えて搬出した郵便物又は外国において作成された郵便物のいずれについても、区別なく適用する。

3 関係郵政庁は、1及び2に規定する郵便物を差出元に返送し、又はこれに対しても内国料金を課する権利を有する。差出人が内国料金の支払を拒否した場合には、当該関係郵政庁は、自国の法令に従つて当該郵便物を処分することができる。

4 いづれの加盟国も、差出人が居住国以外の国において多量に差し出し又は差し出させる通常郵便物を引き受け、送達し又は受取人に配達する義務を負わない。関係郵政庁は、当該通常郵便物を、差出元に返送し又は料金を還付することなく差出人に還付する権利を有する。

1 いづれの加盟国も、その領域内に居住する差出人が外国において適用される一層低い料金の利益を受けるために当該外国において差し出し又は差し出させる通常郵便物を送達し又は受取

(e) 留め置き料(次条5)  
額 内国制度における料金と同

(f) 重量五〇〇グラムを超える小形包装物の受取人への配達の料金(次条6)  
額 重量五〇〇グラムを超える通常郵便物(点字郵便物を除く。)について国内法令により最高限〇・一〇SDR

(g) 保管料(第二十八条)  
額 普通郵便物の料金未納又は料金不足の場合の料金(第三十二条1及び2)  
額 通常郵便物(点字郵便物を除く。)について国内法令により最高限〇・一〇SDR

(h) 速達料(第三十五条2、5及び8)  
額 第一重量段階の普通書状の料金を最低限度とし、一・六三SDRを最高限度とする額  
額 郵政庁は、第二十条の規定に該当する郵便物を包有する各郵袋については、個別料金に代えて、個別料金の五倍の額を超えない一括料金を徴収する。

速達による配達が特別の負担を与える場合には、内国制度の同種の郵便物に関する規定に従つて補充料金を徴収することができる。

受取人が速達による配達を請求する場合には、内国制度における料金を徴収することができる。

(i) 速達料(第三十五条2、5及び8)  
額 第一重量段階の普通書状の料金を最低限度とし、一・六三SDRを最高限度とする額  
額 郵政庁は、第二十条の規定に該当する郵便物を包有する各郵袋については、個別料金に代えて、個別料金の五倍の額を超えない一括料金を徴収する。

速達による配達が特別の負担を与える場合には、内国制度の同種の郵便物に関する規定に従つて補充料金を徴収することができる。

受取人が速達による配達を請求する場合には、内国制度における料金を徴収することができる。

(j) 取扱請求料、あて名変更請求料又はあて名訂正請求料(第三十八条2)  
額 最高限一・三一SDR  
額 内国制度における料金と同

(k) 転送請求料(第三十九条2)  
額 内国制度における料金と同

住所配達の場合には、この金額に最高限〇・一〇SDRを加えることができる。

(1) 転送料又は返送料 (第三十九条8及び第四十条1)

通関料(第四十三条)

内国制度における料金と同額

最高限一・六一 SDR

郵政庁は、第二十条10の規定に該当する郵便物を包有する各郵袋については、個別料金に代えて、最高限三・二七 SDRの一括料金を徴収する。

(n) 課金別納郵便物の配達について徴収する料金 (第四十五条3から5まで)

一 差出郵政庁が徴収する料金として最高限〇・九八 SDR

二 差出しの後に行われた請求につき差出郵政庁が徴収する追加料金として最高限一・三一 SDR

三 名あて郵政庁のために徴収する手数料として最高限〇・九八 SDR

最高限〇・六五 SDR

(r) 不可抗力危険負担料 (第五十条3)

(s) 受取通知料 (第五十五条1)

(t) 受取人本人への手交の料金(第五十六条1)

最高限〇・一三 SDR

最高限〇・九八 SDR

保険金額の各段階ごとに各段階の金額の二分の一パーセントに相当する額(不可抗力による危険を負担する国においても、同額の料金を適用する。)

各書留郵便物について最高限〇・一三 SDR

最高限〇・九八 SDR

最高限〇・一六 SDR

金窓口通常取扱時間外の差出しの料金 差出入の住所からの取集めの料金、窓口通常取扱時間外の交付の料金、留め置き料及び小形包装物の配達料

1 の表に掲げる金額を超える額の料金を内国業務において適用する加盟国は、国際業務においても当該料金を適用することができる。

第二十七条 締切時刻後の差出しの料金 窓口通常取扱時間外の差出しの料金 差出入の住所からの取集めの料金、窓口通常取扱時間外の交付の料金、留め置き料及び小形包装物の配達料

2 1 の表に掲げる金額を超える額の料金を内国業務において適用する加盟国は、国際業務においても当該料金を適用することができる。

第三十一条 締切時刻後にその差立業務に差し出される郵便物については、自国の法令の定めるところにより、差出人から追加料金を徴収することができる。

4 郵政庁は、窓口通常取扱時間外に窓口に差し出される郵便物については、自国の法令の定めるところにより、差出人から追加料金を徴収することができる。

5 名あて郵政庁は、重量五百グラムを超える小形包装物については、前条1の表(t)の特別料金を徴収することができる。

6 名あて国郵政庁は、受取人に配達する重量五百グラムを超える小形包装物については、前条1の表(t)の特別料金を徴収することができる。

第二十八条 保管料

名あて郵政庁は、重量五百グラムを超える通常郵便物であつて受取人が無料で引き取ることのできる期間内に引き取らなかつたものについては、自国の法令の定めるところにより、保管料を徴収することができる。保管料は、点字郵便物については、徴収しない。

第二十九条 料金の納付

1 第十九条に規定する郵便物(第十六条から第十八条までの規定に該当する郵便物を除く。)については、原則として、差出人が料金を完全に前納する。

2 差出郵政庁は、料金未納又は料金不足の通常郵便物を、差出人が料金を完全に納付するよう

3 郵政庁は、窓口通常取扱時間外に窓口において交付する郵便物については、自国の法令の定めるところにより、差出人から追加料金を徴収することができる。

4 郵政庁は、差出人の住所から取り集める郵便物については、自国の法令の定めるところにより、差出人から追加料金を徴収することができる。

(g) 保険料(第五十四条1(c))

名あて国のかんを問わず、最高限、保険金額六五・三四 SDRごとに及びその端数につき〇・三三 SDR又は

に、差出人に還付する権能を有する。

差出郵政局は、また、差出人に代わり、料金

未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後、未納又は不足の金額を差出人から徴収することができる。

差出郵政局が2及び3の権能を行使しない場合又は差出人に料金を完全に納付させることができない場合のいずれの場合においても、料金未納又は料金不足の書状及び郵便葉書は、名前で国に送達する。書状及び郵便葉書以外の郵便物であつて料金未納又は料金不足のものも、送達することができる。

## 5 航空増料金のある航空通常郵便物、航空増料

金のあるSAL通常郵便物又は優先郵便物であつて差出人による料金未納又は料金不足の補正が不可能であるものは、納付された料金の額が航空増料金の額、航空通常郵便物若しくはSAL通常郵便物の料金と平面路通常郵便物の料金との差額又は優先郵便物の料金と非優先郵便物の料金との差額以上であるときは、それぞれ、航空路によつて、SALとして又は優先郵便物として送達する。差出郵政局は、納付され

た料金の額が航空増料金の額の七十五ペーセント又は併合料金の五十分ペーセントに相当する額以上であるときも、航空路によつて又は優先郵便物として送達する権能を有する。納付された料金の額が航空増料金の額の七十五ペーセント又は併合料金の額の五十分ペーセントに相当する額未満であるときは、平面路通常郵便物又は非

優先郵便物について通常利用される運送方法によつて送達する。最初の運送につき正規に料金が納付され、かつ、料金の補充が輸送前に行われた郵便物は、正當に料金が納付されたものとみなす。

### 第三十条 料金納付の方法

1 料金の納付は、次のいずれかによつて行う。(a) 差出国において効力を有する郵便切手で

あつて郵便物に印刷され又ははり付けられたもの

(b) 郵政局が設置する自動発売機により販売する郵便料金納付の印影

(c) 公に採用されかつ郵政局の直接の監督の下に使用される料金計器による印影(差出郵政局の規則がこのようない押印制度を認める場合に限る。)

(d) 印刷機その他の押印機器による印影(差出郵政局の規則がこのようない押印制度を認める場合に限る。)

(e) 料金の全額が納付されていることを示す表示、例えば「Taxe perçue」の表示。当該表示は、名あて面の右上の部分に行うものとし、

差出局又は、料金未納若しくは料金不足の郵便物の場合は、料金未納の郵便物の料金を完全に納付した郵便局の日付印の印影をもつて

正當なものと証明されなければならない。

2 同一名あて地の同一受取人にて同一印刷物であつて特別の郵袋に納められたものの料金の納付は、1(a)から(e)までのいずれかによるものとし、その総額を郵袋の名あて票札上に表示して行う。

## 第三十一条 船舶内における通常郵便物の料金の納付

1 航海の始点若しくは終点又は寄港地に停泊中の船舶内で差し出される通常郵便物については、停泊国の郵便切手で当該停泊国の料金率に従つて料金を納付する。

2 公海上の船舶内で差し出される通常郵便物については、関係郵政局の間の特別の合意がない限り、当該船舶の所属している国又は当該船舶を維持している國の郵便切手でこれらの國の料金率に従つて料金を納付することができる。こ

のようにして料金が納付された郵便物は、船の寄港地への到着の後できる限り速やかに当該寄港地の郵便局に引き渡さなければならぬ。

3 國際返信切手券の価額は、○・七四SDRとする。郵政局が設定する販売価格は、これを下回ることができない。

4 國際返信切手券は、各加盟国において、優先

郵便物又は外國において航空路によつて発送する普通書状の最低料金を表示する一枚又は二枚以上の郵便切手と引き換えることができる。引

付の印影とも引き換えることができる。

5 郵政局は、速達による配達が受取人の住所の位置又は名前で局への到着の日及び時刻との関係上名ある郵便物の配達及び補充料金の徴収は、内国制度の同種の郵便物に関する規定により規律する。

6 前項しなければならない料金が完全には納付されていない速達郵便物は、差出局が速達郵便

## 第三十二条 料金未納又は料金不足の場合の料金

差出郵政局は、料金未納又は料金不足の場合において、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

1 差出郵政局は、通常郵便物に限定する権利を有する。保険付書状については、名あて郵政局に到着した後できる限り速やかに特別の配達人が配達する。もつとも、郵政局は、速達の業務を航空通常郵便物、優先郵便物又は、二の郵政局の間において平面路のみが利用されている場合には、平面路LCO郵便物に限定する権利を有する。

2 1の規定による差出人に代わる料金の納付がされなかつた場合には、料金未納又は料金不足の郵便物につき、受取人から、又はこれらの郵便物が返送されたときは差出人から、第二十六

条1の表(i)の特別料金を徴収する。

3 書留郵便物及び保険付書状は、到着したときは、正當に料金が納付されたものとみなす。

4 第三十三条 國際郵便料金受取人払業務の規則を取り決めることができる。

5 1の郵便物は、「速達郵便物」といい、これに對しては、普通料金のほかに第二十六条の表(i)の特別料金を課する。この特別料金は、完全に前納しなければならない。

6 速達郵便物は、1に規定する配達方法と異なる方法によつて取り扱うことができる。ただし、この異なる方法によつて受取人に提供される速達業務の水準が特別の配達人によって得られる水準と少なくとも同等である場合に限る。この権能を有する。

7 1の郵便物は、「速達郵便物」といい、これに對しては、普通料金のほかに第二十六条の表(i)の特別料金を課する。この特別料金は、完全に前納しなければならない。

8 速達郵便物は、1に規定する配達方法と異なる方法によつて取り扱うことができる。ただし、この異なる方法によつて受取人に提供される速達業務の水準が特別の配達人によって得られる水準と少なくとも同等である場合に限る。この権能を有する。

9 1の郵便物は、「速達郵便物」といい、これに對しては、普通料金のほかに第二十六条の表(i)の特別料金を課する。この特別料金は、完全に前納しなければならない。

10 速達郵便物は、1に規定する配達方法と異なる方法によつて取り扱うことができる。ただし、この異なる方法によつて受取人に提供される速達業務の水準が特別の配達人によって得られる水準と少なくとも同等である場合に限る。この権能を有する。

11 1の業務を実施する郵政局は、執行理事会が定める規則を尊重しなければならない。

12 もっとも、郵政局は、二国間で2の規則以外の規則を取り決めることができる。

## 第三十四条 國際返信切手券の価額

1 郵政局は、国際事務局の発行する国際返信切手券を販売する権能及び自國の法令に従つてその販売を制限する権能を有する。

2 國際返信切手券の価額は、○・七四SDRとする。郵政局が設定する販売価格は、これを下回ことができない。

3 國際返信切手券は、各加盟国において、優先

郵便物又は外國において航空路によつて発送する普通書状の最低料金を表示する一枚又は二枚以上の郵便切手と引き換えることができる。引

付の印影とも引き換えることができる。

4 郵政局は、速達による配達が受取人の住所の位置又は名前で局への到着の日及び時刻との関係上名ある郵便物の配達及び補充料金の徴収は、内国制度の同種の郵便物に関する規定により規律する。

5 前項しなければならない料金が完全には納付

えによつて料金を納付する郵便物とを同時に差し出すことを要求する権能を有する。

## 第三十五条 速達郵便物

通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人の請求に応じ、配達局に到着した後できる限り速やかに特別の配達人が配達する。もつとも、郵政局は、速達の業務を航空通常郵便物、優先郵便物又は、二の郵政局の間において平面路のみが利用されている場合には、平面路LCO郵便物に限定する権利を有する。

6 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

7 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

8 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

9 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

10 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

11 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

12 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

13 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

14 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

15 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

16 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

17 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

18 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

19 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

20 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

21 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

22 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

23 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

24 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

25 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

26 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

27 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

28 通常郵便物は、郵政局が速達の業務を行つている国においては、差出人に代わり料金未納の通常郵便物の料金を納付し又は料金不足の通常郵便物の料金を完全に納付した後未納又は不足の金額を差出人から徴収するときは、第二十六条の表(i)に規定する取扱料金を差出人から併せて徴収することができる。

官報 (号外)

物として取り扱つたものでない限り、普通の方法により配達するものとし、差出局が速達郵便物として取り扱つたものである場合には、これに対し第三十二条の規定に基づいて料金を課す。

7 郵政庁は、速達郵便物としての配達の試みを一回にのみとどめることができる。この試みが目的を達しなかつた場合には、当該郵便物は、普通の郵便物として取り扱うことができる。

8 受取人は、名あて郵政庁の規則が認める場合には、自己あての郵便物を到着の後直ちに速達によって配達するよう配達局に請求することができる。この場合には、名あて郵政庁は、内国業務において適用する料金を配達の際に徴収することができる。

第三十六条 業務の質に関する目標

1 名あて郵政庁は、自國あての優先郵便物及び航空通常郵便物の処理のための時間を定めなければならぬ。その時間は、内国業務の相当する郵便物について適用される時間よりも不利であつてはならない。

2 名あて郵政庁は、また、できる限り、自國あての平面路通常郵便物及び非優先郵便物の処理のための時間を定めなければならない。

3 差出郵政庁は、名あて郵政庁が定める時間を考慮して、外国あての優先郵便物及び航空通常郵便物のための業務の質に関する目標を定めなければならない。

(a) 航空通常郵便物及び優先郵便物の優先的な取り扱い、郵袋の受領及び継送が最も良の状態で行われること。

(b) (a)の開袋の優先的な取り扱いに関して運送企業との間で締結した取決めの遵守を確保すること。

(c) 自國あての航空通常郵便物及び優先郵便物の税関検査に関する作業が迅速に行われるここと。

(d) 自国内で差し出された航空通常郵便物及び優先郵便物を名あてに送達するために必要な時間並びに外国から到着した航空通常郵便物及び優先郵便物を受取人に配達するために必要な時間をできる限り短縮すること。

第三十八条 取戻し及び差出人の請求によるあて名の変更又は訂正

1 通常郵便物の差出人は、次の条件を満たす場合に限り、郵便物を取り戻し、又はそのあて名を変更し若しくは訂正することができる。

(a) 郵便物が受取人に配達されていないこと。

(b) 郵便物が第四十一条の規定に抵触することを理由として権限のある当局によって没収され又は棄却されないこと。

(c) 郵便物が名あて国の法令に基づいて差し押さえられていないこと。

2 取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求は、差出人の費用負担で郵便又は電信その他の適當な電気通信手段によつて送達する。差出人は、各請求につき、第二十六条1の表(1)の特別料金を納付するものとし、請求が電気通信によつて送達される場合には、更に、その送達に係る所要の料金を納付する。郵便物が差出国外にある間は、取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求は、差出国の法令の定めるところにより處理する。

第三十七条 航空通常郵便物及び優先郵便物の優先的な取り扱い

1 受取人がその住所を変更した場合には、通常郵便物は、差出人により名あて国において通用する言語によつて転送禁止の記載が名あて面にされており又はそのあて名がこの条約の施行規則第百十三条1(c)の規定に基づいて記載されているときを除くほか、内国業務において定める条件により、直ちに受取人に転送する。ただし、一国から他国への転送は、郵便物が転送のための新たな運送について必要な条件を満たしてゐる場合に限つて行う。

2 航空通常郵便物及び優先郵便物は、最も速達の線路(航空路又は平面路)によつて新たな名ある場合には、所要の料金を納付する。電報が利用

3 郵政庁は、自國の法令が認める場合には、他の郵政庁の業務に差し出された通常郵便物に関する取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求を受理する。

4 差出人は、返信料前払を認める二の国間において、取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求について名あて局のとつた措置につき電気通信によつて通知を受けることを希望する場合には、所要の料金を納付する。電報が利用

される場合には、電報料は、十五語分として計算する返信料前払電報の料金とする。テレックスが利用される場合には、差出人から徴収する電報料は、原則として、当該請求をテレックスによって送達するために徴収する電報料の額と同一である。

5 同一差出人から同一受取人において同一郵便局に同時に差し出された二個以上の郵便物に関する取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求については、2の規定による料金は、一個のみを徴収する。

6 受取人の氏名又は身分の変更を伴わない單なるあて名の訂正是、差出人が、名あて局に対し直接、すなわちあて名変更請求のための手続によつて履行及び2の特別料金の納付をすることなく、請求することができる。

7 取戻請求に基づく郵便物の差出元への返送は、差出人が航空増料金を納付することを約束する場合には、航空路によつて行う。あて名の変更又は訂正の請求に基づいて郵便物が航空路によつて転送される場合には、新たな航空運送路に係る航空増料金を受取人から徴収し、配達郵政庁がこれを取得する。

第三十九条 転送

1 受取人がその住所を変更した場合には、通常郵便物は、差出人により名あて国において通用する言語によつて転送禁止の記載が名あて面にされており又はそのあて名がこの条約の施行規則第百十三条1(c)の規定に基づいて記載されているときを除くほか、内国業務において定める条件により、直ちに受取人に転送する。ただし、一国から他国への転送は、郵便物が転送のための新たな運送について必要な条件を満たしてゐる場合に限つて行う。

2 航空通常郵便物及び優先郵便物は、最も速達の線路(航空路又は平面路)によつて新たな名ある場合には、所要の料金を納付する。電報が利用

3 郵政庁は、自國の法令が認める場合には、他の郵政庁の業務に差し出された通常郵便物に関する取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求を受理する。

4 差出人は、返信料前払を認める二の国間において、取戻請求又はあて名の変更若しくは訂正の請求について名あて局のとつた措置につき電気通信によつて通知を受けることを希望する場合には、所要の料金を納付する。電報が利用

を免除しない閑税その他の特別の費用は、当該転送を行った国に償還する。  
10 留め置き料、通関料、保管料、手数料、速達の補充料金及び小形包装物の受取人への配達の料金は、他国への転送の場合には、徵収を免除する。

#### 第四十条 配達不能の郵便物の差出国又は差出人への返送

1 何らかの理由により受取人に配達することのできなかつた郵便物は、配達不能の郵便物として取り扱う。  
2 配達不能の郵便物は、直ちに差出国に返送する。

3 受取人のために保管される郵便物又は留め置き郵便物の保管期間は、名あて郵政庁の規則により定める。ただし、保管期間は、名あて郵政庁が最長二箇月まで延長することを必要と認める特別の場合を除くほか、原則として、一箇月を超えることができない。差出人が名あて国において通用する言語による名あて面上の記載により請求した場合には、差出国への返送は、一層短い期間内に行う。

4 内国制度の郵便物であつて配達不能のものは、当該郵便物が再発送のための新たな運送について必要な条件を満たしている場合に限り、差出人に還付するため、国外に再発送する。

5 差出人の住所氏名の記載のない郵便葉書は、返送しない。ただし、書留郵便葉書は、必ず返送する。

6 配達不能の印刷物の差出元への返送は、差出人が名あて国において通用する言語による郵便物面上の記載により返送を請求した場合を除くほか、義務的ではない。もつとも、郵政庁は、配達の試みが繰り返しその目的を達しない場合又は郵便物が多量である場合には、差出人に対する方法で配達不能である旨を通知するよう努める。書留印刷物及び書籍は、必ず返送する。

7 返送を行う国が平面路を利用していない場合には、当該国は、配達不能の郵便物を自國が利用する最も適当な線路によって送達する義務を負う。

8 航空書状、航空郵便葉書及び優先郵便物を差出元に返送する場合には、最も速達の線路(航空路又は平面路)により行う。

9 航空書状及び航空郵便葉書以外の配達不能の航空通常郵便物は、次の場合を除くほか、航空増料金が徵収されない通常郵便物(平面路通常郵便物及びSALを含む)について通常利用される運送方法によつて差出元に返送する。

(a) 当該運送方法の利用が中断されている場合  
(b) 名あて郵政庁が当該郵便物の返送について航空路を利用するここととしている場合

10 前条3及び4の規定は、差出人の請求に基づく通常郵便物の差出元への航空路による返送又は優先郵便物としての返送について準用する。

11 差出元に返送された配達不能の通常郵便物は、前条9に定める条件と同一の条件で差出人に還付する。当該通常郵便物については、この条約の施行規則の定めるところにより徵收する料金を除くほか、追加料金を徵收しない。もつとも、内国業務において返送料を徵收する郵政庁は、自國に返送される国際業務の通常郵便物についても、これと同額の料金を徵收することができる。

12 性質上、1にいう危害を及ぼし、汚染又は損傷を与えるおそれのある物品  
(b) 麻薬及び向精神薬  
(c) 次に掲げるものを除く生きた動物。ただし、保険付書状には、次に掲げるものも入れることができる。  
一 みづばち、水ひる及び蚕  
二 寄生虫及び捕食虫であつて、寄生駆除の用に供しかつ公認の施設の間で交換するもの  
(d) 爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質。もつとも、第二十三条に規定する死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料及び放射性物質は、この禁制に抵触しない。  
(e) わいせつな又は不道徳な物品  
(f) 名あて国において輸入又は流布が禁止されている物品

3 印刷物及び点字郵便物は、例外的にこの条約の施行規則に定める場合を除くほか、  
(a) 現実的かつ対人的な通信の性質を有する記載をしてはならず、また、このような性質を有する書類を包有してはならない。  
(b) 消印した若しくは消印していない郵便切手若しくは料金納付用証票又は証券を包有してはならない。  
4 次の物品は、通常郵便物に入れてはならない。  
(a) 有する書類を包有してはならない。  
(b) 現実的かつ対人的な通信の性質を有する記載をしてはならず、また、このようない性質を有する書類を包有してはならない。

5 又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有することができない。  
6 印刷物及び点字郵便物は、例外的にこの条約の施行規則に定める場合を除くほか、  
(a) 現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類であつて差出人及び受取人(これらの者の同居人を含む)以外の者の間で交換されるものを包有することができます。差出元又は名あて国の郵政庁は、このような書類が包有されていることを発見した場合には、当該書類を自國の法令の定めるところにより取り扱う。

7 4(b) (d) 又は(e)に掲げる物品を包有する郵便物は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出元に返送しない。名あて郵政庁は、内容品のうち禁制に抵触しない部分を受取人に配達することができない。

8 誤って引き受けられた郵便物が差出元に返送されずかつ受取人に配達されない場合には、差出郵政庁は、当該郵便物について適用された取扱いに關し、遅滞なく通報を受ける。この通報には、当該郵便物が抵触した禁制及び差押えの原因となつた物品について正確に記載する。

9 誤って引き受けられた郵便物で差出元に返送されるものには、同様の通報を添付する。

10 加盟国は、また、書状、郵便葉書及び点字郵便物以外の通常郵便物であつて自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについては、自國の領域内で開袋検査の運送を行わない権利を留保する。当該郵便物は、差出郵政庁に返送する。

11 差出元又は名あて国において税関検査に付される郵便物に対しては、税關への交付及び通關につけることができる。

12 差出元又は名あて国において税關検査に付される郵便物及び名あて国における現行の4(f)の禁制に関する情報を、この条約の施行規則の規定に従つて国際事務局に明瞭、正確かつ詳細に通報するよう、また、この情報を常に現状に合致させることができる限り留意する。

13 4に掲げる物品を包有する郵便物であつて誤つて引き受けられたものは、これらの物品が包有されていることを発見した郵政庁の属するの表の特別料金を郵便料金として課することができる。

#### 第四十二条 税關検査

1 差出元の郵政庁及び名あて国における現行の法令の定めるところにより、通常郵便物を税關検査に付することができる。

#### 第四十三条 通關料

1 差出元又は名あて国において税關検査に付される郵便物に対しても、税關への交付及び通關につけることは単に税關への交付につき、第二十六条1の表の特別料金を郵便料金として課することができる。

# 官報(号外)

第四十四条 関税その他の課金  
郵政庁は、課されることのある関税その他ののす  
べての課金を郵便物の差出人又は受取人から徴收  
することができる。

## 第四十五条 課金別納郵便物

郵政庁が同意を表明した加盟国との間の関係に  
おいては、差出人は、差出局にあらかじめ申し  
出ることにより、郵便物の配達の際に課される  
料金及び課金の全額を負担することができる。  
差出人は、郵便物の差出しの後においても、当  
該郵便物が受取人に配達されるまでの間は、当  
該郵便物が課金別納で配達されることを請求す  
ることができる。

1 の場合には、差出人は、名あて局が請求す  
る金額を納付することを約束し、また、必要が  
あるときは十分な額の保証金を払い込む。  
2 の場合には、差出人は、名あて局が請求す  
る金額を納付することを約束し、また、必要が  
あるときは十分な額の保証金を払い込む。  
3 の場合には、差出人は、名あて局が請求す  
る金額を納付し、これを自国内で提供する  
業務の報酬として受け得する。

4 の請求が差し出された場合には、  
差出郵政庁は、更に、第二十六条の表(i)の  
追加料金を徴収する。1 の請求が電信その他の  
電気通信手段によって送達される場合には、差  
出入人は、更に、所要の料金を納付する。

5 の名あて郵政庁は、郵便物一個につき、第二十  
六条の表(iii)の手数料を課することができ  
る。この手数料は、第四十三条の料金とは別個  
のものとし、名あて郵政庁のために差出人から  
徴収する。

6 郵政庁は、課金別納郵便物の業務を書留郵便  
物及び保険付書状についてのみ行う権利を有す  
る。

## 第四十六条 関税その他の課金の徴収の 免除

郵政庁は、差出元に返送し、内容品の全面的損  
傷を理由として棄却又は第三国に転送する郵便  
物につき、関税その他の課金の徴収が免除され  
よう、自国の関係機関と交渉することを約束す

## 第四十七条 調査請求

利用者は、郵便物の差出しの日の翌日から起  
算して一年以内に限り調査請求を行うことがで  
きる。

## 第四十八条 書留郵便物、配達記録郵便物及び 保険付書状

郵政庁は、他の郵政庁の業務に差し出された  
郵便物に関する調査請求を受理する。

4 調査請求については、差出人が受取通知につ  
いて既に料金を納付した場合を除くほか、第二  
十六条の表(i)の特別料金を徴収することがで  
きる。電信による調査請求の送達を請求された  
場合には、調査請求料のほかに、調査請求の送  
達のための電報料及び、返信料前払を認める二  
つの間において必要があるときは、返信のた  
めの電報料を徴収する。返信のために電報が利  
用される場合には、電報料は、十五語分として  
計算する返信料前払電報の料金とする。テレ  
ックスが利用される場合には、差出人から徴収す  
る電報料は、原則として、当該調査請求をテ  
レックスによって送達するために徴収する電報  
料の額と同額とする。その他の電気通信手段又  
はEMS業務による調査請求の送達を請求され  
た場合には、これらの手段又は業務につき通常  
徴収される料金を請求者から徴収することができ  
る。これら手段又は業務によって送達され  
る返信の費用については、その回復を相互主義  
により放棄する。

5 第十九条に規定する通常郵便物は、配達記  
録郵便物の引受けを認める郵政庁の間で、配達記  
録郵便業務によって交換することができる。  
2 配達記録郵便物の差出人に対しては、差出し  
の際に無料で受領証を交付する。

第六十条 書留郵便物の料金  
1 書留郵便物の料金は、次のものから成るもの  
とし、前納しなければならない。  
(a) 郵便物の種類に従つて課される普通料金  
(b) 第二十六条の表(p)の定額の書留料

2 特別の安全措置が必要である場合には、郵政  
庁は、第二十六条の表(p)の備考欄二に規定す  
る特別の料金を徴収することができる。

3 不可抗力による危険を負担する郵政庁は、第  
二十六条の表(p)の特別料金を徴収することができる。  
請求については、利用した各線路につき料金を  
徴収する。

## 第五十一条 配達記録郵便物の料金

あつた場合には、4 の特別料金は、これを徴収  
した郵政庁が還付する。もつとも、当該郵政庁  
は、この特別料金を、いとなる場合にも、賠償  
金の支払の義務を負う郵政庁から取り立てるこ  
とができる。

**第二章 書留郵便物、配達記録郵便物及び  
保険付書状**

1 第十九条に規定する通常郵便物は、書留とし  
て発送することができる。

## 第四十九条 配達記録郵便物の引受け

封かんした封筒に入れた書留書状は、差出國  
及び名あての法令が認める場合には、硬貨、  
銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行  
小切手、加工した又は加工していない白金、金  
又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する  
ことができる。

1 第十九条に規定する通常郵便物は、配達記  
録郵便物の引受けを認める郵政庁の間で、配達記  
録郵便業務によって交換することができる。

2 配達記録郵便物の差出人に対しては、差出し  
の際に無料で受領証を交付する。

第六十一条 保険付書状の保険金額  
1 保険金額は、原則として無制限とする。  
2 もつとも、郵政庁は、保険金額を一定の金額  
以下に制限する機能を有する。この金額は、三  
千二百六十六・九一SDR又は、内国業務にお  
いて採用されている限度額が三千二百六十六・  
九一SDR未満である場合には、当該限度額を  
下回ることができない。

3 異なる限度額を採用する国においては、  
最も低い限度額を相互に遵守する。

4 保険金額は、郵便物の内容品の実価を超える  
ものであつてはならない。もつとも、内容品の  
実価の一部分についてのみ保険を付すること  
は、認められる。書類の価額が当該書類の作成  
に要する費用に基づいて表される場合には、そ  
の保険金額は、当該書類の亡失の際のその代替  
に要する費用を超えるものであつてはならな  
い。

5 郵便物の内容品の実価を超える保険金額の詐  
欺表記は、差出国の法令により定める司法上の  
訴追の対象となる。

(a) 郵便物の種類に従つて課される普通料金  
(b) 差出郵政庁が定める配達記録料。ただし、  
その額は、書留料よりも低い額とする。

第五十二条 保険付書状の引受け

1 有価証券又は有価の書類若しくは物品を包有  
し、かつ、差出人の表記する保険金額に従つて  
内容品を保険に付した書状は、「保険付書状」と  
して交換することができる。その交換は、この  
書状を相互に又は一方的に受領することについ  
て郵政庁が同意を表明した加盟国との間において  
のみ行われる。

2 保険付書状の差出人に対しては、差出しの際  
に無料で受領証を交付する。

3 封かんした封筒に入れた書留書状は、差出國  
及び名あての法令が認める場合には、硬貨、  
銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行  
小切手、加工した又は加工していない白金、金  
又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する  
ことができる。

4 保険付書状の差出人に対しては、差出しの際  
に無料で受領証を交付する。

5 郵政庁は、保険付書状業務ができる限り自國  
のすべての郵便局において行わるようによく必要  
な措置をとる。

第六十三条 保険付書状の保険金額  
1 保険金額は、原則として無制限とする。

2 もつとも、郵政庁は、保険金額を一定の金額  
以下に制限する機能を有する。この金額は、三  
千二百六十六・九一SDR又は、内国業務にお  
いて採用されている限度額が三千二百六十六・  
九一SDR未満である場合には、当該限度額を  
下回ることができない。

3 異なる限度額を採用する国においては、  
最も低い限度額を相互に遵守する。

4 保険金額は、郵便物の内容品の実価を超える  
ものであつてはならない。もつとも、内容品の  
実価の一部分についてのみ保険を付すること  
は、認められる。書類の価額が当該書類の作成  
に要する費用に基づいて表される場合には、そ  
の保険金額は、当該書類の亡失の際のその代替  
に要する費用を超えるものであつてはならな  
い。

5 郵便物の内容品の実価を超える保険金額の詐  
欺表記は、差出国の法令により定める司法上の  
訴追の対象となる。

平成二年十二月十八日 参議院会議録第四号(その二) 万国郵便条約

- 第五十四条 保険付書状の料金

1 保険付書状の料金は、次のものから成るものとし、前納しなければならない。

(a) 普通料金

(b) 第二十六条条1の表(p)の定額の書留料

(c) 第二十六条条1の表(q)の保険料

2 特別の安全措置が必要である場合には、郵政庁は、第二十六条条1の表(p)の備考欄二に規定する特別の料金を徴収することができる。

第五十五条 受取通知

1 書留郵便物、配達記録郵便物又は保険付書状の差出人は、差出しの際に第二十六条条1の表(s)の料金を納付した上で、受取通知の請求を行うことができる。受取通知は、最も速達の線路(航空路又は平面路)によって差出人に返送される。

2 差出人が通常の期間内に自己に返送されなかつた受取通知の請求を行う場合には、新たに料金を徴収せず、また、調査請求について第四十七条に規定する料金も徴収しない。

第五十六条 受取人本人への手交

1 書留郵便物、配達記録郵便物及び保険付書状は、合意した郵政庁の間の関係においては、差出人の請求に応じて受取人本人に手交する。郵政庁は、受取人本人への手交の取扱いを受取通知が添付された書留郵便物、配達記録郵便物及び保険付書状についてのみ行うことを取り決めることができる。差出人は、当該請求を行う場合には、第二十六条条1の表(t)の特別料金を納付する。

2 郵政庁は、手交が可能であると考えられる場合において自己の規則が認めるときに限り、1の規定により手交する郵便物の二回目の手交の試みを行う。

第三章 責任

第五十七条 書留郵便物についての郵政庁の責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、書留郵便物に関しては、その亡失、盗取又は損傷について責任を負う。この場

合には、書留郵便物が開袋によって運送されたか閉袋によつて運送されたかを問わない。

2 郵政庁は、また、不可抗力による危険を負担することを約束することができる。当該危険を負担する場合には、郵政庁は、自国内で差し出された書留郵便物の差出人に対し、当該書留郵便物のすべての運送路(転送又は差出元への返送の場合の運送路を含む)において不可抗力により生ずる亡失について責任を負う。

3 差出人は、書留郵便物の亡失の場合には、郵便物一個につき二十四・五〇SDRの賠償金を請求する権利を有する。この金額は、第二十一条に規定する印刷物を納めた特別の郵袋であつて書留としたものについては、郵袋一個につき百二十二・五一SDRとすることができる。

4 書留郵便物の包装が盗取又は損傷の場合には、当該書留郵便物の包装が盗取又は損傷の偶発的な危険から内容品を有效地に保護するために十分であったと認められることを条件として、差出人は、原則として損害の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかつた利益については、考慮しない。賠償金の額は、いかなる場合にも、3に定める額を超えることができない。

5 差出人は、3及び4に規定する権利を受取人のために放棄することができる。差出人又は受取人は、自国の法令が認める場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。

6 内容品が盗取され又は損傷した郵便物が配達された後は、4の規定にかかわらず、受取人が賠償金を請求する権利を有する。受取人は、当該権利を差出人のために放棄することができる。あて郵政庁が6の規定により受取人に對し賠償

### 第五十八条 配達記録郵便物についての

- 金を支払う場合にも、同様とする。ただし、次の場合には、3に定める金額を適用する。

一 責任郵政厅に対する求償の場合

二 差出人が自己の権利を受取人のために放棄した場合又は受取人が自己の権利を差出人のために放棄した場合

第五十八条 郵政厅の責任の原則及び範囲

郵政厅は、配達記録郵便物についての郵政厅の責任の原則及び範囲

1 郵政厅は、配達記録郵便物に関する場合は、その亡失についてのみ責任を負う。この場合には、配達記録郵便物が開袋によって運送されたか開袋によって運送されたかを問わない。

2 配達記録郵便物の内容品の全部の盗取又は全面的損傷は、当該配達記録郵便物の包装が盜取又は損傷の危険から内容品を有效地に保護するためには十分であったと認められることを条件として、亡失とみなす。

3 差出人は、配達記録郵便物の亡失の場合には、納付した料金の還付を請求する権利を有する。

第五十九条 保険付書状についての郵政厅の責任の原則及び範囲

1 郵政厅は、保険付書状に関しては、第六十一条に規定する場合を除くほか、亡失、盗取又は損傷について責任を負う。この場合には、保険付書状が開袋によって運送されたか開袋によって運送されたかを問わない。

2 郵政厅は、また、不可抗力による危険を負担することを約束することができる。当該危険を負担する場合には、郵政厅は、自国内で差し出された保険付書状の差出人に対し、当該保険付書状のすべての運送路(転送又は差出元への返送の場合の運送路を含む。)において不可抗力によらずする亡失、盗取又は損傷について責任を負う。

3 差出人は、原則として亡失、盗取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかつた利益につ

4 内容品が盗取され又は損傷した保険付書状が配達された後は、3の規定にかかわらず、受取人が賠償金を請求する権利を有する。

5 賠償金は、有価物の運送が引き受けられた場所及び時期における当該有価物と同種の有価物のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該有価物の通常の価値を基礎として計算する。

6 保険付書状の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人（4の規定が適用される場合には、受取人は、納付した料金（保険料を除く。）の還付を請求する権利を有する。保険料は、いかなる場合にも、差出郵政庁が取得する。

7 差出人は3に規定する権利を受取人のために放棄することができるものとし、受取人は4に規定する権利を差出人のために放棄することができる。差出人又は受取人は、自國の法令が認める場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。

第六十条 書留郵便物及び配達記録郵便物についての郵政庁の免責

1 郵政庁は、書留郵便物又は配達記録郵便物であつて、これらと同種の郵便物について自己の規則により定める条件又は第十二条3に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、内容品の盗取若しくは損傷が当該書留郵便物若しくは配達記録郵便物の配達の前に若しくは配達の際に確認されたとき又

# 官報(号外)

は、当該郵政庁の規則が認める場合において、  
内容品が盗取され若しくは損傷した書留郵便物  
若しくは配達記録郵便物の配達を受ける際に受  
取人差出元への返送の場合は、差出人(が留  
保を付したときは、責任は、存続する。  
郵政庁は、次の場合には、責任を負わない。

一 書留郵便物又は配達記録郵便物が亡失した  
場合において、

(a) 亡失が不可抗力によるとき。自己の業務  
において亡失が生じた郵政庁は、自國の  
法令の定めるところにより、当該亡失が不  
可抗力に該当する事情によるものであるか  
ないかを決定するものとし、差出元の郵政  
庁が請求するときは、当該差出元の郵政  
庁に對して当該事情を通知する。ただし、書  
留郵便物の亡失の場合には、第五十七条2  
の規定により不可抗力による危険を負担す  
ることを受諾した差出元の郵政庁に關して  
は、責任は、存続する。

(b) 郵政庁の責任に關して別段の証拠がな  
く、かつ、郵政庁が不可抗力による業務書  
類の損傷のために当該書留郵便物について  
調査することができないとき。

(c) 差出人が第四十七条1に定める期間内に  
調査請求を行わなかつたとき。

二 書留郵便物又は配達記録郵便物が名あて国  
の法令に基づいて保留され又は差し押さそ  
れられた旨を名あて国郵政庁が通告した場合  
三 書留郵便物又は配達記録郵便物が第四十一  
条2、3(b)及び4の禁制に抵触する内容品を  
包んでいるために権限のある当局によつて  
没収され又は棄却された場合

四 書留郵便物又は配達記録郵便物の損傷が内  
容品の性質から生じたものである場合  
郵政庁は、税関告知書の内容(どのように記  
載されているかを問わない)について、及び税  
関検査に付される保険付書状の検査の際に税  
関の行つた決定について、いかなる責任も負わ  
ない。

は、当該郵政庁の規則が認める場合において、  
内容品が盗取され若しくは怠慢又は運  
送企業に付される通常郵便物の検査の際に第  
十一条4(f)の規定により税関の行つた決定につ

いて、いかなる責任も負わない。

## 第六十一条 保険付書状についての郵政 庁の免責

1 郵政庁は、保険付書状であつて、これと同種  
の郵便物について自己の規則により定める条件  
又は第十二条3に定める条件に従つて配達した  
ものについては、責任を負わない。ただし、次  
の場合には、責任は、存続する。

(a) 内容品の盗取若しくは損傷が保険付書状の  
配達の前に若しくは配達の際に確認されたと  
き又は、郵政庁の規則が認める場合において、  
内容品が盗取され若しくは損傷した保険付書  
状の配達を受ける際に受取人(差出元への返  
送の場合には、差出人)が留保を付したと  
き。

(b) 受取人(差出元への返送の場合には、差出  
人)が、保険付書状を正規に受領した場合に  
おいても、当該保険付書状を配達した郵政庁  
に対し損害を発見した旨を遅滞なく申し出  
て、内容品の盗取又は損傷が配達の後に生じ  
たものでないことを立証したとき。

郵政庁は、次の場合には、責任を負わない。

一 保険付書状が名あて国の法令に基づいて差  
し押さえられた場合

二 保険付書状が名あて国郵政庁は、自國の法令の定める  
ところにより、当該亡失、盗取又は損傷が不可抗力によると  
判断される場合は、責任を負わない。

(a) 亡失、盗取又は損傷が不可抗力による  
傷が生じた郵政庁は、自國の法令の定める  
ところにより、当該亡失、盗取又は損傷が  
不可抗力に該当する事情によるものである  
かないかを決定するものとし、差出元の郵  
政庁が請求するときは、当該差出元の郵政  
庁に對して当該事情を通知する。ただし、書  
留郵便物に与えたすべての損害につき、郵政庁が  
負う責任の限度まで責任を負う。ただし、郵政  
庁又は運送事業者に過失又は怠慢があつた場合  
は、この限りでない。

三 通常郵便物の差出人は、運送を認められない  
物品の差出しにより又は郵便物の引受けがされ  
るための条件を遵守しなかつたことにより他の  
郵便物に与えたすべての損害につき、郵政庁が  
亡失が航空運送企業の業務において生じた場  
合には、第八十八条1の規定に基づいて運送料  
を受領する郵政庁は、差出人に支払われた賠償  
金の額を差出郵政庁に償還し、責任のある航空  
運送企業から当該賠償金の額を取り立てる。差  
出郵政庁は、第八十八条2の規定に基づいて航  
空運送企業と運送料の決済を直接行う場合に  
は、当該航空運送企業に對して当該賠償金の額  
の償還を請求する。

調査することができないとき。

(c) 損害が差出人の過失若しくは怠慢又は當  
該保険付書状の内容品の性質から生じたもの  
のであるとき。

(d) 当該保険付書状が第四十一条4の禁制に  
抵触する内容品を包有しているために権限  
のある当局によって没収され又は棄却され  
たとき。

(e) 当該保険付書状につき、内容品の実価を  
超える保険金額の詐欺表記がされていると  
翌日から起算して一年以内に調査請求を行  
わなかつたとき。

(f) 差出人が当該保険付書状の差出しの日の  
翌日から起算して一年以内に調査請求を行  
わなかつたとき。

(g) 差出人が当該保険付書状の差出しの日の  
翌日から起算して一年以内に調査請求を行  
わなかつたとき。

(h) 仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、次の場合  
に役立つすべての所定の資料を受領した郵政  
庁に對して訴え提起する。

1 書留郵便物を異議なく受け取り、かつ、調査  
に役立つすべての所定の資料を受領した郵政  
庁は、当該書留郵便物を受取人に配達し又は他の  
郵政庁に正規に送達したことを立証することが  
できない場合には、反証が挙げられる時まで当  
該書留郵便物の亡失について責任を負う。

2 仲介郵政庁又は名あて郵政庁は、次の場合  
に役立つすべての所定の資料を受領した郵政  
庁に對して訴え提起する。

3 書留郵便物を異議なく受け取り、かつ、調査  
に役立つすべての所定の資料を受領した郵政  
庁は、当該書留郵便物を受取人に配達し又は他の  
郵政庁に正規に送達したことを立証することが  
できない場合には、反証が挙げられる時まで当  
該書留郵便物の亡失について責任を負う。

4 調査請求の対象となつてある書留郵便物に  
關する業務書類がこの条約の施行規則第百七  
条に定める保存期間の満了によつて棄却され  
た後に当該調査請求を受領したことと立証す  
ることができる場合。この(b)の規定は、請求  
者の権利を害するものではない。

(c) 書留郵便物の個別記入の場合において、差  
出郵政庁が書状目録C12又は書留目録C13へ  
の書留郵便物の詳細な記入に関するこの条約  
の施行規則第六百六十二条の規定を遵守しな  
かつたため、調査対象となつてある書留郵便  
物を正規に引き渡したことと立証することが  
できないとき。

5 亡失が航空運送企業の業務において生じた場  
合には、第八十八条1の規定に基づいて運送料  
を受領する郵政庁は、差出人に支払われた賠償  
金の額を差出郵政庁に償還し、責任のある航空  
運送企業から当該賠償金の額を取り立てる。差  
出郵政庁は、第八十八条2の規定に基づいて航  
空運送企業と運送料の決済を直接行う場合に  
は、当該航空運送企業に對して当該賠償金の額  
の償還を請求する。

3 損害が差出人の過失によるものであることを  
確認した郵政庁は、その旨を差出郵政庁に通報  
するものとし、差出郵政庁は、必要があるとき  
は、差出人に対する訴え提起する。

4 第六十三条 書留郵便物についての郵政  
庁の間における責任の決定

5 損害が差出人の過失によるものであることを  
確認した郵政庁は、その旨を差出郵政庁に通報  
するものとし、差出郵政庁は、必要があるとき  
は、差出人に対する訴え提起する。



- 「」に対する、第五十七条<sup>3</sup>に定める賠償金の額を限度として、権利者に支払われた賠償金の額を償還する。その償還は、支払がされた旨の通告の日付の日から起算して四箇月以内に行う。
- 2 二以上の郵政局が第六十三条又は第六十四条の規定により賠償金を分担する場合には、賠償金の請求に係る郵便物を正當に受領したがこれと相手業務に正規に送達したことを立証することができない最初の郵政局が、1に定める期間内に、支払われた賠償金の全額を支払郵政局に払い込む。当該最初の郵政局は、他の各責任郵政局から、権利者に対する損害賠償についてのそれぞれの分担額を取り立てる。
- 3 差出郵政局及び名あて郵政局は、権利者に支払を行う郵政局が賠償金の全額を負担することを取り決めることができる。
- 4 貸方郵政局に対する償還は、第十三条の支払に関する規則の定めるところにより行う。
- 5 責任があると認められた場合及び第六十六条の場合には、賠償金は、当然のこととして、何らかの差引計算により、直接又は責任郵政局との差引計算書を作成する郵政局を通じ、責任郵政局から取り立てることができる。
- 6 支払郵政局は、賠償金の支払を行った後直ちに責任郵政局に対しその支払の日及び金額を通告する。責任郵政局が賠償金の支払の指示を発送した日から一年以内に、支払郵政局が、支払の日及び金額を通告せず、当該金額の責任郵政局の借方への記入をもしなかった場合には、当該指示は、無効とみなされ、当該指示を受領した支払郵政局は、支払った賠償金の償還を請求する権利を失う。
- 7 責任のあることが正當に立証された郵政局であつて当初に賠償金の支払を拒んだものは、支払の不当な遅延から生ずるすべての付隨的な費用を負担する。
- 8 郵政局は、権利者に支払った賠償金であつて

- 1 亡失したものとさきに認められた書留郵便物若しくは保険付書状又はこれらの郵便物の一部が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人(第五十七条<sup>5</sup>及び6並びに第五十九条<sup>7</sup>の規定が適用される場合には、差出人又は受取人からの賠償金の回収)が受取を拒絶し又は所定の期間内に回答を行わなかつた場合には、受取人(又は差出人)に対して同様の措置をとる。
- 2 差出人又は受取人が賠償金の返付と引換えに放棄した場合には、郵便物は、損害を負担した郵政局に返還する。
- 3 差出人及び受取人が郵便物を受け取ることを放棄した場合には、郵便物は、損害を負担した郵政局の所有に帰する。
- 4 第六十六条<sup>4</sup>に定める三箇月の期間の後に配達の事実が立証された場合において、支払った賠償金を何らかの理由により差出人から回収することができないときは、当該賠償金は、仲介郵政局又は名あて郵政局が負担する。
- 5 保険付書状が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認定された場合には、差出人は、当該保険付書状の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。この場合には、第五十三条<sup>5</sup>の規定による保険金額の詐欺表記に対する措置を適用することを妨げない。

#### 第四章 料金の帰属、継越料及び到着料

##### 第七十条 料金の帰属

総重量一キログラムごとの継越料 (単位SD)	運	送	路
一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
一四	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
一七	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
二〇	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
二二	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
二四	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
二六	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
二九	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
三一	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
三二	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
三四	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
三五	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
三七	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
三九	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
四三	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
四九	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
五六	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
六二	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで
七二	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで	一四〇〇キロメートルを超え一四〇〇キロメートルまで

この条約及び約定に別段の定めがある場合を除くほか、郵政局は、徴収した料金を取得する。

#### 第七十五条 繼越料

第七十五条の規定が適用される場合を除くか、二の郵政局の間又は同一国の二の郵便局の間で他の郵政局の業務(第三國業務)の仲介によって交換される閉袋については、陸路縦越し及び海路縦越しの業務の実施に対する報酬として、繰越料を支払う。

いづれかの国が、第三条の規定により、自国の業務の関与なしに他国の運送業務に対し自國の領域を通過することを認める場合には、この

ようにして送達される閉袋について陸路縦越料を課さない。

#### 第七十二条 繼越料

前条<sup>1</sup>に規定する繰越料は、次の表に定める料率を基礎として計算する。

#### 第七十三条 繼越料

一方の国の船舶によるものは、特別の合意がない限り、第三國業務とみなす。

二国間で直接行われる海路運送であつてその一方の国の船舶によるものは、特別の合意がない限り、名あて郵政局が海路運送企業から当該閉袋の引渡しが可能である旨を通知された時に始まり、名あて郵政局が海路運送企業から当該閉袋の引渡しが可能である旨を通知された時に終わる。

前条<sup>1</sup>に規定する繰越料は、次の表に定める料率を基礎として計算する。

海里で表示された海路	(b) キロメートルで表示された海路（一海里を一・八五一キロメートルとする換算による。）
一〇〇海里まで	一八五キロメートルまで
一〇〇海里を超えて一〇〇海里まで	一八五キロメートルを超えて三七〇キロメートルまで
二一〇〇海里を超えて三一〇〇海里まで	三七〇キロメートルを超えて五六六キロメートルまで
三一〇〇海里を超えて四〇〇〇海里まで	五六六キロメートルを超えて七四五キロメートルまで
四一〇〇海里を超えて五〇〇〇海里まで	七四五キロメートルを超えて九二六キロメートルまで
五一〇〇海里を超えて六〇〇〇海里まで	九二六キロメートルを超えて一、一一一キロメートルまで
六一〇〇海里を超えて七〇〇〇海里まで	一一一キロメートルを超えて一、一九六キロメートルまで
七一〇〇海里を超えて八〇〇〇海里まで	一、二九六キロメートルを超えて一、一六七キロメートルまで
八一〇〇海里を超えて九〇〇〇海里まで	一、四八二キロメートルを超えて一、八五二キロメートルまで
九一〇〇海里を超えて一〇〇〇海里まで	一、八五二キロメートルを超えて一、一七〇キロメートルまで
一〇一〇〇海里を超えて一、一〇〇〇海里まで	一、一七〇キロメートルまで
一一一〇〇海里を超えて一、一〇〇〇海里まで	一、一七〇キロメートルまで
一二一〇〇海里を超えて一、一〇〇〇海里まで	一、一七〇キロメートルまで

四〇八キロメートルまで	○・二七
二、四〇八キロメートルを超えて一、 七七八キロメートルまで	○・一八
二、七七八キロメートルを超えて三、 七〇四キロメートルまで	○・二九
三、七〇四キロメートルを超えて四、 六三〇キロメートルまで	○・三一
四、六三〇キロメートルを超えて五、 五五六キロメートルまで	○・三三
五、五五六キロメートルを超えて六、 四〇八キロメートルまで	○・三四
六、四〇八キロメートルを超えて七、 二六〇キロメートルまで	○・三六
七、二六〇キロメートルを超えて八、 九、二六〇キロメートルまで	○・三八
一、一一二キロメートルまで	○・四〇
一、一一二キロメートルを超えて一、 二、九六四キロメートルまで	○・四一
二、九六四キロメートルを超えて二、 一、一一二キロメートルまで	○・四二
三、九六八キロメートルまで	○・四三
四、八一六キロメートルを超えて一、 一、一一二キロメートルまで	○・四四
五、八一六キロメートルを超えて二、 一、一一二キロメートルまで	○・四五
六、六六八キロメートルまで	○・四六
七、六六八キロメートルを超えて一、 一、一一二キロメートルまで	○・四七
八、五二〇キロメートルまで	○・四八
九、五二〇キロメートルを超えて一、 一、一一二キロメートルまで	○・四九
一〇、三七二キロメートルを超えて一、 一、一一二キロメートルまで	○・五〇
一一、三七二キロメートルを超えて二、 一、一一二キロメートルを超えて一	○・五一
一二、三七二キロメートルを超えて二、 一、一一二キロメートルを超えて二	○・五二
一三、三七二キロメートルを超えて三、 一、一一二キロメートルを超えて三	○・五三
一四、三七二キロメートルを超えて四、 一、一一二キロメートルを超えて四	○・五四
一五、三七二キロメートルを超えて五、 一、一一二キロメートルを超えて五	○・五五
一六、三七二キロメートルを超えて六、 一、一一二キロメートルを超えて六	○・五六
一七、三七二キロメートルを超えて七、 一、一一二キロメートルを超えて七	○・五七
一八、三七二キロメートルを超えて八、 一、一一二キロメートルを超えて八	○・五八
一九、三七二キロメートルを超えて九、 一、一一二キロメートルを超えて九	○・五九
二〇、三七二キロメートルを超えて一〇、 一、一一二キロメートルを超えて一〇	○・六〇
二一、三七二キロメートルを超えて一一、 一、一一二キロメートルを超えて一一	○・六一
二二、三七二キロメートルを超えて一二、 一、一一二キロメートルを超えて一二	○・六二
二三、三七二キロメートルを超えて一三、 一、一一二キロメートルを超えて一三	○・六三
二四、三七二キロメートルを超えて一四、 一、一一二キロメートルを超えて一四	○・六四
二五、三七二キロメートルを超えて一五、 一、一一二キロメートルを超えて一五	○・六五
二六、三七二キロメートルを超えて一六、 一、一一二キロメートルを超えて一六	○・六六
二七、三七二キロメートルを超えて一七、 一、一一二キロメートルを超えて一七	○・六七
二八、三七二キロメートルを超えて一八、 一、一一二キロメートルを超えて一八	○・六八
二九、三七二キロメートルを超えて一九、 一、一一二キロメートルを超えて一九	○・六九
二一〇、三七二キロメートルを超えて二〇、 一、一一二キロメートルを超えて二〇	○・七〇
二一一、三七二キロメートルを超えて二一、 一、一一二キロメートルを超えて二一	○・七一
二一二、三七二キロメートルを超えて二二、 一、一一二キロメートルを超えて二二	○・七二
二一三、三七二キロメートルを超えて二三、 一、一一二キロメートルを超えて二三	○・七三
二一四、三七二キロメートルを超えて二四、 一、一一二キロメートルを超えて二四	○・七四
二一五、三七二キロメートルを超えて二五、 一、一一二キロメートルを超えて二五	○・七五
二一六、三七二キロメートルを超えて二六、 一、一一二キロメートルを超えて二六	○・七六
二一七、三七二キロメートルを超えて二七、 一、一一二キロメートルを超えて二七	○・七七
二一八、三七二キロメートルを超えて二八、 一、一一二キロメートルを超えて二八	○・七八
二一九、三七二キロメートルを超えて二九、 一、一一二キロメートルを超えて二九	○・七九
二二〇、三七二キロメートルを超えて二〇、 一、一一二キロメートルを超えて二〇	○・八〇

- 2 陸路につき1の表による越境料の決定に当たり使用する距離は、この条約の施行規則第百一条2(c)の総越境袋の陸路運送に関するキロメートルによる距離表による。
- 第七十三条 到着料
- 1 第七十五条の規定が適用される場合を除くほか、他のいずれかの郵政局との航空路及び平面路による交換において自己の発送した通常郵便物の量を超過する量の通常郵便物を受領した郵政局は、差出郵政局から、超過して受領した国際郵便物に係る費用に対する補償金を取り立てることによる。
- (a) 二の郵政局の間の各方向について航空路及び平面路(SALを含む。)によって交換されるLC/AO郵便物の年間総重量が百五十トン以下である場合には、その重量一キログラムについて適用する料率は第二十条10の規定により特別の郵袋(M郵袋)に納めて発送する印刷物を除くほか、二・九四〇SDR(单一料率)とする。
- (b) 二の郵政局の間の各方向について航空路及び平面路(SALを含む。)によって交換されるLC/AO郵便物の年間総重量が百五十トンを超える場合には、その重量一キログラムについて適用する料率は、種類ごとに異なるものとし、第二十条10の規定により特別の郵袋(M郵袋)に納めて発送する印刷物を除くほか、LC郵便物については八・一一五SDR、AO郵便物については二・〇五八SDRとする。
- (c) LC/AO郵便物の年間総重量が一方向にについてのみ百五十トンを超える場合には、これを受領した郵政局は、当該郵便物について到着料を計算するため、(a)及び(b)に定める二の補償方式のいずれかを選択する。ただし、二国間の合意がない場合には、年間総重量が

- 2 の規定する補償金の額は、次に定めるところによる。
- 3 2の規定に基づくLC及びAOについての異なる到着料の料率により補償される郵政局がその受領した通常郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物(LC又はAO)の平均通数が世界の平均通数(LC郵便物については四十八通、AO郵便物については五・六通)を超えることを確認した場合において、その平均通数が世界の平均通数を次の割合を超えて上回るときは、相当する料率を変更することができる。
- LC郵便物の通数については、十五ペーセント(五十五通)
- AO郵便物の通数については、二十五ペーセント(七通)
- この場合において、借方郵政局が支払う到着料の額は、それぞれの郵政局が支払うべき額の間に差額に等しいものとする。その変更は、この条約の施行規則第八十七条に定める条件に従って行う。
- 4 郵政局が優先度に基づく分類を実施するために通常郵便物をLCとAOの別に分けることを廃止することを決定する場合であつて、その分類が2に定めるところによる到着料に影響を及ぼすときは、新たな分類の採用は、少なくとも三箇月前までにその旨を国際事務局長に通告するることを条件として、一月一日又は七月一日にのみ行うことができる。
- 5 関係郵政局は、二国間又は多数国間の合意により、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。
- 第七十四条 優先郵便物、非優先郵便物及び異種合装郵便物の到着

- 1 前条2(a)及び(c)の規定に従いLC/AO郵便物につき单一料率を使用する場合には、その単
- 百五十トン以下の発送を行う郵政局が送達したLC/AO郵便物については、いかなる場合にも、(a)に定める单一料率により計算する。
- (d) M郵袋に納めて発送する印刷物について適用する料率は、二の郵政局の間で交換される通常郵便物の年間総重量のいかんにかかわらず、その重量一キログラムにつき〇・六五三SDRとする。
- 2 の規定に基づくLC及びAOについての異なる到着料の料率により補償される郵政局がその受領した通常郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物(LC又はAO)の平均通数が世界の平均通数(LC郵便物については四十八通、AO郵便物については五・六通)を超えることを確認した場合において、その平均通数が世界の平均通数を次の割合を超えて上回るときは、相当する料率を変更することができる。
- LC郵便物の通数については、十五ペーセント(五十五通)
- AO郵便物の通数については、二十五ペーセント(七通)
- この場合において、借方郵政局が支払う到着料の額は、それぞれの郵政局が支払うべき額の間に差額に等しいものとする。その変更は、この条約の施行規則第八十七条に定める条件に従って行う。
- 4 郵政局が優先度に基づく分類を実施するために通常郵便物をLCとAOの別に分けることを廃止することを決定する場合であつて、その分類が2に定めるところによる到着料に影響を及ぼすときは、新たな分類の採用は、少なくとも三箇月前までにその旨を国際事務局長に通告するることを条件として、一月一日又は七月一日にのみ行うことができる。
- 5 関係郵政局は、二国間又は多数国間の合意により、到着料の勘定の決済につきその他の補償方式を適用することができる。
- 第七十五条 総越境料及び到着料の免除

- 1 第十六条(b)の郵便業務の事務用通常郵便物、差出元に閉袋で返送する配達不能の郵便物及び空郵袋の閉袋については、陸路又は海路の総越境料及び到着料を免除する。
- 2 閉袋の差出郵政局は、年間重量を決定することができるよう、各閉袋につきLC/AO郵便物を包有する郵袋の総重量及びM郵袋の総重量を常に記載しなければならない。
- 3 LC郵便物及びAO郵便物それぞれの重量を別個に決定する必要があると認められる場合は、これららの重量は、この条約の施行規則に規定する統計の方法により統計期間において定まる割合を適用して計算する。
- 4 郵政局は、相互の関係においてその他の統計の方法により到着料の差引計算をすることを取り決めることができる。郵政局は、また、統計期間について、この条約の施行規則に定める期間以外のものを取り決めることができる。
- 5 借方郵政局は、年次差引計算における残高が三百二十六・七〇SDRを超えない場合には、到着料の支払を免除される。



し、名あて国内における通常郵便物の運送のための実際の支払料金率（1に定める基本料金率の最高限度を超えるものであつてはならない。）及び内国線路網において国際郵便に利用される運送路の加重平均距離を基礎として計算する。当該加重平均距離は、名あて国内で航空路によって運送された通常郵便物を含む。）の総重量に従つて国際事務局が計算する。

#### 4 繼越航空閉袋の同一国の二の空港の間ににおける航空運送について支払う費用も、单一料金として定めることができる。当該单一料金は、継

越国内における通常郵便物の航空運送のための実際の支払料金率（1に定める基本料金率の最高限度を超えるものであつてはならない。）及び

継越国との内国航空線路網において国際郵便に利用される運送路の加重平均距離を基礎として計算する。当該加重平均距離は、継越国によって継ぎ越されるすべての航空閉袋の総重量に従つて決定する。

5 3及び4の費用の合計額は、運送について実際に支払う費用の額を超えてはならない。

6 2から4までの費用の計算に用いるため実際の基本料金率に距離を乗じて算出する国際航空運送料金及び国内航空運送料金については、小数第二位を四捨五入する。

**第八十六条 開袋継越航空通常郵便物の計算及び差引**

1 開袋継越航空通常郵便物の航空運送料は、原則として、前条2に定めるところに準じて計算する。この場合において、使用する重量は、当該郵便物の純重量とする。この航空運送料は、名あて国の集団（十を超えないものとする。）と定める平均料金率を基礎として定めるものとし、各平均料金率は、当該集団内の各名あて国において取り扱う郵便物の重量に従つて定め

る。当該航空運送料の合計額は、航空運送について支払う費用の額を超えてはならない。当該航空運送料には、その五パーセントに相当する額を加算する。

(b) 航空運送企業に航空閉袋を引き渡す郵政庁は、運送路の一部又は全部に係る運送料について直接当該航空運送企業と決済することができる。

5 郵袋票札を誤って付したことにより誤送された閉袋又は郵袋の差出郵政庁は、第八十四条1(a)の規定により、全航空運送路に係る運送料を支払う。

#### 第九十条 亡失し又は損傷した郵便物の航空運送料

郵便物が航空機の事故その他航空運送企業が責任を負うこととなる事由によって亡失し又は損傷した場合には、差出郵政庁は、利用してた航空便の行程のいずれの部分についても、当該郵便物の航空運送料の支払を免除される。

3 開袋継越航空通常郵便物の航空運送料は、当該郵便物の総送を行なう郵政庁に支払う。

2 第八十三条1の規定に従つて毎年作成する統計資料に基づいて行う。

3 差引計算は、誤送された通常郵便物、船舶内で差し出された通常郵便物及び送付回数が不規則であり又は数量の変動が激しい通常郵便物については、実際の重量を基礎として行う。もつとも、この差引計算は、仲介郵政庁が当該郵便物の運送について報酬を受けることを請求しない限り、行わない。

4 第八十九条 所定の線路からそれた又は誤送された閉袋又は郵袋の金率及び開袋継越航空通常郵便物の航空運送料金率の変更

第八十五条3及び前条の規定による航空運送料金の変更は、次の要件に適合して行われなければならない。

(a) 一月一日に効力を生ずること。

(b) 三箇月前までに国際事務局に通告されこと。国際事務局は、(a)に定める日の二箇月前までに変更につきすべての郵政庁に通知する。

5 第九十二条 航空路による平面路閉袋の交換

1 運送の途中で所定の線路からそれた閉袋の差出郵政庁は、当該閉袋の実際に利用された運送路に係る運送料を支払う。

2 運送の途中で所定の線路からそれた閉袋の差出郵政庁は、次のいずれかの場合には、当初の引渡明細表に記載された取扱空港までの当該閉袋の運送料を支払う。

3 実際の運送線路が不明の場合

実際を利用された運送路に係る運送料の請求を受けない場合

所定の線路からそれたことが運送を行つた航空運送企業の責めに帰せられる場合

所定の線路からそれた閉袋の運送に実際に利用された運送路に係る追加の費用は、次に掲げる郵政庁が償還する。

3 所定の線路からそれた閉袋の運送に実際に利用された運送路に係る追加の費用は、次に掲げる郵政庁が償還する。

4 第九十二条 EMS業務

1 EMS業務は、物理的手段による郵便業務のうち最も迅速なものでなければならぬ。EMS業務においては、極めて短い時間で通信文書類又は物品を取り集め、送達し及び配達する。

2 EMS業務は、できる限り、オレンジ色の書類又はEMSという青色の文字及び三本の水平な

1 航空閉袋の航空運送料は、2及び4の規定により支払う場合を除くほか、利用された航空業務の属する国の郵政庁に支払う。

2 1の規定にかかる場合、送達の過誤を犯した業務の属する郵政庁で引き継がれた空港の所在する国の郵政庁に支払うことができる。ただし、当該空港の所在する国の郵政庁と関係航空業務の属する国との間で取決めを行うことを条件とする。

3 細表AV7に記載された取扱空港と異なる空港

1 から3までの規定は、閉袋の一部が引渡明

1 航空運送料の計算及び差引

1 航空閉袋の航空運送料は、原

2 (a) 運送料は、航空閉袋が航空運送企業によつて引き継がれた空港の所在する国の郵政庁に支払うことができる。ただし、当該空港の所在する国の郵政庁と関係航空業務の属する国との間で取決めを行うことを条件とする。

2 (b) 引渡明細表AV7に記載された地點以外の地點において取扱いをした航空運送企業に支払われる運送料を取り立てた郵政庁

3 1から3までの規定は、閉袋の一部が引渡明

オレンジ色の筋から成る次の意匠により識別する。この意匠には、EMS業務の国内における名称を付することができる。



3 EMS業務の料金は、差出郵政庁が当該業務に係る費用及び市場の要求を参考して定める。

#### 第五部 最終規定

第九十三条 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案の承認の条件

1 この条約及びこの条約の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、出席しかつ投票する加盟国の過半数による議決で承認されなければならない。

2 投票の際には、大会議に代表を派出している加盟国の中の半数以上が出席していなければならぬ。

3 大会議が執行理事会にその決定を付託したもの及び大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、執行理事会の理事長の過半数による議決で承認されなければならない。

(a) 第一部、第二部(第十九条から第二十五まで、第二十六条の表(1)及び(2)から(5)まで、第二十九条、第三十二条、第四十一条、2、3、5及び6、第四十八条から第五十五条まで並びに第五十七条から第八十一条までの規定に限る。)及び第五部並びにこの条約の最終議定書のすべての規定の改正に関する議案については、投票の総数

(b) (a)に規定する規定以外の規定の実質的な改正に関する議案については、投票の三分の一

(c) 以上 次の議案については、投票の過半数

#### 一 この条約の規定(4)に規定する規定を除く。)の編集上の改正に関する議案

#### 二 この条約及びこの条約の最終議定書の規定の解釈に関する議案

第九十四条 この条約の効力発生及び有効期間

この条約は、一千九百九十一一年一月一日に効力を生じ、次回の大會議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、加盟国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの条約の本書一通に署名した。大會議開催国の政府は、その副本一通を各締約国に送付する。

一千九百八十九年十二月十四日にワシントンで作成した。

#### 万国郵便条約の最終議定書

下名の全権委員は、本日付けで作成された万国郵便条約に署名するに当たり、次のとおり協定した。

#### 第一条 郵便物の所属

1 条約第五条の規定は、オーストラリア、バハマ、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国及び日本国郵政庁は、条約第十八条の規定にかかわらず、自国内の業務におけるこれらの料金の額は、自国内の内国業務におけるこれらの料金の額を超えることができない。

2 ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国及び日本国郵政庁は、条約第十八条の規定にかかわらず、自国内の内国業務において点字郵便物につき適用している特別料金(条約第二十六条の表に掲げるものに相当するもの)及び代金引換料を徴収する権能を有する。

3 白ロシア、インド、インドネシア、レバノン、エバール、ウクライナ、ソヴィエト社会主义共和国連邦、イエメン・アラブ共和国及びジンバブエの郵政庁は、条約第十八条及び第二十条並びに条約の施行規則第百三十二条の規定にかかる型又は下回る型の封筒が自国内において広く使用されている限り、その使用を抑制する義務を負わない。

#### 第六条 小形包装物

1 アメリカ合衆国、カナダ、ケニア、ウガンダ及びタンザニア連合共和国の郵政庁は、勧奨される大きさを超える型の封筒が自国内において広く使用されている限り、その使用を抑制する義務を負わない。

2 インドの郵政庁は、勧奨される大きさを超える型又は下回る型の封筒が自国内において広く使用されている限り、その使用を抑制する義務を負わない。

3 カナダ、ケニア、ウガンダ、モーリシャス、ナウル、ナジエリア、ギニア、セント・クリストファー・ネイビーニューアル・ジーランド、ウガンダ、パプア・ニューギニア、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、西サモア

ア、セイシェル、シエラ・レオーネ、シンガポール、スリランカ、タンザニア連合共和国、トリニダード・トバゴ、トゥヴァル、ヴァンズアツ、イエメン・アラブ共和国、ザンビア及びジンバブエについては適用しない。

4 条約第五条の規定は、受取人が自己あての郵便物の到着の通知を受けた後においては差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めないことを法令により定めているデンマークについても、適用しない。

5 第二条 点字郵便物についての郵便料金の免除に対する例外

1 セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島及びトルコの郵政庁は、内国業務において点字郵便物につき郵便料金の免除を認めていないので、条約第十八条の規定にかかわらず、同条に規定する普通料金及び特別料金を徴収する権能を有する。ただし、当該普通料金及び特別料金の額は、自国内の内国業務におけるこれらの料金の額を超えることができない。

2 オンス 二オンス  
二〇〇グラムまで 四オンス  
四〇〇グラムまで 八オンス  
五〇〇グラムまで 一ポンド  
一、二〇〇〇グラムまで 二ポンド  
五〇〇〇グラムまで 一オズ  
二〇〇グラムまで

3 追加の一、二〇〇〇グラムごとに 二ポンド  
第五条 封筒に入れた郵便物の大きさに対する例外

1 アメリカ合衆国、カナダ、ケニア、ウガンダ及びタンザニア連合共和国の郵政庁は、勧奨される大きさを超える型の封筒が自国内において広く使用されている限り、その使用を抑制する義務を負わない。

2 インドの郵政庁は、勧奨される大きさを超える型又は下回る型の封筒が自国内において広く使用されている限り、その使用を抑制する義務を負わない。

3 カナダ、ケニア、ウガンダ、モーリシャス、ナウル、ナジエリア、ギニア、セント・クリストファー・ネイビーニューアル・ジーランド、ウガンダ、パプア・ニューギニア、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、西サモア

に関連させるために必要である場合には、内国制度において適用されているかいかにかかわらず、例外的に、条約第二十六条に定める最高限度額を超える特別料金を適用することができる。

6 第四条 常衡オンス及び常衡ボンド 内国制度によりメートル法重量制を採用するとのできない加盟国は、条約第二十条の表にかかるわらず、同表の重量段階に代えて、これに相当する次の重量段階を採用する権能を有する。

7 第五条 封筒に入れた郵便物の大きさに限り速やかにその旨を国際事務局に通報する。

8 第六条 小形包装物 内国制度によりメートル法重量制を採用するとのできない加盟国は、条約第二十条の表にかかるわらず、同表の重量段階に代えて、これに相当する次の重量段階を採用する権能を有する。

9 第七条 封筒に入れた郵便物の大きさに限り速やかにその旨を国際事務局に通報する。

10 第八条 封筒に入れた郵便物の大きさに限り速やかにその旨を国際事務局に通報する。

第七条 誤って引き受けられた郵便物  
ブラジルの郵政庁は、条約第十九条及び第二十条の規定に適合しない郵便物を受領した場合は、条約第二十四条の規定にかかるわらず、当該郵便物を自国の法令の定めるところにより取り扱うことができる。

## 第八条 外国における通常郵便物の差出し

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の郵政庁は、自己が差し立てなかつた郵便物を条約第二十五条の規定により自己に返送する郵政庁から、関連する作業に係る金額を取り立てる権利を留保する。

## 第九条 千九百七十五年一月一日前に発行された国際返信切手券

千九百七十五年一月一日前に発行された国際返信切手券については、特別の合意がない限り、千九百七十九年一月一日以後は、郵政庁の間ににおける決済を行わない。

## 第十条 取戻し及び名の変更又は訂正

1 条約第三十八条の規定は、差出人の請求による通常郵便物の取戻し又はあて名変更を認めないことを法令により定めているバハマ、バハーレーン、バルバドス、ベリーズ、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、ドミニカ、フィジー、ガンビア、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、連合王国の海外領土、グレナダ、ガイアナ、イラク、アイルランド、ジャマイカ、ケニア、キリバス、クウェイト、レスト、マレイシア、マラウイ、ミャンマー、ナウル、ナイジェリア、ニュー・ジーランド、ウガンダ、パプア・ニューギニア、朝鮮民主主義人民共和国、セントクリストファー・ネイヴィース、セントルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、西サモア、セイシェル、シエラ・レオーネ、シンガポール、スマラiland、タンザニア

連合共和国、チニコスロヴァキア、トリニダッド・トバゴ、トゥヴァル、ヴァヌアツ及びザンビアについては、適用しない。

## 第二条 オーストラリアは、自國の法令に適合する場合に限り、条約第三十八条の規定を適用する。

## 第三条 特別料金

加盟国は、保険付書状に付し、条約第五十四条における対応する料金又は例外的に三・二七SDRを最高限度額とする料金を適用する権能を有する。

## 第十二条 禁制

1 アフガニスタン、アンゴラ、キューバ、ジブテイ、メキシコ及びパキスタンの郵政庁は、条約第四十一条の規定（「この通報には、当該郵便物が抵触した禁制及び差押えの原因となつた物品について正確に記載する。」）の遵守の義務を負わない。

## 2 アフガニスタン、アンゴラ、白ロシア、ブルガリア、白ロシア、アルバニア、サウディ・アラビア、白ロシア、ブルガリア、サウディ・アラビア、中央アフリカ、チリ、コロンビア、エル・サルバドル、エティオピア、イタリア、民主カンボディア、ネバール、パナマ共和国、ベルト、ドイツ民主共和国、朝鮮民主主義人民共和国、サン・マリノ、ウクライナ、ソヴィエト社会主義共和国連邦及びイエメン民主人民共和国の代表団は、自國の郵政庁のために、税關当局から得る情報の範囲内でない限り、また、自國の法令に基づかない限り、郵便物の差押えの理由に関する情報を提供しない権利を留保する。

## 3 ベナン、ブルキナ・ファソ、象牙海岸共和国、ジブテイ、マリ、モーリタニア、ニジェール、オマーン、セネガル及びイエメン・アラブ共和国の郵政庁は、条約第四十一条の規定に連して、関税を課される物品を包有する普通書状を認めた。

## 4 1から3までの規定にかかるわらず、血液、ワクチン及び緊急な必要性がありかつ入手が困難な医薬品を包有する郵便物は、いかなる場合にも差し出を認められる。

## 5 ネバールの郵政庁は、条約第四十一条の規定に連して、特別の取決めがない限り、紙幣及び硬貨を包有する書留書状又は保険付書状を認めない。

6 の場合の責任に関しては、条約第六十条の規定を厳格に遵守する義務を負わない。

7 ポリヴィア、中華人民共和国、イラク及びネバールの郵政庁は、例外的に、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金（金又は銀、珠宝玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状を認めない。同郵政庁は、また、ガラス製品又は弱な物品を包有する郵便物の盗取又は損傷の責任を負う。

## 第十三条 関税を課される物品

加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状を認めない。

## 第十四条 関税を課される物品

1 パングラデシ、ベルギー、ベナン、ブルギニア・ファソ、チリ、コロンビア、象牙海岸共和国、ジブテイ、インド、レバノン、マダガスカル及びモーリタニアの郵政庁は、条約第六十六条の規定に連して、調査請求を受けた事項を三箇月以内に最終的に解決することについては、遵守の義務を負わないものとし、また、三箇月の期間を経過した後にこれら

の郵政庁に代わって他のいずれかの郵政庁が権利者に対して賠償を行うことも認めない。

ル、ニジール、セネガル、トーゴー及びトルコの郵政庁は、一部の盗取又は損傷の場合の責任に關しては、条約第五十七条の規定を適用しないことを認められる。

## 第十五条 書留郵便物についての郵政厅の免責

ポリヴィア、インドネシア及びメキシコの郵政庁は、条約第六十条の規定に連して、全部の盗取又は全面的損傷の場合の責任の存続については、のみ責任を負う。

## 第十六条 書留郵便物についての郵政厅の免責

ポリヴィア、モーリタニア、ガボン、ギニア、イラク、メキシコ、ネバール及びナイジニアの郵政庁は、条約第六十六条の規定に連して、三箇月以内に問題を最終的に解決すること及び、差出郵政庁又は場合により名あての郵政庁に対し、郵便物がその内容品の性質のために権限のある当局によって保留され、没収され若しくは棄却され又は名あての国に基づいて差し押さえられた旨を通知することについては、遵守の義務を負わない。

## 第十七条 賠償金の支払

1 パングラデシ、ポリヴィア、ガボン、ギニア、イラク、メキシコ、ネバール及びナイジニアの郵政庁は、条約第六十六条の規定に連して、三箇月以内に問題を最終的に解決すること及び、差出郵政庁又は場合により名あての郵政庁に対し、郵便物がその内容品の性質のために権限のある当局によって保留され、没収され若しくは棄却され又は名あての国に基づいて差し押さえられた旨を通知することについては、遵守の義務を負わない。

## 第十八条 賠償金の支払

2 ジブテイ、ガボン、ギニア、イラク、レバノン、マダガスカル及びモーリタニアの郵政庁は、条約第六十六条の規定に連して、調査請求を受けた事項を三箇月以内に最終的に解決することについては、遵守の義務を負わないものとし、また、三箇月の期間を経過した後にこれら

官 報 (外)

第十七条 シベリア横断鉄道及びナセル

湖経由の特別の継越料  
1 ソヴィエト社会主义共和国連邦の郵政庁は、シベリア横断鉄道によって継越運送される通常郵便物に対しては、条約第七十二条の表一の陸路継越料に加えて一キログラムごとに〇・五SDRの特別の継越料を課すことができる。

2 エジプト・アラブ共和国及びスー丹共和国

の郵政庁は、シャラール(エジプト)とワディ・ハルファ(スー丹)との間でナセル湖を経由して継越運送される通常郵便物の郵袋に対しては、条約第七十二条の表の継越料に加えて一個ごとに〇・一六SDRの特別の継越料を課すことができる。

第十八条 パナマ共和国に関する継越しの特別条件

パナマ共和国の郵政庁は、太平洋側のバルボア港と大西洋側のクリストバル港との間でパナマ地峡を経由して継越運送される通常郵便物の郵袋に対する対しては、条約第七十二条の表の継越料に加えて一個ごとに〇・九八SDRの特別の継越料を課すことができる。

第十九条 アフガニスタンに関する継越しの特別条件

アフガニスタンの郵政庁は、条約第七十二条の規定にかかるわらず、運輸及び通信の手段についての特別の困難のため、暫定的に、閉袋及び開袋通常郵便物の自國を経由する継越しを関係郵政庁との間で特別に取り決める条件に従つて行うことができる。

第二十条 パナマにおける特別保管料

パナマ共和国の郵政庁は、バルボア港又はクリストバル港において倉庫に入れられ又は積み換えられるすべての閉袋に対して、陸路又は海路の継越料を受領していない限り、例外的に、郵袋一個ごとに〇・六五SDRの特別保管料を課すことができる。

第二十一条 特殊業務

特別の継越料の課される特殊業務は、シリアル・イラク自動車業務のみとする。

第二十二条 差立国の指示する線路による送達の強制

エト社会主義共和国連邦の郵政庁は、航空閉袋の郵袋票札AV8及び引渡明細書AV7に記載する線路に関する指示に従つて行われた運送の費用のみを認める。

第二十三条 航空閉袋の送達

フランス、ギリシャ、イタリア、セネガル及びタイの郵政庁は、前条の規定に関連して、条約第八十三条に定める条件によつてのみ航空閉袋の送達を行う。

第二十四条 印刷物に認められる記載事項及び添付物

カナダ及びアメリカ合衆国の郵政庁は、二国間の合意がない限り、条約の施行規則第二百二十九条の規定にかかるわらず、印刷物の差出人又はその代理人の名あてに記載された

オーストラリア、ブラジル、アメリカ合衆国及びフランスの郵政庁は、二国間の合意がない限り、条約第二十条及び10の規定にかかるわらず、同一受取人に対して同一の郵便物の特別郵袋であつてその重量が五キログラム未満のものを受領することを認めない。

第二十五条 同一受取人に対して同一の郵便物の特別郵袋の重量の最小限度

パラオ、ボリビア、ウクライナ及びソヴィエト社会主義共和国連邦の郵政庁は、航空閉袋の郵袋票札AV8に記載する線路に関する指示に従つて行われた運送の費用のみを認める。

第二十六条 同一受取人に対して同一の郵便物の特別郵袋の重量の最小限度

エト社会主義共和国連邦の郵政庁は、航空閉袋の郵袋票札AV8及び引渡明細書AV7に記載する線路に関する指示に従つて行われた運送の費用のみを認める。

第二十七条 同一受取人に対して同一の郵便物の特別郵袋の重量の最小限度

パナマ共和国の郵政庁は、航空閉袋の郵袋票札AV8及び引渡明細書AV7に記載する線路に関する指示に従つて行われた運送の費用のみを認める。

第二十八条 航空運送料の支払

カナダ及びアメリカ合衆国の郵政庁は、二国間にかかるわらず、自國の航空業務に支払われる航空運送料の支払につき自己の同意を与える権利を留保する。

第二十九条 國内航空運送料

ドミニカ共和国、エル・サルバドル、グアテマラ、パプア・ニューギニア及びヴァヌアツの郵

自国内での国際閉袋の航空路による送達について支払う費用を徵収する権利を留保する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各締約国に送付する。

アメリカ合衆国及びカナダの郵政庁は、条約の施行規則第二百六十六条の規定にかかるわらず、同一受取人に対して同一の郵便物の書留の特別郵袋を引き受けないこと及び他国が発出するこのような特別郵袋を書留郵便物として取り扱わることを認められる。

千九百八十九年十一月十四日にワシントンで作成した。

の送達

アメリカ合衆国及びカナダの郵政庁は、条約の施行規則第二百六十六条の規定にかかるわらず、同一受取人に対して同一の郵便物の書留の特別郵袋を引き受けないこと及び他国が発出するこのような特別郵袋を書留郵便物として取り扱わることを認められた。

小包郵便物に関する約定

万国郵便連合加盟国の中の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条の規定にかかるわらず、合意により、かつ、同憲章第二十五条の規定の適用があることを条件として、次の約定を作成した。

以上の証拠として、下名の全権委員は、これらの規定が条約中にある場合と同一の効力及び同一の価値を有するものとしてこの最終議定書を作成し、国際事務局長に寄託される本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その原本一通を各締約国に送付する。

アメリカ合衆国及びカナダの郵政庁は、条約の施行規則第二百六十六条の規定にかかるわらず、同一受取人に対して同一の郵便物の書留の特別郵袋を引き受けないこと及び他国が発出するこのような特別郵袋を書留郵便物として取り扱わることを認められた。

序則

第一条 この約定の目的

この約定は、締約国間における小包郵便物の交換を規律する。

第二条 小包郵便物

1 一個の重量が二十キログラムを超えない「小包郵便物」と称する郵便物は、直接又は一若しくは二以上の国の中の仲介により、交換することができる。郵政庁は、二国間の合意に基づき、一個の重量が二十キログラムを超える小包郵便物を交換することができる。

2 一個の重量が十キログラムを超える小包郵便物

官 報 (号 号)

物の交換を行うか行わないかは、任意とする。

ただし、一個の重量の最大限度として二十キログラム未満の重量を定める国であっても、郵袋又は閉鎖した他の納器に納められて越されたり小包郵便物については、一個の重量が二十キログラムまでのものを認める。一個の重量が二十キログラムを超える小包郵便物については、

離越国の同意を得なければならぬ。

第三条に規定する郵便業務の事務用小包郵便物については、1及び2の規定にかかるわらず、一個の重量の最大限度を三十キログラムとする。

第十七条に規定する郵便業務の事務用小包郵便物については、1及び2の規定にかかるわらず、一個の重量の最大限度を三十キログラムとする。

4 この約定並びにこの約定の最終議定書及び施行規則においては、すべての小包郵便物について、「小包」という略称を用いる。

第三条 運送企業による業務の運営

1 この約定の締約国であつてその郵政庁が小包業務を行つてないものは、運送企業にこの約定の規定を実施させる権能を有する。これらの締約国は、運送企業によつて連絡が行われる地方から発出し又は当該地方にあつた小包についての小包業務のみを当該運送企業に行わせることができる。

2 1の郵政庁は、運送企業によるこの約定のすべての規定の完全な実施、特に交換業務の実施を確保するため、運送企業と取決めを行う。当該郵政庁は、運送企業との約定の他の締約国との郵政庁及び国際事務局との間のすべての関係につき、仲介者となる。

第四条 小包の種類

1 「普通小包」とは、2及び3に定義する種類の小包について定める特別の手続に付されない小

包をいう。

2 次の小包は、それぞれ次に定義するものをいう。

(a) 「保険付小包」とは、保険金額の表記を有する小包をいう。

(b) 「課金別納小包」とは、配達の際に課される料金及び課金の全額を負担する旨を差出人が申し出た小包をいう。その申出は、差出しの

際に行うことができるものとし、また、差出した後おいても、差出しの後の申出を受理することのできない国における場合を除くほか、受取人への配達の時まで行うことができる。

(c) 「代金引換小包」とは、代金の取立てを要する小包であつて代金引換郵便物に関する約定に定めるものをいう。

(d) 「せい弱な小包」とは、壊れやすく、かつ、取扱いに特に注意しなければならない物品を包有する小包をいう。

(e) 「取扱い困難な小包」とは、次のものをいう。

一 大きさが第二十一条の制限又は郵政庁が相互間で定める制限を超える小包

二 形態上又は構造上の理由により、他の小包とともに荷積みすることが容易でない小包及び特別の注意を必要とする小包

三 第二十一条に規定する小包。もつとも、この小包を取り扱い困難な小包とするかしないかは、任意とする。

(f) 「業務小包」とは、郵便業務の事務用小包であつて第十七条に定めるところにより交換するものをいう。

(g) 「捕虜・被抑留文民小包」とは、条約第十七条に規定する捕虜又は機関が発受する小包をいう。

3 次の小包は、送達又は配達の方法に従い、それぞれ次に定義するものをいう。

(a) 「航空小包」とは、二国間において優先的に航空運送をするために引き受けられる小包をいう。

(b) 「速達小包」とは、名あて局に到着した後速やかに特別の配達人が住所に配達する小包及び、郵政庁が住所への配達を行っていない国においては、特別の配達人が到着通知書を配達する小包又は電話、テレックスその他の適当な電気通信手段によつて到着が通知される小包をいう。もつとも、受取人の住所が到着局の配達区域外にある場合には、特別の配達人による配達は、義務的ではない。

4 課金別納小包及び代金引換小包の交換については、差出郵政庁と名あて郵政庁との間の事前の取決めを必要とする。保険付小包、せい弱な小包、取り扱い困難な小包、航空小包及び速達小包の交換は、国際事務局が発行する小包郵便物の通報類集に記載される情報に基づいて行うことができる。

5 キログラムを超えて一〇キログラムまで

一〇キログラムを超えて一五キログラムまで

一五キログラムを超えて二〇キログラムまで

二〇キログラムを超えて二五キログラムまで

二五キログラムを超えて三〇キログラムまで

三〇キログラムを超えて三五キログラムまで

三五キログラムを超えて四〇キログラムまで

四〇キログラムを超えて四五キログラムまで

四五キログラムを超えて五〇キログラムまで

五〇キログラムを超えて五五キログラムまで

五五キログラムを超えて六〇キログラムまで

六〇キログラムを超えて六五キログラムまで

六五キログラムを超えて七〇キログラムまで

七〇キログラムを超えて七五キログラムまで

七五キログラムを超えて八〇キログラムまで

八〇キログラムを超えて八五キログラムまで

八五キログラムを超えて九〇キログラムまで

九〇キログラムまで

一五キログラムを超えて一〇キログラムまで

内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

2 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

3 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

4 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

5 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

6 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

7 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

8 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

9 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

10 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

11 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

12 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

13 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

14 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

15 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

16 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

17 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

18 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

19 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

20 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

21 内国制度によりメートル法重量制を採用することのできない国は、1の重量級に代えて、これに相当する次の重量級(常衡ボンドによるもの)を採用する権能を有する。

六七



官報 (号外)

- (a) 窓口通常取扱時間外の差出しの料金  
 (b) 差出郵政庁が徴収する通関料。その徴收は、原則として、小包の差出しの際に行う。
- (c) 名あて郵政庁が徴収する通関料。この料金は、小包の税関への交付及び通関について又は単に税関への交付について徴収する。その徴収は、特別の合意がない限り、受取人への徴収は、小包の配達の際に行う。ただし、課金別納小包に關しては、当該通関料は、差出郵政庁が名あて郵政庁のために徴収する。
- (d) 差出人の住所からの取集めの料金。この料金は、差出郵政庁が差出人の住所から取り集める小包について徴収することができる。
- (e) 配達料。この料金は、名あて郵政庁が小包の受取人の住所への配達を試みた回数に応じて徴収することができる。ただし、速達小包については、住所への第二回以後の配達の試みについてのみ徴収することができる。
- (f) 配達不能通知書に対する返信の料金。この料金は、第二十九条2の規定に従って徴収する。
- (g) 到着通知料。この料金は、名あて郵政庁が、自國の法令によりその徴収を義務付けられており、かつ、住所への配達を実施していない場合に、受取人の住所に配達する最初の通知書(速達小包の最初の通知書を除く。)及び場合によりその後の通知書について徴収する。
- (h) 再装料。この料金は、内容品を保護するたる。

- (i) 留め置き料。この料金は、名あて郵政庁が小包についてその交付の際に徴収する。人から徴収する。
- (j) 保管料。この料金は、所定の期間内に引き取られなかった小包(留め置きとされているか住所にあてられているかを問わない。)につき、配達を行う郵政庁が当該期間を超えて当該小包を保管した郵政庁のために徴収する。
- (k) 受取通知料。この料金は、差出人が第二十八条の規定に基づいて受取通知の請求を行った場合に徴収する。
- (l) 船積通知料。この料金は、郵政庁が船積通知の業務を行うことを受諾した国との間で、差出人が自己に船積通知書を送付することを請求した場合に徴収する。
- (m) 第三十九条3の調査請求料
- (n) 取戻請求料、あて名変更請求料又はあて名訂正請求料

料金の名称	金額	備考
(a) 窓口通常取扱時間外の差出しの料金	内国制度における料金と同額	
(b) 差出郵政庁が徴収する通関料	小包一個につき最高限〇・六五 SDR	
(c) 名あて郵政庁が徴収する通関料	小包一個につき最高限三・二七 SDR	内国制度における料金と同額
(d) 差出人の住所からの取集めの料金	内国制度における料金と同額	
(e) 配達料	内国制度における料金と同額	
(f) 配達不能通知書に対する返信の料金	内国制度における料金と同額	
(g) 到着通知料	内国制度における料金と同額	
(h) 留め置き料	内国制度における料金と同額	
(i) 保管料	内国制度における料金と同額	
(j) 受取通知料	内国制度における料金と同額	
(k) 船積通知料	内国制度における料金と同額	
(l) 第三十九条3の調査請求料	内国制度における料金と同額	
(m) 取戻請求料、あて名変更請求料又はあて名訂正請求料	内国制度における料金と同額	
(n) 不可抗力危険負担料	内国制度における料金と同額	
(o) 不可抗力による危険を負担することを受諾する郵政庁が徴収する。	内国制度における料金と同額	
(p) 最高限〇・九八 SDR	内国制度における料金と同額	
(q) 小包一個につき最高限〇・三六 SDR	内国制度における料金と同額	

## (四) 調査請求料

最高限〇・六五SDR

請求を電信その他の電気通信手段によつて送達すること

(b) 内容品の性質及び運送の条件に適応する包装を有すること。

(d) 取戻請求料、あて名変更請求料

請求料又はあて名訂正請求料

不可抗力危険負担料

最高限一・三一SDR

(a) 保険付小包

(b) 保険付きとしない小包

(c) 小包一個につき最高限〇・一一〇SDR

請求が電気通信手段によつて送達される場合には、この料金に電報料その他の電気通信手段の料金を加える。

(c) 受取人及び差出人の住所氏名が記載されてゐること。

(d) 第二条及び第二十一条に定める重量及び大きさの条件を満たしていること。

(e) 郵便切手により又はその他の差出郵政庁の規則の認める方法により、差出局の要求するすべての料金が前納されていること。

## 第二十条 禁制

(a) 次の物品は、小包に入れてはならない。

(b) すべての種類の小包について、

(c) 一 その性質上又はその包装のために取扱者に危害を及ぼし又は他の小包若しくは郵便設備を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品

(d) 二 麻薬及び向精神薬。ただし、これらの物品の禁制は、これらの物品が医療上又は学術上の目的で送付されることを認める国において行われる発送については、適用しない。

(e) 三 現実的かつ対人的な通信の性質を有する書類並びに差出人及び受取人（これらの者の同居人を含む。）以外の者の間で交換されるるものとされるものとされるものを除く。）、

(f) 四 生きた動物。ただし、郵便による運送があつて、小包の差出人、受取人及びこれらの者の同居人の間で交換されるものとされるものであつてはならず、また、次の条件を満たすものでなければならぬ。

(g) 五 放射性又は発火性の物質その他危険性の関係郵政の郵便規則によって認められる場合は、この限りでない。

(h) 六 放射性物質。ただし、郵政庁は、放射性物質を包有する小包を相互に又は一方的に受領することについて取決めを行うことができる。この場合には、放射性物質は、この約定の施行規則の規定に従つて包装し、かつ、最も速達の輸路（通常の場合には、所要の航空増料金の納付を条件として、航空路）によつて送達するものとし、正式に認められた差出人のみが差し出すことができる。

(i) 七 わいせつな又は不道徳な物品

(j) 八 名前で国において輸入又は流布が禁止されている物品

(l) 九 放有価証券、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品。

(m) 一〇 この(b)の規定は、保険付小包業務を行つては、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人

(n) 一一 ては、硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人

(o) 一二 手帳、送り状、明細表、発送通知書又は荷役指図書のうちのいずれかであつて、不可欠な事項のみを記載し、かつ、開封としたもの

(p) 一三 専ら輸送商品に關係のある書類、すなわち、送り状、明細表、荷役指図書のうちのいずれかであつて、不可欠な事項のみを記載し、かつ、開封

(q) 一四 録画した若しくは録音していらない又は

(r) 一五 テープ及びワイヤー、情報処理装置用のカード、磁気テープその他これらに類する物品並びにQSLカードであつて、

(s) 一六 差出郵政庁が現実的かつ対的な通信の性質を有しないと認め、かつ、小包の差

(t) 一七 出人、受取人及びこれらの者の同居人の間で交換されるもの

(u) 一八 関係郵政の規則が認める場合には、更に、現実的かつ対的な通信の性質を有する各種類の通常郵便物及び書類であつて、小包の差出人、受取人及びこれらの者の同居人の間で交換されるものとされるものである。

(v) 一九 生きた動物。ただし、郵便による運送があつてはならず、また、次の条件を満たすものでなければならぬ。

(w) 二〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(x) 二一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(y) 二二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(z) 二三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(aa) 二四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(bb) 二五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(cc) 二六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(dd) 二七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ee) 二八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ff) 二九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(gg) 三十 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(hh) 三一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ii) 三二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(jj) 三三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(kk) 三四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ll) 三五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(mm) 三六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(nn) 三七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(oo) 三八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(pp) 三九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(qq) 四〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(rr) 四一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ss) 四二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(tt) 四三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(uu) 四四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(vv) 四五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ww) 四六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(xx) 四七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(yy) 四八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(zz) 四九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(aa) 五十 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(bb) 五十一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(cc) 五十二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(dd) 五十三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ee) 五十四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ff) 五十五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(gg) 五十六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(hh) 五十七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ii) 五十八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(jj) 五十九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(kk) 六〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ll) 六一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(mm) 六二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(nn) 六三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(oo) 六四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(pp) 六五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(qq) 六六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(rr) 六七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ss) 六八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(tt) 六九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(uu) 六一〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(vv) 六一一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ww) 六一二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(xx) 六一三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(yy) 六一四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(zz) 六一五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(aa) 六一六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(bb) 六一七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(cc) 六一八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(dd) 六一九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ee) 六二〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ff) 六二一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(gg) 六二二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(hh) 六二三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ii) 六二四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(jj) 六二五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(kk) 六二六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ll) 六二七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(mm) 六二八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(nn) 六二九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(oo) 六三〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(pp) 六三一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(qq) 六三二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(rr) 六三三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ss) 六三四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(tt) 六三五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(uu) 六三六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(vv) 六三七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ww) 六三八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(xx) 六三九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(yy) 六四〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(zz) 六四一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(aa) 六四二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(bb) 六四三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(cc) 六四四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(dd) 六四五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ee) 六四六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ff) 六四七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(gg) 六四八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(hh) 六四九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ii) 六五〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(jj) 六五一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(kk) 六五二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ll) 六五三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(mm) 六五四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(nn) 六五五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(oo) 六五六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(pp) 六五七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(qq) 六五八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(rr) 六五九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ss) 六六〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(tt) 六六一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(uu) 六六二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(vv) 六六三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ww) 六六四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(xx) 六六五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(yy) 六六六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(zz) 六六七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(aa) 六六八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(bb) 六六九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(cc) 六七〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(dd) 六七一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ee) 六七二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ff) 六七三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(gg) 六七四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(hh) 六七五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ii) 六七六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(jj) 六七七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(kk) 六七八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ll) 六七九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(mm) 六八〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(nn) 六八一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(oo) 六八二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(pp) 六八三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(qq) 六八四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(rr) 六八五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ss) 六八六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(tt) 六八七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(uu) 六八八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(vv) 六八九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ww) 六九〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(xx) 六九一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(yy) 六九二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(zz) 六九三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(aa) 六九四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(bb) 六九五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(cc) 六九六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(dd) 六九七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ee) 六九八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ff) 六九九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(gg) 六一〇〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(hh) 六一〇一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ii) 六一〇二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(jj) 六一〇三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(kk) 六一〇四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ll) 六一〇五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(mm) 六一〇六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(nn) 六一〇七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(oo) 六一〇八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(pp) 六一〇九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(qq) 六一〇一〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(rr) 六一〇一一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ss) 六一〇一二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(tt) 六一〇一三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(uu) 六一〇一四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(vv) 六一〇一五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ww) 六一〇一六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(xx) 六一〇一七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(yy) 六一〇一八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(zz) 六一〇一九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(aa) 六一〇二〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(bb) 六一〇二一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(cc) 六一〇二二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(dd) 六一〇二三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ee) 六一〇二四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ff) 六一〇二五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(gg) 六一〇二六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(hh) 六一〇二七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ii) 六一〇二八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(jj) 六一〇二九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(kk) 六一〇三〇 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ll) 六一〇三一 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(mm) 六一〇三二 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(nn) 六一〇三三 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(oo) 六一〇三四 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(pp) 六一〇三五 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(qq) 六一〇三六 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(rr) 六一〇三七 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(ss) 六一〇三八 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(tt) 六一〇三九 第四条に規定する小包の種類のいずれかに

(uu)

# 官報(号外)

し、及び当該小包の内容品を一定の実価以下のものに限定する権能を有する。

**第二十一条 大きさの制限**

1 平面路又は航空路によって運送される小包は、第四条(2)(e)の規定により取扱い困難な小包とされるものを除くほか、長さについては一・五メートル、長さと長さの方向以外の方向に計った最大の横幅との合計については三メートルを超えるものであつてはならない。

2 すべての小包につき又は単に航空小包につき1に定める大きさを認めるものでない郵政庁は、これに代えて、長さについては一・〇五メートル、長さと長さの方向以外の方向に計った最大の横幅との合計については二メートルの大きさの制限を採用することができる。

3 小包の大きさは、送達方法のいかんを問わず、条約第二十条1の表に定める書状の大きさの最小限度に達していなければならぬ。

4 1に定める大きさを認める郵政庁は、大きさが2に定める大きさを超える小包であつて重量が十キログラムを下回るものにつき、第十三条の追加料金と同額の追加料金を徴収する権能を有する。

## 第二十二条 誤って引き受けられた小包の取扱い

誤って引き受けられた小包又は誤って引き受けられた小包の内容品の一部が受取人に配達されず、差出人に返送されない場合には、差出郵政庁は、当該小包について適用された取扱いに関するこの約定の施行規則に附属する様式C33/C.P.10の二に適合する用紙により遅延なく通報を受ける。この通報には、当該小包が抵触した禁制及び差押えの原因となつた物品について正確に記載する。

## 第二十三条 差出しの際の差出人の指示

1 第二十条(a)に掲げる物品を包有する小包は、誤って引き受けられた場合には、これらの物品が包有されていることを発見した郵政庁の属する国の法令の定めるところにより取り扱う。ただし、同条(2)及び五から七までに掲げる物品を包有する小包は、いかなる場合にも、名あて地に送達せず、受取人に配達せず、また、差出人に返送しない。

2 小包に第二十条(3)の規定により包有を許されない通常郵便物が單に一通入れられている場合には、当該通常郵便物は、条約第三十二条の規定に従つて取り扱うものとし、当該小包は、当該通常郵便物を包有することを理由として差

し、及び当該小包の内容品を一定の実価以下のものに限定する権能を有する。

## 第二十一条 大きさの制限

1 平面路又は航空路によって運送される小包

出人に返送することができない。

3 保険付小包業務を行う二国との間で交換される保険付きとされない小包であつて第二十条(b)に掲げる物品を包有するものが名あて郵政庁に到着した場合には、名あて郵政庁は、自己の規則により定める条件に従い、受取人に当該小包を配達することができる。自己の規則が配達を認めない場合には、当該小包は、第三十四条の規定を適用の上、差出人に返送する。

## 第二十四条 保険付小包

### 第二節 引受けの特別条件

#### (a) 郵政庁は、

1 保険付小包の保険金額の表記は、次に定めるところにより行う。

#### (b) 差出人は、

1 保険金額を一定の金額以下に制限する権能を有する。この金額は、三千二百六十・九一SDR又は、内国業務において採用されている限度額が三千二百六十六・九一SDR未満である場合には、当該限度額を下回ることができない。

2 異なる限度額を採用する国においては、最も低い限度額を相互に遵守する義務を負う。

#### (c) 差出人は、

1 小包の内容品の実価を超える保険金額の表記をしてはならない。

2 小包の内容品の実価の一部分についてのみ保険を付することができる。

3 表記は、差出国の法令により定める司法上の訴追の対象となる。

#### (d) 一定の期間が満了した後に平面路又は航空路により差出人に小包を返送すること。ただし、この期間は、名あて郵政庁の規則により定める保管期間を超えることができない。

4 2及び3の保管期間は、転送の場合には、新たなる名あて局が配達する小包について適用する。

#### (e) 必要があるときは平面路又は航空によつて空路によつて小包を転送すること。

## 第二章 配達及び転送の条件

### 第二十六条 配達についての一般的規則

#### (f) 当初の受取人に配達するため平面路又は航

て小包を転送した後に、場合により第二十九条(1)(c)の特別の指示に従つて、他の受取人に小包を配達すること。

2 差出局は、十分な額の保証金の払込みを要求

することができる。

### 第二節 配達

#### (g) 差出人が何らの指示も行わなかつた場合には、通知を行うことなく小包を返送することができる。

3 その指示が矛盾している場合には、通知を行うことなく小包を返送することができる。

#### (h) 郵政庁は、自國の法令が認めない場合には、

2(a)及び(b)の指示を認めない権能を有する。

#### (i) 差出人が小包を放棄すること。

#### (j) 差出人が小包を放棄すること。

#### (k) 差出人が小包を放棄すること。

#### (l) 差出人が小包を放棄すること。

#### (m) 差出人が小包を放棄すること。

#### (n) 差出人が小包を放棄すること。

#### (o) 差出人が小包を放棄すること。

#### (p) 差出人が小包を放棄すること。

#### (q) 差出人が小包を放棄すること。

#### (r) 差出人が小包を放棄すること。

#### (s) 差出人が小包を放棄すること。

#### (t) 差出人が小包を放棄すること。

#### (u) 差出人が小包を放棄すること。

#### (v) 差出人が小包を放棄すること。

#### (w) 差出人が小包を放棄すること。

#### (x) 差出人が小包を放棄すること。

#### (y) 差出人が小包を放棄すること。

#### (z) 差出人が小包を放棄すること。

#### (aa) 差出人が小包を放棄すること。

#### (bb) 差出人が小包を放棄すること。

#### (cc) 差出人が小包を放棄すること。

#### (dd) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ee) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ff) 差出人が小包を放棄すること。

#### (gg) 差出人が小包を放棄すること。

#### (hh) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ii) 差出人が小包を放棄すること。

#### (jj) 差出人が小包を放棄すること。

#### (kk) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ll) 差出人が小包を放棄すること。

#### (mm) 差出人が小包を放棄すること。

#### (nn) 差出人が小包を放棄すること。

#### (oo) 差出人が小包を放棄すること。

#### (pp) 差出人が小包を放棄すること。

#### (qq) 差出人が小包を放棄すること。

#### (rr) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ss) 差出人が小包を放棄すること。

#### (tt) 差出人が小包を放棄すること。

#### (uu) 差出人が小包を放棄すること。

#### (vv) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ww) 差出人が小包を放棄すること。

#### (xx) 差出人が小包を放棄すること。

#### (yy) 差出人が小包を放棄すること。

#### (zz) 差出人が小包を放棄すること。

#### (aa) 差出人が小包を放棄すること。

#### (bb) 差出人が小包を放棄すること。

#### (cc) 差出人が小包を放棄すること。

#### (dd) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ee) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ff) 差出人が小包を放棄すること。

#### (gg) 差出人が小包を放棄すること。

#### (hh) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ii) 差出人が小包を放棄すること。

#### (jj) 差出人が小包を放棄すること。

#### (kk) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ll) 差出人が小包を放棄すること。

#### (mm) 差出人が小包を放棄すること。

#### (nn) 差出人が小包を放棄すること。

#### (oo) 差出人が小包を放棄すること。

#### (pp) 差出人が小包を放棄すること。

#### (qq) 差出人が小包を放棄すること。

#### (rr) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ss) 差出人が小包を放棄すること。

#### (tt) 差出人が小包を放棄すること。

#### (uu) 差出人が小包を放棄すること。

#### (vv) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ww) 差出人が小包を放棄すること。

#### (xx) 差出人が小包を放棄すること。

#### (yy) 差出人が小包を放棄すること。

#### (zz) 差出人が小包を放棄すること。

#### (aa) 差出人が小包を放棄すること。

#### (bb) 差出人が小包を放棄すること。

#### (cc) 差出人が小包を放棄すること。

#### (dd) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ee) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ff) 差出人が小包を放棄すること。

#### (gg) 差出人が小包を放棄すること。

#### (hh) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ii) 差出人が小包を放棄すること。

#### (jj) 差出人が小包を放棄すること。

#### (kk) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ll) 差出人が小包を放棄すること。

#### (mm) 差出人が小包を放棄すること。

#### (nn) 差出人が小包を放棄すること。

#### (oo) 差出人が小包を放棄すること。

#### (pp) 差出人が小包を放棄すること。

#### (qq) 差出人が小包を放棄すること。

#### (rr) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ss) 差出人が小包を放棄すること。

#### (tt) 差出人が小包を放棄すること。

#### (uu) 差出人が小包を放棄すること。

#### (vv) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ww) 差出人が小包を放棄すること。

#### (xx) 差出人が小包を放棄すること。

#### (yy) 差出人が小包を放棄すること。

#### (zz) 差出人が小包を放棄すること。

#### (aa) 差出人が小包を放棄すること。

#### (bb) 差出人が小包を放棄すること。

#### (cc) 差出人が小包を放棄すること。

#### (dd) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ee) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ff) 差出人が小包を放棄すること。

#### (gg) 差出人が小包を放棄すること。

#### (hh) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ii) 差出人が小包を放棄すること。

#### (jj) 差出人が小包を放棄すること。

#### (kk) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ll) 差出人が小包を放棄すること。

#### (mm) 差出人が小包を放棄すること。

#### (nn) 差出人が小包を放棄すること。

#### (oo) 差出人が小包を放棄すること。

#### (pp) 差出人が小包を放棄すること。

#### (qq) 差出人が小包を放棄すること。

#### (rr) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ss) 差出人が小包を放棄すること。

#### (tt) 差出人が小包を放棄すること。

#### (uu) 差出人が小包を放棄すること。

#### (vv) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ww) 差出人が小包を放棄すること。

#### (xx) 差出人が小包を放棄すること。

#### (yy) 差出人が小包を放棄すること。

#### (zz) 差出人が小包を放棄すること。

#### (aa) 差出人が小包を放棄すること。

#### (bb) 差出人が小包を放棄すること。

#### (cc) 差出人が小包を放棄すること。

#### (dd) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ee) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ff) 差出人が小包を放棄すること。

#### (gg) 差出人が小包を放棄すること。

#### (hh) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ii) 差出人が小包を放棄すること。

#### (jj) 差出人が小包を放棄すること。

#### (kk) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ll) 差出人が小包を放棄すること。

#### (mm) 差出人が小包を放棄すること。

#### (nn) 差出人が小包を放棄すること。

#### (oo) 差出人が小包を放棄すること。

#### (pp) 差出人が小包を放棄すること。

#### (qq) 差出人が小包を放棄すること。

#### (rr) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ss) 差出人が小包を放棄すること。

#### (tt) 差出人が小包を放棄すること。

#### (uu) 差出人が小包を放棄すること。

#### (vv) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ww) 差出人が小包を放棄すること。

#### (xx) 差出人が小包を放棄すること。

#### (yy) 差出人が小包を放棄すること。

#### (zz) 差出人が小包を放棄すること。

#### (aa) 差出人が小包を放棄すること。

#### (bb) 差出人が小包を放棄すること。

#### (cc) 差出人が小包を放棄すること。

#### (dd) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ee) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ff) 差出人が小包を放棄すること。

#### (gg) 差出人が小包を放棄すること。

#### (hh) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ii) 差出人が小包を放棄すること。

#### (jj) 差出人が小包を放棄すること。

#### (kk) 差出人が小包を放棄すること。

#### (ll) 差出人が小包を放棄すること。

#### (mm) 差出人が小包を放棄すること。

#### (nn) 差出人が小包を放棄すること。</h

**第二十九条 受取通知**

小包の差出人は、条約第五十五条に定める条件に従つて受取通知の請求を行うことができる。もつとも、郵政庁は、内国制度において定められている場合には、受取通知の業務を保険付小包についてのみ行うことができる。

**第二十九条 配達不能**

第二十三条2(a)又は(b)の配達不能通知書を受領した後、差出人又は配達不能通知書に記載された第三者は、指示を行うものとし、当該指示は、同条2(c)から(g)までの指示及び次の指示のうちいづれか一に限る。

- (a) 再度受取人に通知すること。
- (b) あて名を訂正し又は補足すること。
- (c) 代金引換小包に関しては、

一 指示した金額と引換えに受取人以外の者に当該小包を配達すること。

二 代金引換とすることなく又は当初の金額よりも低い金額と引換えに、当初の受取人又は他の受取人に当該小包を配達すること。

(d) 課金別納として当初の受取人又は他の受取人に当該小包を配達すること。

2 1の指示の送付については、差出人又は第三者から第十四条(b)の料金を徴収することができる。同一差出人から同一受取人に対して同一郵便局に同時に差し出された二個以上の小包に関する配達不能通知書に対する返信については、一個分のみの料金を徴収する。指示が電信その他の適当な電気通信手段によって送達される場合には、この料金に所要の料金を加える。

3 一名あて郵政庁は、差出人又は第三者から指示を受領していない限り、小包を、当初に指定された受取人若しくは場合により後に指定された他の受取人に配達し、又は新たに転送することができる。新たな指示を受領した後は、当該新たな指示のみが効力を有し、かつ、実施される。

**第三十条 配達不能の小包の差出人への返送**

(a) 配達することのできなかつた小包は、次の場合には、直ちに差出人の居住する国に返送する。

- 1 差出人が第二十三条2(c)の規定に基づき返送の請求を行った場合
- 2 差出人又は第二十三条2(b)に規定する第三者がこの約定により認められていない請求を行つた場合
- 3 差出人又は第三者が前条2に定める料金の納付を拒絶した場合

四 差出人又は第三者の指示(差出しの際に行われたか配達不能通知書の受領の後に行われたかを問わない。)が所期の結果をもたらさなかつた場合

五 差出人に返送される小包は、当該差出人に配達できなかつた場合には、関係郵政庁が自国の法令の定めるところにより取り扱う。

1の備考欄の規定を適用する。

第三十一条 配達不能の小包の差出人にによる放棄

受取人に配達することのできなかつた小包は、差出人が放棄した場合には、名あて郵政庁が自国の法令の定めるところにより取り扱う。

**第二節 再発送**

**第三十二条 受取人の住所変更又はあてる転送**

1 受取人の住所変更又は第三十八条の規定に基づくあて名の変更若しくは訂正による転送

2 名あて国内における転送は、差出人若しくは受取人の請求により、又は名あて郵政庁の規則が認める場合には職権により行うことができる。

3 名あて国外への転送は、差出人又は受取人の請求によつてのみ行うことができる。この場合には、小包は、転送のための新たな運送について必要な条件を満たしているものでなければならぬ。

4 1から3までの規定により行う転送は、差出人又は受取人が請求する場合には新たな運送に対しても、次のようにする。

(a) 新たな運送に要する割当料金

徴収が免除されない料金及び課金であつて

名あて郵政庁が差出人への返送の時までに徵收することのできなかつたもの。ただし、速達の補充料金、配達料、留め置き料及び保管料については、第十条2後段並びに第十五条规定の表(e)、(i)及び(j)の備考欄の規定を適用する。

送については、次のものを譲ることができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、当該転送に

名あて郵政庁の規則において当該転送に

つき徴収を認める料金

(b) 名あて国外への転送の場合には、新たな運

送に要する割当料金及び航空増料金

料金及び課金

小包の最初の転送及び場合によりその後の転

送については、次のものを譲ることができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、当該転送に

名あて郵政庁の規則において当該転送に

つき徴収を認める料金

(b) 名あて国外への転送の場合には、新たな運

送に要する割当料金及び航空増料金

料金及び課金

小包の最初の転送及び場合によりその後の転

送については、次のものを譲ることができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、当該転送に

名あて郵政庁の規則において当該転送に

つき徴収を認める料金

(b) 名あて国外への転送の場合には、新たな運

送に要する割当料金及び航空増料金

料金及び課金

小包の最初の転送及び場合によりその後の転

送については、次のものを譲ることができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、当該転送に

名あて郵政庁の規則において当該転送に

つき徴収を認める料金

(b) 名あて国外への転送の場合には、新たな運

送に要する割当料金及び航空増料金

料金及び課金

小包の最初の転送及び場合によりその後の転

送については、次のものを譲ることができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、当該転送に

名あて郵政庁の規則において当該転送に

つき徴収を認める料金

(b) 名あて国外への転送の場合には、新たな運

送に要する割当料金及び航空増料金

料金及び課金

小包の最初の転送及び場合によりその後の転

送については、次のものを譲ることができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、当該転送に

名あて郵政庁の規則において当該転送に

つき徴収を認める料金

(b) 名あて国外への転送の場合には、新たな運

送に要する割当料金及び航空増料金

料金及び課金

小包の最初の転送及び場合によりその後の転

送については、次のものを譲ることができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、当該転送に

名あて郵政庁の規則において当該転送に

つき徴収を認める料金

(b) 名あて国外への転送の場合には、新たな運

送に要する割当料金及び航空増料金

料金及び課金

小包の最初の転送及び場合によりその後の転

送については、次のものを譲ることができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、当該転送に

名あて郵政庁の規則において当該転送に

つき徴収を認める料金

(b) 名あて国外への転送の場合には、新たな運

送に要する割当料金及び航空増料金

料金及び課金

小包の最初の転送及び場合によりその後の転

送については、次のものを譲ることができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、当該転送に

名あて郵政庁の規則において当該転送に

つき徴収を認める料金

(b) 名あて国外への転送の場合には、新たな運

送に要する割当料金及び航空増料金

料金及び課金

小包の最初の転送及び場合によりその後の転

送については、次のものを譲ることができる。

(a) 名あて国内における転送の場合には、当該転送に

名あて郵政庁の規則において当該転送に

つき徴収を認める料金

(b) 名あて国外への転送の場合には、新たな運

送に要する割当料金及び航空増料金

料金及び課金

料金及び課金

料金及び課金

料金及び課金

料金及び課金

料金及び課金

</

(a) 差出人の過誤により誤って引き受けられた小包又は第二十条の禁制に抵触する小包については、差出人

(b) 郵便業務の責めに帰せられる過誤により誤って引き受けられた小包については、当該過誤について責任を有する郵政庁。この場合には、差出人は、納付した料金の還付を請求する権利を有する。

3 小包を返送する郵政庁に割り当てられていた割当料金の額が1に規定する割当料金、料金及び課金の額に満たない場合には、不足額は、差出人の居住する国の郵政庁から取り立てられる。

4 小包を返送する郵政庁に割り当てられていた割当料金の額が1に規定する割当料金、料金及び課金の額を超える場合には、小包を返送する郵政庁は、超過額を、差出人への還付のため差出人の居住する国の郵政庁に返還する。

第三十五条 業務の停止による差出人への返送

業務の停止による小包の差出人への返送は、無料とする。往路の行程について徴収されていた割当料金のうち割り当てられなかつた部分は、差出人への還付のため差出人の居住する国の郵政庁に返還する。

第三章 特別規定

第三十六条 与えられた指示の郵政庁による不遵守

1 名ある郵政庁又は仲介郵政庁は、差出しの際又はその後に与えられた他の料金及び課金を負担する。もともと、差出人が、差出しの際又はその後に与えられた指示を遵守しなかつた場合には、運送(往路及び復路)の費用並びに徴収を免除されなかつた他の料金及び課金を負担する。もともと、差出人が、差出しの際又はその後に、配達不能のときは小包を放棄する旨を申し出た場合には、往路について支払われた費用は、差出人が負担する。

2 差出人の居住する国の郵政庁は、関係郵政庁が与えられた指示を遵守せず、かつ、正規に照会を受けた日から起算して三箇月を経過する時

までに次のいずれのことも行わなかつた場合にあれば、当然のこととして、1に規定する運送の費用並びに他の料金及び課金を関係郵政庁に対する勘定に含めることができる。

問題を最終的に解決すること。

差出人の居住する国の郵政庁に対し、指示を遵守しなかつたことが不可抗力によるものであると思われる旨又は小包が名あて国の法令に基づいて保留され、差し押さえられ若しくは没収された旨を通知すること。

第三十七条 損壊又は腐敗の差し迫ったおそれのある物品を包有する小包

小包の内容品は、損壊又は腐敗の差し迫ったおそれがある場合には、往路又は復路の途中においても、予告なしにかつ司法上の手続を経ることなく権利者のために直ちに売却することができる。

売却が何らかの理由により不可能である場合には、損壊又は腐敗した物品は、棄却する。

第三十八条 取戻し及びあて名の変更又は訂正

1 小包の差出人は、第三十条又は第三十二条の規定により新たな運送について必要とされる金額の納付を保証する場合には、条約第三十一条に定める条件に従い、小包の返送又は小包のあて名の変更を請求することができる。

2 もともと、郵政庁は、内国制度において認めていない場合には、1の請求を認めない権能を有する。

第三十九条 調査請求

1 郵政庁は、他の郵政庁の業務に差し出された小包に関する調査請求を受理する。

2 利用者は、小包の差出しの日の翌日から起算して一年以内に限り調査請求を行うことができ

る。

3 調査請求については、差出人が第十四条の規定を完全に納付した場合を除くほか、受取通知料を

第十五条の表四の規定による調査請求料を徴収する。

4 普通小包と保険付小包とは、別個の調査請求の対象とする。同一差出人から同一受取人にあって同一郵便局に同時に差し出されかつ同一線路によって送達された二個以上の同種類の小包に関する調査請求については、一個分のみの料金を徴収する。

5 調査請求が業務上の過失を起因とするものであつた場合には、調査請求料は、還付する。

第三編 責任

第四十条 郵政庁の責任の原則及び範囲

1 郵政庁は、小包に関しては、次条に規定する場合を除くほか、亡失、盜取又は損傷について責任を負う。この場合には、小包が開袋によつて運送されたか閉袋によつて運送されたかを問わない。

2 郵政庁は、また、不可抗力による危険を負担することを約束することができる。当該危険を負担する場合には、郵政庁は、自国内で差し出された小包の差出人に対し、当該小包のすべての運送路(転送又は差出人への返送の場合の運送路を含む)において不可抗力により生ずる亡失、盜取又は損傷について責任を負う。

3 差出人は、原則として亡失、盜取又は損傷の実額に相当する賠償金を請求する権利を有する。間接の損害及び実現されなかつた利益については、考慮しない。賠償金の額は、いかなる場合にも、次の金額を超えることができない。

(a) 保険付小包については、保険金額のSDRによる額。保険付航空小包が平面路により輸送され又は差出人に返送される場合には、責任は、その転送又は返送については、平面路によって送達される小包について適用される責任に限定される。もともと、差出郵政庁は、この転送又は返送について負担されない損害を負担することができる。

(b) その他の小包については、一個ことに次の金額

五キログラムまで  
超え一〇キログラムまで  
までの小包  
一〇キログラムを  
超え一五キログラムまで  
までの小包  
八八・二一 SDR  
一一一・〇七 SDR  
一二一・八七 SDR  
超え二〇キログラムまで  
二〇キログラムを  
超える小包について  
は、追加の五キログラムごとに及びその端数につき

4 郵政庁は、3(b)の規定にかかるらず、小包の重量のいかんを問わず小包一個ごとに百十一・〇七 SDRの最高限度額を相互に適用することを取り決めることができる。

5 賠償金は、小包の運送が引き受けられた場所及び時期における当該小包の内容品と同種の物品のSDRに換算した時価を基礎として計算する。時価がない場合には、賠償金は、当該場所及び時期において評価される当該内容品の通常の価値を基礎として計算する。

6 小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷について賠償金が支払われる場合には、差出人(8の規定が適用される場合に受取人)は、納付した料金(保険料を除く)の還付を請求する権利を有する。受取人が不良状態を理由として受取を拒絶した小包に関するのも、当該不良状態が郵便業務によって生じ、当該郵便業務が当該不良状態について責任を負う場合には、同様とする。

7 小包の亡失又はその内容品の全部の盗取若しくは全面的損傷が不可抗力によるものであるために賠償金が支払われない場合には、差出人は、納付した料金(保険料を除く。)の還付を請求する権利を有する。

8 次条1(a)又は(b)の場合には、内容品が盗取され又は損傷した小包が配達された後は、3の規定にかかるわらず、受取人が賠償金を請求する権利を有する。

9 差出人は3に規定する権利を受取人のために放棄することができるものとし、受取人は8に規定する権利を差出人のために放棄することができる。差出人又は受取人は、自国の法令が認める場合には、第三者に対し賠償金の受取を認めることができる。

10 差出郵政局は、保険付きとされない小包につき、自国の差出人に對し、これと同種の郵便物について自国の法令により定める賠償金を、その額が3(b)に定める賠償金の額を下回らないことを条件として、支払う権能を有する。名あて郵政局が8の規定により受取人に対し賠償金を支払う場合にも、同様とする。ただし、次の場合は、3(b)に定める金額を適用する。

#### 一 責任郵政局に対する求償の場合

二 差出人が自己の権利を受取人のために放棄した場合又は受取人が自己の権利を差出人のために放棄した場合

#### 第四十一条 郵政局の免責

1 郵政局は、小包であつて、これと同種の郵便物について自己の規則により定める条件又は条約第十二条3に定める条件に従つて配達したものについては、責任を負わない。ただし、次の場合には、責任は、存続する。

- (a) 内容品の盗取若しくは損傷が小包の配達の前に若しくは配達の際に確認されたとき又は、郵政局の規則が認める場合において、内容品が盗取され若しくは損傷した小包の配達を受ける際に受取人(差出入への返送の場合)

には、差出人が留保を付したとき。  
又は棄却された場合

いるために権限のある当局によつて没収され又は棄却された場合

#### 四 海路又は航空路による運送に關し、郵政局

が、その利用する船舶内又は航空機内にある

保険付小包についての責任を認めない旨を通

知した場合。ただし、当該郵政局は、保険付小包の閉袋経越しについては、保険付きとさ

れない小包であつて当該保険付小包の重量と同一の重量のものについて定められている責

任を負う。

#### 三 郵政局は、税関告知書の内容(どのように記載されているかを問わない。)について、及び税

関検査に付される小包の検査の際に税関の行つた決定について、いかなる責任も負わない。

同一の重量のものについて定められている責

任を負う。

#### 第四十二条 差出人の責任

1 小包の差出人は、運送を認められない物品の類の損傷のために当該小包について調査する

ことなどができるとき。

2 差出人は、差出局が1に規定する損害を与えた小包を引き受けたことによつて責任を免れる

ことはない。

3 損害が差出人の過失によるものであることを確認した郵政局は、その旨を差出郵政局に通報するものとし、差出郵政局は、必要があるとき

は、差出人に対して訴え提起する。

#### 第四十三条 郵政局の間ににおける責任の決定

1 小包を異議なく受け取り、かつ、調査に役立つすべての所定の資料を受領した郵政局は、当該小包を受取人に配達し又は他の郵政局に正規

に送達したことを立証することができない場合には、反証が挙げられる時まで責任を負う。

2 仲介郵政局又は名あて郵政局は、次の場合に

は、4の規定が適用されない限り、反証が挙げられる時まで責任を負わない。

られる時まで責任を負わない。

#### (a) 閉袋及び小包の点検並びに事故の確認に関する規定を遵守した場合

(b) 調査請求の対象となつてゐる小包に関する業務書類が正規の保存期間の満了によつて棄却された後に当該調査請求を受領したことを立証することができる場合。この(b)の規定は、請求者の権利を害するものではない。

失、盗取又は損傷が航空運送企業の業務に

おいて生じた場合には、条約第八十八条1の規定に基づいて運送料を受領する郵政局は、条約第一条规定及びこの条の7の規定の適用があることを条件として、差出人に支払われた賠償金並びに還付された料金及び課金の額を差出郵政局に償還し、責任のある航空運送企業からこれらの金額を取り立てる。差出郵政局は、条約第八十八条2の規定に基づいて航空運送企業と運送事業者に過失又は怠慢があった場合は、この与えたすべての損害につき、郵政局が負う責任の限度まで責任を負う。ただし、郵政局又は運送事業者に過失又は怠慢があった場合は、この限りでない。

4 亡失、盗取又は損傷が運送中に生じ、その事実がいづれの国(差出人の居住する國)において生じたかを確定することができない場合には、関係郵政局は、平等に損害を分担する。もつとも、普通小包の場合において賠償金の額が重量五キログラムまでの小包について第四十条3(b)に定める額を超えないときは、賠償金の額は、仲介郵政局を除き、差出郵政局及び名あて郵政局が平均に分担する。盗取又は損傷の生じていたことが名あて国(差出人の居住する國)において確認された場合には、差出人の居住する國(又は差出人の居住する國)の郵政局が次のこととを証明するものとし、その証明がされたときは、他のいづれの関係郵政局も、異議の申立てを受けることなく小包をその次の郵政局に引き渡した事實を援用して責任の分担を拒むことができない。

(b) 小包の包装及び封からんに盗取又は損傷の明らかな形跡がなかつたこと。

- (b) 保険付小包については、差出しの際に確認された重量が変化していなかったこと。
- (c) 閉鎖した納器により運送した小包については、納器及びその封かんに異状がなかったことは、**第五十四条2及び3**の規定により一括記入方式で運送される小包については、いずれの関係郵政局も、責任の分担を拒む目的をもって、閉袋に納められていた小包の個数が小包目録に記載された個数と相違していることを主張することができない。
- 5 第五十四条2及び3の規定により一括記入方式で運送される小包については、いざれの関係郵政局も、責任の分担を拒む目的をもって、閉袋に納められていた小包の個数が小包目録に記載された個数と相違していることを主張することができない。
- 6 5の一括記入方式による運送の場合には、関係郵政局は、合意によって定める特定の種類の小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷について責任を分担することを取り決めることができる。
- 7 保険付小包に関しては、郵政局は、いかなる場合にも、自己の採用する保険金額の最高限度額を超えて他の郵政局に対し責任を負うことはない。
- 8 郵政局は、小包が不可抗力によって亡失又はその内容品が盗取され若しくは損傷した場合において、その亡失、盗取又は損傷が自國の領域又は自己の業務において生じたものであるときは、不可抗力による危険を自己及び差出郵政局の双方が負担している場合に限り、差出郵政局に対して責任を負う。
- 9 保険付小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷が、保険付小包業務を行わない仲介郵政局若しくは損害額よりも低い保険金額の最高限度額を採用している仲介郵政局の属する国や領域において又は当該仲介郵政局の業務において生じた場合には、差出郵政局は、**第一条6及びこの条の7**の規定により当該仲介郵政局が負担しない損害を負担する。
- 10 9の規定は、第四十一条2四の規定により船舶内又は航空機内にある保険付小包についての責任を認めない締約国の郵政局の業務において

- 11 徴収が免除されなかつた関税その他の課金は、亡失、盗取又は損傷について責任を負う郵政局が負担する。
- 12 賠償金を支払った郵政局は、受取人、差出人又は第三者に対する求償権につき、当該賠償金の額を限度として、当該賠償金を受け取つた者に代位する。
- 第四十四条 賠償金の支払**
- 1 賠償金の支払並びに料金及び課金の還付の義務は、差出郵政局（第四十条8の規定が適用される場合には、名あて郵政局）が負う。もとより、責任郵政局に対する求償権は、害された場合に、差出郵政局が不可抗力による危険を負担することを受諾していない場合において、小包の亡失又はその内容品の盗取若しくは損傷が不可抗力によるものであるかないかが2に定める期間の満了の時に決定されないときは、当該支払の義務を負う郵政局は、例外的に、2に定める賠償金の支払期限を三箇月延期することができる。
- 2 差出郵政局又は場合により名あて郵政局は、運送に参加した郵政局が正規に照会を受けた後三箇月を経過する時までに次のいずれのことも行わなかつた場合には、権利者に対し、当該運送に参加した郵政局に代わって賠償を行うことができる。
- (a) 問題を最終的に解決すること。
- (b) 差出郵政局又は場合により名あて郵政局に対する損害賠償についてのそれぞれの分担額を取り立てる。
- 3 貨方郵政局に対する償還は、**第三条の支払**に関する規則の定めるところにより行う。
- 4 差出郵政局及び名あて郵政局は、普通小包について生じた損害につき、権利者に支払を行う郵政局が賠償金の全額を負担することを取り決めることができる。

- 5 責任があると認められた場合及び前条4の場合には、賠償金は、当然のこととして、差引計
- 6 4の規定に従つた回答が完全にはされていない用紙C9の返送は、最終的には代理する。
- 第四十五条 支払を行つた郵政局に対する賠償金の償還**
- 1 責任郵政局又は第四十三条の規定により自己に代わつて支払がされたこととなる郵政局は、前条の規定により支払を行つた郵政局（この条において「支払郵政局」という。）に対し、第四十条3及び6に定める賠償金の額を限度として、権利者に支払われた賠償金の額を償還する。その償還は、支払がされた旨の通告の発送の日から起算して四箇月以内に行う。
- 2 二以上の郵政局が第四十三条の規定により賠償金を分担する場合には、賠償金の請求に係る小包を正当に受領したがこれを相手業務に正規に送達したことを立証するとのできない最初の郵政局が、1に定める期間内に、支払われた賠償金の全額を支払郵政局に払い込む。当該最初の郵政局は、他の各責任郵政局から、権利者に対する損害賠償についてのそれぞれの分担額を取り立てる。
- 3 貨方郵政局に対する償還は、**第三条の支払**に関する規則の定めるところにより行う。
- 4 差出郵政局及び名あて郵政局は、普通小包について生じた損害につき、権利者に支払を行う郵政局が賠償金の全額を負担することを取り決めることができる。

- 5 責任があると認められた場合及び前条4の場合には、賠償金は、当然のこととして、差引計
- 6 4の規定に従つた回答が完全にはされていない用紙C9の返送は、最終的には代理する。
- 第四十六条 差出人又は受取人からの賠償金の回収**
- 1 亡失したものとさきに認められた小包又は小包の一部分が賠償金の支払の後に発見された場合には、差出人（場合により受取人）に対し、支払われた賠償金の返付と引換えに三箇月以内に当該小包を受け取ることができる旨を通知する。三箇月以内に差出人（又は受取人）が当該小包の交付を請求しない場合には、受取人（又は差出人）に対して同様の措置をとる。
- 2 差出人又は受取人が賠償金の返付と引換えに小包又は小包の一部分を受け取つた場合には、当該賠償金は、返付の日から起算して一年以内に、損害を負担した郵政局に返還する。
- 3 差出人及び受取人が小包を受け取つた場合には、小包は、損害を負担した郵政局の所有に帰する。
- 4 第四十四条4に定める三箇月の期間の後に配達の事実が立証された場合において、支払つた賠償金を何らかの理由により差出人から回収す

平成二年十二月十八日 参議院会議録第四号(その二) 小包郵便物に関する約定

。 ことができないときは、当該賠償金は、仲介郵政厅又は名あて郵政厅が負担する。  
。 保険付小包が賠償金の支払の後に発見され、

保険付小包が賠償金の支払の後に発見され、かつ、その内容品が支払われた賠償金の額よりも低い価額のものであると認定された場合は、差出人（第四十条八の規定が適用される場合には、受取人）は、当該保険付小包の交付を受けることと引換えに当該支払われた賠償金を返付する。この場合には、第二十四条二の規定による保険金額の詐欺表記に対する措置を適用

#### 第四編 郵政厅に帰属する割当料金及びその割

第一輯 宣傳文

第四十七条 発送及び到着の陸路割当料  
金 一 の郵政厅の間で交換される小包に對しては、それぞれの国において、一個ごとに、次の表に定めるガイドラインに基づいて発送及び到着の陸路割当料金を課する。

重 量 級	一キログラムまで	一キログラムを超えて三キログラムまで	三キログラムを超えて五キログラムまで	五キログラムを超えて一〇キログラムまで	一〇キログラムを超えて一五キログラムまで	一五キログラムを超えて二〇キログラムまで	二〇キログラムを超える追加の五キログラムごとに及びその端数につき
ガ陸路割当料金の ガイドライン (単位 S D R)	二・六一	三・二七	三・九二	四・九〇	五・八八	六・五三	〇・六五

第五十四条の規定に従つて割当料金を割り当てる場合には、次のガイドラインによることが勧奨される。

金  
四〇〇·SDR

○・国OSDR 到着の陸路輸送料金

して、発送及び到着の陸路割当料金を由「」の業

到着の陸路割当料金は、発送の陸路割当料金を

ならない。

が小包郵便物の通報類集において公表する。

卷之三

4  
5 発送及び到着の陸路割当料金は、各國の全領域について均一とする。

是、一月一日に効力を生ずる。当該の四箇月前までに用される場合には、効力発生の四箇月前にては、事務局は、同日の三箇月前までに関係郵政厅に通知する。期限は遵守されなかつた場合には、その次の一月一日に効力を生ずる。

**第四十一条** 線路の陸路料金  
一の郵政局の間又は同一国の二の郵便局の間  
に於ける郵便料金に於ける差異を除くハ

で他の郵政局の陸運業務によつて交換される小包に対しては、陸路運送に参加する業務の属する各局につき、次の表一二三の如き各別

る各国のため、次の表に定める範囲の陸路料金を課する。

距離段階	距離段階	継越しの陸路割当料金 (単位 SDR)	
		一キロまで	二キロまで
六〇〇キロメートルまで	六〇〇キロメートルまで	○・一〇	○・一〇
六〇〇キロメートルを超えて、〇〇〇キロメートルまで	六〇〇キロメートルを超えて、〇〇〇キロメートルまで	○・二九	○・五二
一、〇〇〇キロメートルを超えて、〇キロメートルまで	一、〇〇〇キロメートルを超えて、〇キロメートルまで	○・七五	一・三四
二、〇〇〇キロメートルを超える追加の一、〇〇〇キロメートルまで	二、〇〇〇キロメートルを超える追加の一、〇〇〇キロメートルまで	一・〇一	一・八〇
○・一〇	○・三九	○・九五	二・三八
○・二三	一・〇一	一・九五	二・七一
○・四六	一・八〇	二・九五	三・八九
○・七八	三・二〇	三・九五	三・七六
一・二七	五・一九	四・九五	一・三七
一・七六	七・一一	五・九八	一・八三
○・二六	一・八三	六・九八	二・一〇

第五十四条の規定に従つて割当料金を割り当てる場合には、次の表に定めるガイドラインによることが勧奨される。

官 報 (号 外)

2 1に規定する各国は、各小包につき、越境

を行う小包の運送路の加重平均距離に対応する  
距離段階の越越しの陸路割当料金を請求するこ  
とができる。加重平均距離は、国際事務局が計  
算する。

3  
いづれかの港に到着しかつ当該いづれかの港から発送される閉袋及び開袋小包に関し、場合により倉庫に保管した後に、仲介国(の業務の行う)陸路区間のない(の)継越しについては、1及び2の規定を適用する。

4 航空小包については、陸路の仲介運送が行われる場合にのみ仲介郵政庁の陸路割当料金を適用する。

5 もともと、竹島郵政局は開港航路空小包につき、一個ことに〇・三三三 SDR の单一の割当料金を請求することができる。

距 離 段 階 重 量

(a) よる海里表示  
 (b) 里表トルキロメートルを示す

までグラム

五〇〇每	
九二六キロ	
一六	
〇・一	

里まで	メートルまで
五〇〇海里	九二六キロ
を超え	メートルを超

一、〇〇〇  
海里まで  
え一、八五二  
キロメートル  
まで

一、八五二  
キロメートル  
一〇〇  
一、八五二  
キロメートル  
一〇〇

- 海里まで
- 四キロメートルまで

平成二年十一月十八日 参議院会議録第四号(その二) 小包郵便物に関する約定

自国の業務の関与なしに他国の運送業務に対し、  
自国の領域を通過することを認める場合には、  
このようにして送達される小包については、当

該いづれかの国の郵政厅に対し、継越しの陸路割当料金を割り当てない。

別段の定めがある場合を除くほか、差出国の郵政庁が負担する。

小包の海路運送に参加する海運業者が属する国は、2の表に定める海路割当料金を請求することができる。これらの海路割当料金は、この

約定に別段の定めがある場合を除くほか、差出国の郵政厅が負担する。  
海路割当料金は、利用される各海運業務につき、次の表に従つて計算する。

」との海路割当料金（単位SDR）

五をグ三  
キ超ラキ  
ロえムロ  
  
一をグ五  
〇超ラキ  
キえムロ  
  
えムロ一  
一をグ〇  
五超ラキ  
  
えムロ一  
一をグ五  
〇超ラキ  
  
えムロ二  
るをグ〇  
追超ラキ

まグ  
でラ  
ム  
  
ムロ  
まグ  
でラ  
  
でラキ  
ムロ  
まグ  
  
でラキ  
ムロ  
まグ  
  
とラキ 加  
にムロ の  
及ごグ五

端ひつ数そにの

○・△△

卷之三

0.5% Hg

100

第五十四条の規定に従つて割当料金を割り当てる場合には、次の表に定めるガイドラインによることが勧奨される。

距離段階	(a) 海里による表示	(b) (一海里を「一・八五二」キロメートルとする換算による)	小包一個」と に封袋の総重量 ごとに	海路割当料金(単位SDR)
五〇〇海里まで	五〇〇海里を超えて、〇〇	九二六キロメートルまで	一・〇五	〇・一六
〇海里まで	一、〇〇〇海里を超えて、〇〇	一、八五二キロメートルまで	一・二七	〇・一〇
〇〇〇海里まで	一、〇〇〇海里を超えて、〇〇	一、八五一キロメートルまで	一・四四	〇・一〇
一、〇〇〇海里を超えて、三、〇〇〇海里まで	一、〇〇〇海里を超えて、三、〇〇〇海里まで	一、八五四キロメートルまで	一・六三	〇・一三
三、〇〇〇海里まで	三、〇〇〇海里を超えて、四、〇〇〇海里まで	三、七〇四キロメートルまで	一・七三	〇・一六
四、〇〇〇海里を超えて、五、〇〇〇海里まで	四、〇〇〇海里を超えて、五、〇〇〇海里まで	五、五五六キロメートルまで	一・八六	〇・一六
五、〇〇〇海里まで	五、〇〇〇海里を超えて、六、〇〇〇海里まで	五、五五六キロメートルまで	一・九六	〇・一九
六、〇〇〇海里を超えて、七、〇〇〇海里まで	六、〇〇〇海里を超えて、七、〇〇〇海里まで	九、二六〇キロメートルを超えて、九、二六〇キロメートルまで	二・〇三	〇・一九
七、〇〇〇海里を超えて、八、〇〇〇海里まで	七、〇〇〇海里を超えて、八、〇〇〇海里まで	一一、一二二キロメートルを超えて、一一、九六四キロメートルまで	二・〇九	〇・一九
八、〇〇〇海里を超える追加の一、〇〇〇海里ごとに	八、〇〇〇海里を超える追加の一、〇〇〇海里ごとに	一二、九六四キロメートルを超えて、一二、九六四キロメートルまで	〇・一九	〇・一九
九メートルごとに	九メートルごとに	一四、八一六キロメートルを超える追加の一、八五二キメートルまで	〇・〇七	〇・〇七

3  
二国間で適用される海路割当料金の額を決定するためには、必要があると  
きは、両国の港の間で運送される閉袋の重量に

従つて計算される加重平均距離を基礎として決定する。

第五十一条 送達線路の予測不能の変更  
に伴う新たな割当料金の適用

郵政厅は、前条2の表に定める海路割当料金をその五十五パーセントを限度として引き上げる権能を有する。郵政厅は、任意に、海路割当料金を引き下げることができる。

3 1に規定する引上げ及び引下げは、第四十七条规定する要件に従つて行う。

4 1に規定する引上げは、海路運送を行ふ業務の属する国から発出する小包についても適用する。その適用は、いづれかの国と当該いづれかの国が国際関係を処理する地域との間又はこれらの地域の間においては、任意とする。

では、当該同一の郵政局が当該小包につき陸路運送に対する報酬を受領している場合には、2の表に定める海路割当料金を課することができない。

航空小包については、海路の仲介運送が行われる場合にのみ仲介郵政局又は仲介業務の海路割当料金を適用する。この5の規定の適用上、差出國又は名あて國の行う海運業務は、仲介業務とみなす。

4 名あて郵政庁は、自国内で航空小包の航空運送を行う場合には、これに利用する運送路の加重平均距離が三百キロメートルを超えることを条件として、当該運送に係る追加の費用の償還を請求する権利を有する。当該費用は、外国から到着するすべての航空閉袋につき、当該航空閉袋に包有される小包が航空路によって輸送されるか輸送されないかを問わず、均一とする。

5 4の費用は、一国にあてたすべての航空小包につき、名あて国内における航空小包の航空運送のための実際の支払料金率から当該小包につき平面路による運送とした場合に適用する料金率を差し引いたもの（1に定める基本料金率の最高限度を超えるものであつてはならない）及

3  
開袋検査航空小包の航空運送について仲介郵政厅に支払う運送料は、原則として1に定めるところに準じて計算する。この場合において、使用する重量の単位は、各名あて国につき二分の一キログラムとし、当該小包の名あて国の領域が二以上の寄港地を有する線路によって連絡されているときは、運送料は、各寄港地において取り卸す開袋検査航空小包の重量に従つて決定される加重平均料金率を基礎として計算する。支払われる運送料は、小包一個ごとに計算するものとし、各小包の重量の単位は、二分の一キログラムとし、二分の一キログラムに満たない数は、切り上げる。

第五十二条 航空運送料の基本料金率及び計算  
航空運送に関する勘定の郵政庁間の決済について適用する基本料金率は、総重量一キログラム距離一キロメートルごとに最高限千分の一〇・五六八SDRとする。キログラムの端数については、基本料金率を比例的に適用する。  
航空小包閉袋の航空運送料は、1に定める基本料金率、条約の施行規則第二百二十五条1(b)の航空郵便距離表に掲げるキロメートルによる距離及び当該閉袋の総重量により計算する。

び内国航空線網において国際業務の航空小包に利用される運送路の加重平均距離を基礎として計算する単一料金として定める。当該加重平均距離は、名あてに到着するすべての航空小包用袋（名あて国内で航空路によって輸送されない航空小包を含む。）の総重量に従って国際事務局が計算する。

6 第四十七条の規定は、4の費用の償還を請求する権利を行使する場合においても適用があるものとする。

7 二以上の異なる航空業務によって引き続き運送される航空小包の同一空港における積換えは、無報酬で行う。

8 次の運送については、越境の陸路割当料金を課さない。

(a) 同一都市の二つの空港の間における航空用袋の積換運送

(b) 航空用袋の運送のためのいずれかの都市の空港と当該都市にある倉庫との間における当該航空用袋の往路及び復路の運送

第五十三条 亡失し又は損傷した航空小包が航空機の事故その他の航空運送企業が責任を負うこととなる事由によって亡失し又は損傷した場合には、差出郵政庁は、利用していた航空便の行程のいづれの部分についても、当該航空小包の航空運送料の支払を免除される。

第二章 割当料金の割当て

第五十四条 一般原則

1 割当料金は、原則として小包一個ことに関係郵政庁に割り当てる。

2 もつとも、差出郵政庁は、用袋運送の場合には、重量級ごとに一括して割当料金を割り当てるにつき、名あて郵政庁と取決めを行うことができる。

3 差出郵政庁は、また、用袋運送の場合には、

陸路及び海路の割当料金に基づき小包の個数又は用袋のキログラムによる総重量に従って計算する金額を名あて郵政庁及び場合により仲介郵政庁に割り当てるに付ける。

第五十五条 業務用袋及び捕虜・被抑留文民用袋

業務用袋及び捕虜・被抑留文民用袋については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。

第五編 雜則

第五十六条 条約の適用

条約の規定は、この約定に明文の定めのない事項について適用し、又は準用する。

第五十七条 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案の承認の条件

1 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国であつて出席しつつ投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国であつて大会議に代表を派出しているものの半数以上が出席していなければならぬ。

2 この約定の施行規則に関する議案であつて、大会議が執行理事会にその決定を付託したもの及び大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である執行理事会の理事国の中半数による議決で承認されなければならない。

(a) 規定の追加又はこの約定及びこの約定の最

終議定書の諸条の規定の実質的な改正に関する議案については、投票の総数

(b) 次の議案については、投票の過半数

一 この約定及びこの約定の最終議定書の規定の解釈に関する議案

二 一に規定する文書の規定の編集上の改正に関する議案

第五十八条 この約定の締約国でない国から発出し又はこれらの国にあてた小包

千九百八十九年十二月十四日にワシントンで作成した。

小包郵便物に関する約定の最終議定書

下名の全権委員は、本日付で作成された小包便物に関する約定に署名するに当たり、次のとおり協定した。

第一条 到着の例外的陸路割当料金

規定にかかわらず、発送の陸路割当料金を三十ペーセントを超えて上回る到着の陸路割当料金を定める権利を留保する。

アルゼンチン、アンゴラ、バハマ、ベナン、ブラジル、ブルネイ・ダルサラーム、ブルガリア人民共和国、コンゴー人民共和国、エル・サルバドル、エティオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギリシャ、イラク、イスラエル、ジョルダン、ケニア、レバノン、マレーシア、モンゴル人民共和国、ネパール、ウガンダ、パキスタン、パプア・ニューギニア、ドイツ民主共和国、シエラ・レオーネ、シンガポール、ソマリア、スリランカ、シリア・アラブ共和国、チニョコスロヴァキア、ヴェネズエラ、ヴィエトナム、イエメン・アラブ共和国、イエメン民主人民共和国、ザンビア、ジンバブエ

エジプト・アラブ共和国の郵政庁は、約定第

四十七条の規定にかかわらず、同条に定める割当料金に加えて、小包一個ごとに六・五三SDRの到着の例外的陸路割当料金を課する権利を留保する。

第二条 越境の例外的陸路割当料金

次の表に掲げる郵政庁は、暫定的に、次の表に規定する越境の例外的陸路割当料金を課することができます。この割当料金は、約定第四十八条规定の表の越境の陸路割当料金に加算する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの約定の本書一通に署名した。大会議開催国の政府は、その副本一通を各締約国に送付する。

平成二年十一月十八日 参議院会議録第四号(その二) 小包郵便物に関する約定

## 官報(号外)

平成二年十二月十八日

参議院会議録第四号(その一) 小包郵便物に関する約定

番号	課する郵政厅
30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	アフガニスタン アメリカ合衆国 アルゼンティン オーストラリア バハマ ベルギー ベラーニ バルバドス ベルギー ボツワナ ボリビア ボリビア ブルネイ・ダルサラーム 中央アフリカ チリ 中華人民共和国 コントラ共和国 象牙海岸共和国 ドミニカ エジプト エル・サルバドル アラブ首長国連邦 フランス ガンビア グレート・ブリテン及び北部ア
一・五四	までグーラキム
一・九六	までグーラキム
二・四三	までグーラキム
二・五五	までグーラキム
二・四四	までグーラキム
二・五七	までグーラキム
五・八六	までグーラキム
一・八〇	イラン・イスラム共和国
一・七九	イラク
一・七八	ジャマイカ
一・七七	ケニア
一・七六	マダガスカル
一・七五	マレイシア
一・七四	マラウイ
一・七三	マルタ
一・七二	モーリシャス
一・七一	ミャンマー
一・七〇	オマーン
一・六九	ペル
一・六八	パキスタン
一・六七	パナマ共和国
一・六六	パプア・ニューギニア
一・六五	カタル
一・六四	ペルー
一・六三	ルーマニア社会主義共和国
一・六二	朝鮮民主主義人民共和国
一・六一	セント・クリストファー・ネイ
一・六〇	セント・ルシア
一・五九	セイシェル
一・五八	セント・ヴィース
一・五七	ソロモン諸島
一・五六	ナディイーン諸島
一・五五	シンガポール
一・五四	スリランカ

63 62 61 60 59 58	57 56	55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31	イルランド連合王国及びその海 外領土
一・八〇	一・七九	一・七八	グレナダ ガイアナ インド ガーナ イラン・イスラム共和国
一・七九	一・七八	一・七七	一・七六
一・七八	一・七七	一・七六	一・七五
一・七七	一・七六	一・七五	一・七四
一・七六	一・七五	一・七四	一・七三
一・七五	一・七四	一・七三	一・七二
一・七四	一・七三	一・七二	一・七一
一・七三	一・七二	一・七一	一・七〇
一・七二	一・七一	一・七〇	一・六九
一・七一	一・七〇	一・六九	一・六八
一・七〇	一・六九	一・六八	一・六七
一・六九	一・六八	一・六七	一・六六
一・六八	一・六七	一・六六	一・六五
一・六七	一・六六	一・六五	一・六四
一・六六	一・六五	一・六四	一・六三
一・六五	一・六四	一・六三	一・六二
一・六四	一・六三	一・六二	一・六一
一・六三	一・六二	一・六一	一・六〇
一・六二	一・六一	一・六〇	一・五九
一・六一	一・六〇	一・五九	一・五八
一・六〇	一・五九	一・五八	一・五七
一・五九	一・五八	一・五七	一・五六
一・五八	一・五七	一・五六	一・五五
一・五七	一・五六	一・五五	一・五四
一・五六	一・五五	一・五四	一・五三
一・五五	一・五四	一・五三	一・五二
一・五四	一・五三	一・五二	一・五一
一・五三	一・五二	一・五一	一・五〇
一・五二	一・五一	一・五〇	一・四九
一・五一	一・五〇	一・四九	一・四八
一・五〇	一・四九	一・四八	一・四七
一・四九	一・四八	一・四七	一・四六
一・四八	一・四七	一・四六	一・四五
一・四七	一・四六	一・四五	一・四四
一・四六	一・四五	一・四四	一・四三
一・四五	一・四四	一・四三	一・四二
一・四四	一・四三	一・四二	一・四一
一・四三	一・四二	一・四一	一・四〇
一・四二	一・四一	一・四〇	一・三九
一・四一	一・四〇	一・三九	一・三八
一・四〇	一・三九	一・三八	一・三七
一・三九	一・三八	一・三七	一・三六
一・三八	一・三七	一・三六	一・三五
一・三七	一・三六	一・三五	一・三四
一・三六	一・三五	一・三四	一・三三
一・三五	一・三四	一・三三	一・三二
一・三四	一・三三	一・三二	一・三一
一・三三	一・三二	一・三一	一・三〇
一・三二	一・三一	一・三〇	一・二九
一・三一	一・三〇	一・二九	一・二八
一・三〇	一・二九	一・二八	一・二七
一・二九	一・二八	一・二七	一・二六
一・二八	一・二七	一・二六	一・二五
一・二七	一・二六	一・二五	一・二四
一・二六	一・二五	一・二四	一・二三
一・二五	一・二四	一・二三	一・二二
一・二四	一・二三	一・二二	一・二一
一・二三	一・二二	一・二一	一・二〇
一・二二	一・二一	一・二〇	一・一九
一・二一	一・二〇	一・一九	一・一八
一・二〇	一・一九	一・一八	一・一七
一・一九	一・一八	一・一七	一・一六
一・一八	一・一七	一・一六	一・一五
一・一七	一・一六	一・一五	一・一四
一・一六	一・一五	一・一四	一・一三
一・一五	一・一四	一・一三	一・一二
一・一四	一・一三	一・一二	一・一一
一・一三	一・一二	一・一一	一・一一
一・一一	一・一一	一・一一	一・一〇
一・一〇	一・一一	一・一一	一・〇九
一・〇九	一・一一	一・一一	一・〇八
一・〇八	一・一一	一・一一	一・〇七
一・〇七	一・一一	一・一一	一・〇六
一・〇六	一・一一	一・一一	一・〇五
一・〇五	一・一一	一・一一	一・〇四
一・〇四	一・一一	一・一一	一・〇三
一・〇三	一・一一	一・一一	一・〇二
一・〇二	一・一一	一・一一	一・〇一
一・〇一	一・一一	一・一一	一・〇〇

官報(号外)

	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64
ソヴィエト社会主義共和国連邦	○・五	○・九	○・九	○・九	一・四	一・三							
同連邦のヨーロッパ地域経由	○・八	一・三											
同連邦のアジア地域経由	一・六												
同連邦のヨーロッパ地域及び	二・六	一・九											
アジア地域経由	一・九												
ヴェネズエラ	一・九												
イエメン民主人民共和国	一・三												
ユーゴースラヴィア	一・三												
ザイール	一・三												
ザンビア	一・三												
ジンバブエ	一・三												
カ、日本国、ケニア、キリバス、マレーシア、マダガスカル、マルタ、モーリシャス、ナイジリア、ノールウェー、オマーン、ウガンダ、パキスタン、パプア・ニューギニア、オランダ、ポルトガル、カタル、セント・クリストファー・ネイヴィース、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、セychelle、シエラ・レオーネ、シンガポール、スウェーデン、タンザニア連合共和国、タイ、トリニダード・トバゴ、トゥヴァル、ヴァヌアツ、イエメン民主人民共和国及びザンビアは、約定第四十九条及び第五十条の規定による海路割当料金をその五十パーセントを限度として引き上げる権利を留保する。	一・九												
ドイツ連邦共和国、アメリカ合衆国、アルゼンティン、オーストラリア、パハマ、バハレーン、パングラデシ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ブラジル、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、サイプラス、コモロ、コンゴー人民共和国、ジブティ、ドミニカ、アラブ首長国連邦、スペイン、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、グレート・ブリテン及び北アイラン連合王国、連合王国の海外領土、ギリシャ、グレナダ、ガイアナ、インド、イタリア、ジャマイカ	一・九												
約定第四十八条 <sup>2</sup> 後段の規定は、白ロシア、ブルガリア人民共和国、キニーバ、モンゴル人民共和国、ポーランド人民共和国、チエコスロバキア、ウクライナ及びソヴィエト社会主義共和国連邦については、これらの国が請求する場合に限り、適用する。	一・九												
第三条 繼越小包の運送路の加重平均距離	一・九												

平均海路割当料金を定めることができる。

#### 第六条 追加割当料金

1 コルシカ、フランスの海外県及び海外領土、マイヨット並びにサン・ピエール・エ・ミクロ

ンにあてた小包であって平面路又は航空路に

よって送達されるものに対しては、フランスの

到着の陸路割当料金に等しい額を最高限度とす

る到着の陸路割当料金を課する。これらの小包

がフランス本土を経由して送達される場合に

は、更に次の追加の割当料金及び運送料を課す

る。

#### (a) 平面路小包

1 フランスの継越しの陸路割当料金

2 フランス本土とコルシカ、海外県、海外領土、マイヨット又はサン・ピエール・エ・ミクロンとの間の航空郵便距離に対応する航空運送料

#### (b) 航空小包

1 開袋継越小包につき、フランスの継越しの陸路割当料金

2 フランス本土とコルシカ、海外県、海外領土、マイヨット又はサン・ピエール・エ・ミクロンとの間の航空郵便距離に対応する航空運送料

#### 重 量 級

1 キログラムまで

2 一キログラムを超えて三キログラムまで

3 三キログラムを超えて五キログラムまで

4 五キログラムを超えて一〇キログラムまで

5 一〇キログラムを超えて一五キログラムまで

6 一五キログラムを超えて二〇キログラムまで

7 二〇キログラムを超えて二五キログラムまで

8 二五キログラムを超えて三〇キログラムまで

9 三〇キログラムを超えて三五キログラムまで

10 三五キログラムを超えて四〇キログラムまで

11 四〇キログラムを超えて四五キログラムまで

12 四五キログラムを超えて五四キログラムまで

13 五四キログラムを超えて五五キログラムまで

14 五五キログラムを超えて六〇キログラムまで

15 六〇キログラムを超えて六五キログラムまで

16 六五キログラムを超えて七〇キログラムまで

17 七〇キログラムを超えて七五キログラムまで

18 七五キログラムを超えて八〇キログラムまで

19 八〇キログラムを超えて八五キログラムまで

20 八五キログラムを超えて九〇キログラムまで

21 九〇キログラムを超えて九五キログラムまで

22 九五キログラムを超えて一〇〇キログラムまで

23

24 一キログラムまで

25 一キログラムを超えて二キログラムまで

26 二キログラムを超えて三キログラムまで

27 三キログラムを超えて四キログラムまで

28 四キログラムを超えて五キログラムまで

29 五キログラムを超えて六キログラムまで

30 六キログラムを超えて七キログラムまで

31

32 一キログラムまで

33 一キログラムを超えて二キログラムまで

34 二キログラムを超えて三キログラムまで

35 三キログラムを超えて四キログラムまで

36 四キログラムを超えて五キログラムまで

37 五キログラムを超えて六キログラムまで

38 六キログラムを超えて七キログラムまで

39 七キログラムを超えて八キログラムまで

40

41 一キログラムまで

42 一キログラムを超えて二キログラムまで

43 二キログラムを超えて三キログラムまで

44 三キログラムを超えて四キログラムまで

45 四キログラムを超えて五キログラムまで

46 五キログラムを超えて六キログラムまで

47

48 一キログラムまで

49 一キログラムを超えて二キログラムまで

50 二キログラムを超えて三キログラムまで

51 三キログラムを超えて四キログラムまで

52 四キログラムを超えて五キログラムまで

53 五キログラムを超えて六キログラムまで

54

55 一キログラムまで

56 一キログラムを超えて二キログラムまで

57 二キログラムを超えて三キログラムまで

58 三キログラムを超えて四キログラムまで

59 四キログラムを超えて五キログラムまで

60 五キログラムを超えて六キログラムまで

61

62 一キログラムまで

63 一キログラムを超えて二キログラムまで

64 二キログラムを超えて三キログラムまで

65 三キログラムを超えて四キログラムまで

66 四キログラムを超えて五キログラムまで

67 五キログラムを超えて六キログラムまで

68

69 一キログラムまで

70 一キログラムを超えて二キログラムまで

71 二キログラムを超えて三キログラムまで

72 三キログラムを超えて四キログラムまで

73 四キログラムを超えて五キログラムまで

74 五キログラムを超えて六キログラムまで

75

76 一キログラムまで

77 一キログラムを超えて二キログラムまで

78 二キログラムを超えて三キログラムまで

79 三キログラムを超えて四キログラムまで

80 四キログラムを超えて五キログラムまで

81 五キログラムを超えて六キログラムまで

82

83 一キログラムまで

84 一キログラムを超えて二キログラムまで

85 二キログラムを超えて三キログラムまで

86 三キログラムを超えて四キログラムまで

87 四キログラムを超えて五キログラムまで

88 五キログラムを超えて六キログラムまで

89

90 一キログラムまで

91 一キログラムを超えて二キログラムまで

92 二キログラムを超えて三キログラムまで

93 三キログラムを超えて四キログラムまで

94 四キログラムを超えて五キログラムまで

95 五キログラムを超えて六キログラムまで

96

97 一キログラムまで

98 一キログラムを超えて二キログラムまで

99 二キログラムを超えて三キログラムまで

100 三キログラムを超えて四キログラムまで

101 四キログラムを超えて五キログラムまで

102 五キログラムを超えて六キログラムまで

103

104 一キログラムまで

105 一キログラムを超えて二キログラムまで

106 二キログラムを超えて三キログラムまで

107 三キログラムを超えて四キログラムまで

108 四キログラムを超えて五キログラムまで

109 五キログラムを超えて六キログラムまで

110

111 一キログラムまで

112 一キログラムを超えて二キログラムまで

113 二キログラムを超えて三キログラムまで

114 三キログラムを超えて四キログラムまで

115 四キログラムを超えて五キログラムまで

116 五キログラムを超えて六キログラムまで

117

118 一キログラムまで

119 一キログラムを超えて二キログラムまで

120 二キログラムを超えて三キログラムまで

121 三キログラムを超えて四キログラムまで

122 四キログラムを超えて五キログラムまで

123 五キログラムを超えて六キログラムまで

124

125 一キログラムまで

126 一キログラムを超えて二キログラムまで

127 二キログラムを超えて三キログラムまで

128 三キログラムを超えて四キログラムまで

129 四キログラムを超えて五キログラムまで

130 五キログラムを超えて六キログラムまで

131

132 一キログラムまで

133 一キログラムを超えて二キログラムまで

134 二キログラムを超えて三キログラムまで

135 三キログラムを超えて四キログラムまで

136 四キログラムを超えて五キログラムまで

137 五キログラムを超えて六キログラムまで

138

139 一キログラムまで

140 一キログラムを超えて二キログラムまで

141 二キログラムを超えて三キログラムまで

142 三キログラムを超えて四キログラムまで

143 四キログラムを超えて五キログラムまで

144 五キログラムを超えて六キログラムまで

145

146 一キログラムまで

147 一キログラムを超えて二キログラムまで

148 二キログラムを超えて三キログラムまで

149 三キログラムを超えて四キログラムまで

150 四キログラムを超えて五キログラムまで

151 五キログラムを超えて六キログラムまで

152

153 一キログラムまで

154 一キログラムを超えて二キログラムまで

155 二キログラムを超えて三キログラムまで

156 三キログラムを超えて四キログラムまで

157 四キログラムを超えて五キログラムまで

158 五キログラムを超えて六キログラムまで

159

160 一キログラムまで

161 一キログラムを超えて二キログラムまで

## (a) 平面路小包

一 ポルトガルの継越しの陸路割当料金

二 ポルトガル本土と当該各自治地域との間の距離段階に対応するポルトガルの海路割当料金

## (b) 航空小包

一 ポルトガルの継越しの陸路割当料金

二 ポルトガル本土と当該各自治地域との間の航空郵便距離に対応する航空運送料

スペイン本土を経由してグラン・カナリア県及びテネリフェ県にあって送達される小包に対しては、所要の到着の陸路割当料金のほかに、次の追加割当料金を課す。

## (a) 平面路小包

一千海里を超えて二千海里までの距離段階に對応するスペインの海路割当料金

スペイン本土と当該各県との間の航空郵便距離に對応する航空運送料

## (b) 航空小包

スペイン本土と当該各県との間の航空郵便距離に對応する航空運送料

## 第七条 特別料金率

1 スペイン本土と当該各県との間の航空郵便距離に對応する航空運送料

2 ベルギー、フランス及びノールウェーの郵政厅は、航空小包に對し、平面路小包に対する陸路割当料金よりも高い額の陸路割当料金を課す

3 パナマ共和国の郵政厅は、航空路によって継越運送される平面路小包(SAL)に対しては、重量一キログラムごとに〇・一〇SDRを課す

第八条 追加料金

郵政厅は、自国に適用する最高限度額を超える追加料金を適用する場合に、例外的に、約定第十一条から第十三条まで及び第十五条に定める最高限度額を超える追加料金を適用する。

ことができる。もともと、差出人への返送(約定第三十条3(b))又は転送(約定第三十二条6(c))の場合には、徵收される料金の額は、約定に定める額を超えてはならない。この条の規定の適用を希望する郵政厅は、できる限り速やかにその旨を国際事務局に通報する。

第九条 誤って引き受けられた小包の取扱い

白ロシア、ブルガリア人民共和国、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、ウクライナ及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、税關当局から得る情報の範囲内でない限り、また、自国の法令に基づかない限り、小包又はその内容品の一部の差押えの理由に関する情報を提供しない権利を留保する。

第十条 取戻し及びあて名の変更又は訂正

コスタ・リカ、エル・サルバドル、エクアドル、パナマ共和国及びヴェネズエラは、受取人が通関を請求した後に小包を返送することは自国の税關規則に抵触するため、約定第三十八条の規定にかかるわらず、その返送をしないことを認められる。

第十二条 責任の原則に対する例外

1 アメリカ合衆国、アンゴラ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ボツワナ、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、ドミニカ共和国、ドミニカ、エル・サルバドル、フィジー、ガンビア、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の海外領土であつてその法令が約定第四十条の規定に合致しないもの、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、キリバス、レソト、マラウイ、マルタ、モーリシャス、ナウル、ナイジエリア、ウガンダ、パプア・ニューギニア、セント・クリストファー・ネイヴィー、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、ソロモン諸島、セychelle、シエラ・レオネ、スワジラン、トリニティ・トバゴ、サンビア及びジンバブエ

第十三条 損害賠償

1 カナダの郵政厅は、自己の規則が約定第二十条(b)の規定に抵触するため、同条(b)に規定する貴重品を包有する保険付小包を受領しないことを認められる。

第十四条 賠償金の支払

1 アメリカ合衆国、アンゴラ、ギニア、レバノン及びモーリタニア、イスラム共和国の郵政厅は、約定第四十四条の規定に關し、調査請求を受けた事項を三箇月以内に最終的に解決することについては、遵守の義務を負わないものとし、また、三箇月の期間を経過した後にこれらの郵政厅に代わって他のいづれかの郵政厅が権利者に對して賠償を行うことを認めない。

第十五条 郵政厅の免責

1 ネパールの郵政厅は、約定第四十一条1(b)の規定を適用しないことを認められる。

## 第十六条 受取通知

カナダの郵政厅は、その内国制度において小包に対する受取通知の業務を行っていないため、約定第二十八条の規定を適用しないことを認められる。

第十七条 証拠として、下名の全権委員は、これらは、自國の業務において亡失又はその内容品が盗取され若しくは損傷した保険付きとされない小包については、同条の規定にかかるわらず、損害に係る賠償金を支払わない権能を有する。

2 アメリカ合衆国は、約定第四十条8の規定にかかるわらず、保険付小包を受取人に配達した後においても、当該小包に對する差出人の損害賠償の権利を存続させることを認められる。もつとも、差出人がその権利を受取人のために放棄する場合は、この限りでない。

3 ブラジルの郵政厅は、損傷の場合の責任(約定第四十一条及び第四十三条に規定する責任を含む)については、約定第四十条の規定を適用

しないことを認められる。

4 アメリカ合衆国は、仲介郵政厅となる場合において、開袋又は閉袋により運送される保険付小包の亡失、盜取又は損傷が生じたときは、他の郵政厅に對して損害に係る賠償金を支払わないことを認められる。

## 第十二条 責任の原則に対する例外

ボリビア、イラク共和国、スードン共和国、イエメン民主人民共和国及びザイール共和国は、

おいて、開袋又は閉袋により運送される保険付小包の亡失、盜取又は損傷が生じたときは、他の郵政厅に對して損害に係る賠償金を支払わないことを認められる。

## 第十三条 損害賠償

1 アメリカ合衆国、アンゴラ、ギニア、レバノン及びモーリタニア、イスラム共和国の郵政厅は、約定第四十四条の規定に關し、調査請求を受けた事項を三箇月以内に最終的に解決することについては、遵守の義務を負わないものとし、また、三箇月の期間を経過した後にこれらの郵政厅に代わって他のいづれかの郵政厅が権利者に對して賠償を行うことを認めない。

第十四条 賠償金の支払

1 アメリカ合衆国、アンゴラ、ギニア、レバノン及びモーリタニア、イスラム共和国の郵政厅は、約定第四十四条の規定に關し、調査請求を受けた事項を三箇月以内に最終的に解決することについては、遵守の義務を負わないものとし、また、三箇月の期間を経過した後にこれらの郵政厅に代わって他のいづれかの郵政厅が権利者に對して賠償を行うことを認めない。

## 第十五条 郵政厅の免責

1 ネパールの郵政厅は、約定第四十一条1(b)の規定を適用しないことを認められる。

## 第十六条 受取通知

カナダの郵政厅は、その内国制度において小包に対する受取通知の業務を行っていないため、約定第二十八条の規定を適用しないことを認められる。

第十七条 証拠として、下名の全権委員は、これらは、自國の業務において亡失又はその内容品が盗取され若しくは損傷した保険付きとされない小包については、同条の規定にかかるわらず、損害に係る賠償金を支払わない権能を有する。

2 アメリカ合衆国は、約定第四十条8の規定にかかるわらず、保険付小包を受取人に配達した後においても、当該小包に對する差出人の損害賠償の権利を存続させることを認められる。もつとも、差出人がその権利を受取人のために放棄する場合は、この限りでない。

3 ブラジルの郵政厅は、損傷の場合の責任(約定第四十一条及び第四十三条に規定する責任を含む)については、約定第四十条の規定を適用

万国郵便連合加盟国(政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウイーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二条4の規定にかかる



取扱範囲内で、差出人又は受取人の請求に応じ郵便又は電信によって転送することができる。この場合には、条約第三十九条1、6及び7の規定を準用する。	
2 転送の場合における留め置き料及び速達の補充料金は、条約第三十九条10の規定に従つて徵収を免除する。	
3 払込為替を名めて國以外の國に転送することは、認めない。	
4 第八条 調査請求	
条約第四十七条の規定は、調査請求について準用する。	
第九条 責任	
1 原則	
郵政庁は、為替金が正規に払い渡される時まで、払い込まれた金額について責任を負う。	
2 例外	
(a) 為替の送達及び為替金の払渡しにおける遅延の場合	
(b) 不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が為替金の払渡しについて調査することができない場合。ただし、郵政庁の責任に関して別段の証拠があるときは、この限りでない。	
(c) この約定の施行規則第六百十二条に規定する時効期間が満了した場合	
(d) 為替金が正規に払い渡されていない旨の異議の申立てが条約第四十七条1に規定する期間の満了後に行われた場合	
3 責任の決定	
3.1 3.2 3.3 までの規定が適用される場合を除くほか、責任は、振出郵政庁が負う。	
3.2 払渡郵政庁が自己の規則により定める条件に従つて払い渡したことと立証することができない場合には、払渡郵政庁が責任を負う。	
3.3 次の場合には、誤りの生じた國の郵政庁が責任を負う。	
4 第九条 調査請求	
4.1 為替金債務の弁済及び求償	
請求人に為替金債務を弁済する義務は、受取人に為替金を払い渡す場合には払渡郵政庁が負い、差出人に為替金を払い戻す場合には振出郵政庁が負う。	
4.2 弁済される金額は、理由のいかんを問わ	
4.3 次の場合には、振出郵政庁と払渡郵政庁とが平等に責任を負う。	
(a) 誤りが双方の郵政庁の責めに帰せられる場合及び誤りがいずれの国において生じたかを確定することができない場合	
(b) 電信による送達の誤りが中継国において生じた場合	
(c) 電信による送達の誤りがいずれの国において生じたかを確定することができない場合	
4.4 最後に為替金債務を負担した郵政庁は、その負担した額を限度として、差出人、受取人又は第三者に対し求償権を有する。	
5 弁済期限	
5.1 請求人に対する為替金債務の弁済は、できる限り速やかに、遅くとも請求の日の翌日から起算して六箇月以内に行う。	
5.2 1.に規定する期間が責任を負う郵政庁は、事案の積極的な調査にもかかわらず1.に規定する期間を決定するために十分でなかつた場合には、例外的に、当該期間を超えて弁済を延期することができる。	
5.3 請求を受けた郵政庁は、責任郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過する時までに当該請求について最終的に解決しなかつた場合には、責任郵政庁に代わつて請求人に為替金債務を弁済することができる。	
6 第十条 払渡郵政庁に対する払渡手数料	
6.1 郵政庁は、請求人に対する為替金債務の弁済が自己に代わつて行われた場合には、弁済を行つた郵政庁に対し、弁済が行われた国を決定することができないときは、改変がこの約定に基づく為替業務に参加していない中継国において行われ、かつ、被害額を回収することができないときは、損害は、振出郵政庁と払渡郵政庁とが平等に分担する。	
6.2 1.の償還は、次のいずれかの方法により、貸方郵政庁に費用を負担させることなく行う。	
(a) 条約の施行規則第百三条6に規定するいづれかの支払方法	
(b) 合意がある場合には、為替計算書においては、払渡手数料を支払わない。	

ず、払い込まれた金額を超えることができない。

4.3 請求人に為替金債務を弁済した郵政庁は、正規でない払渡しについて責任を負う郵政庁に対し求償権を有する。

4.4 最後に為替金債務を負担した郵政庁は、その負担した額を限度として、差出人、受取人又は第三者に対し求償権を有する。

6.1 請求に対する回答がない場合には、貸方郵政庁の職権により行う。

6.2 1.に規定する四箇月の期間が満了した後は、貸方郵政庁に償還される金額は、当該期間の満了の日から年六パーセントの割合で利息を生ずる。

6.3 振出郵政庁は、払渡郵政庁に対し、月次計算書に集記された払渡済みの通常為替のそれぞれにつき、当該払渡済みの通常為替の金額の当該月の平均額に従つて次に定める率の払渡手数料を支払う。

1 平均額六五・三四 SDR	○・六五 SDR
2 平均額一三〇・六八 SDR	○・八一 SDR
3 平均額一三〇・六八 SDR	○・六五 SDR
4 R を超え一九六・〇一 SDR	Rまで
5 平均額一九六・〇一 SDR	○・九八 SDR
6 R を超え二六一・三五 SDR	Rまで
7 平均額二六一・三五 SDR	一・二一 SDR
8 R を超え三二六・六九 SDR	Rまで
9 平均額三二六・六九 SDR	一・四七 SDR
10 R を超えるとき	一・七三 SDR

2 もつとも、関係郵政庁は、振出しの際に徴収する料金が入一七SDRを超える場合には、払渡郵政庁の請求により、1の規定による払渡手数料よりも高い額の払渡手数料を取り決めることができる。

3 払込為替及び無料で振り出された為替については、払渡手数料を支払わない。

官報 (号外)

4 目録によつて交換される為替については、1 の規定による払渡手数料のほかに、〇・一六 S DRの追加払渡手数料を払渡郵政庁に支払う。	2 の規定は、目録によつて交換される為替についても適用する。
5 振出郵政庁は、払渡済みの本人払の為替一口につき、〇・一三 SDRの追加払渡手数料を払渡郵政庁に支払う。	
1 第十一条 計算書の作成	1 払渡郵政庁は、振出郵政庁ごとに、通常為替証書については払い渡した金額の月次計算書であつてこの約定の施行規則に附屬する様式MP5に適合するものを作成し、目録によつて交換される為替については毎月ごとに受領した為替目録の金額の月次計算書であつてこの約定の施行規則に附屬する様式MP15に適合するものを作成する。月次計算書は、差引計算における残高を決定するための総計算書に定期的に取りまとめる。
2 この約定の施行規則第五百三条に規定する複合交換方式による為替については、払渡郵政庁は、自國の払渡局に振出郵政庁から直接送付される場合には払い渡した金額の月次計算書を、自國の交換局に振出郵政庁の郵便局から送付される場合には各月ごとに受領した為替の金額の月次計算書を作成する。	2 この約定の施行規則第五百三条に規定する複合交換方式による為替については、払渡郵政庁は、自國の払渡局に振出郵政庁から直接送付される場合には払い渡した金額の月次計算書を、自國の交換局に振出郵政庁の郵便局から送付される場合には各月ごとに受領した為替の金額の月次計算書を作成する。
3 為替金の払渡しが異なる二以上の通貨で行われた場合には、総計算書の対象となる期間における借方郵政庁の属する国との公定為替相場の平均値を基礎として、少額の貨高を多額の貨高の通貨に換算する。当該平均値は、いづれも少数第四位まで計算する。	3 為替金の払渡しが異なる二以上の通貨で行われた場合には、総計算書の対象となる期間における借方郵政庁の属する国との公定為替相場の平均値を基礎として、少額の貨高を多額の貨高の通貨に換算する。当該平均値は、いづれも少数第四位まで計算する。
4 勘定の決済は、相殺によることなく月次計算書に基づいても行うことができる。	4 勘定の決済は、相殺によることなく月次計算書に基づいても行うことができる。
1 第十二条 勘定の決済	1 総計算書の残高又は月次計算書の金額の支払は、特別の合意がない限り、貸方郵政庁が為替金の払渡しに使用する通貨で行う。
2 郵政庁は、相手国の郵政庁に、債務額を控除するための資金を保有することができる。	2 郵政庁は、相手国の郵政庁に、債務額を控除するための資金を保有することができる。
3 郵政庁は、この約定の施行規則に定める限度額を超える債権を他の郵政庁に対して有する場合には、内払金の払込みを請求する権利を有する。	3 郵政庁は、この約定の施行規則に定める限度額を超える債権を他の郵政庁に対して有する場合には、内払金の払込みを請求する権利を有する。
4 決済される金額は、この約定の施行規則に定める期間内に弁済されない場合には、当該期間の満了の日から弁済の日まで年六パーセントの割合で利子を生ずる。	4 決済される金額は、この約定の施行規則に定める期間内に弁済されない場合には、当該期間の満了の日から弁済の日まで年六パーセントの割合で利子を生ずる。
5 この約定は、千九百九十年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。	5 この約定は、千九百九十年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。
6 この約定は、投票の過半数	6 この約定は、投票の三分の二以上
7 この約定の規定の解釈に関する議案については、投票の三分の二以上	7 この約定の規定の解釈に関する議案については、投票の三分の二以上
8 第二条 郵便小切手業務において提供される業務の種類	8 第二条 郵便小切手業務において提供される業務の種類
9 れるためには、次の数の賛成票を得なければならぬ。	9 れるためには、次の数の賛成票を得なければならない。
10 (a) 規定の追加に関する議案については、投票の総数	10 (a) 規定の追加に関する議案については、投票の総数
11 (b) この約定の規定の改正に関する議案については、投票の三分の二以上	11 (b) この約定の規定の改正に関する議案については、投票の三分の二以上
12 (c) この約定の規定の解釈に関する議案については、投票の三分の二以上	12 (c) この約定の規定の解釈に関する議案については、投票の三分の二以上
13 第十三条 最終規定	13 第十三条 最終規定
14 1 条約の規定は、この約定に明文の定めのない事項について適用し、又は準用する。	14 1 条約の規定は、この約定に明文の定めのない事項について適用し、又は準用する。
15 2 憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。	15 2 憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。
16 3 この約定に関する議案の承認の条件	16 3 この約定及びこの約定の施行規則に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国であつて出席しかつ投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国であつて大会議に代表を出しているものの半数以上が出席していなければならぬ。
17 4 第一章 序則	17 4 第一章 序則
18 1 この約定的目的	18 1 この約定は、郵便小切手業務において郵便振替口座の利用者に提供される業務であつて、締約国が相互間で実施することを合意するものと規定する。
19 2 この約定の施行規則に関する議案であつて、大会議が執行理事会にその決定を付託したもの及び大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である執行理事会の理事国との過半数による議決で承認されなければならない。	19 2 この約定の施行規則に関する議案であつて、大会議が執行理事会にその決定を付託したもの及び大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である執行理事会の理事国との過半数による議決で承認されなければならない。
20 3 3.1 郵便振替口座の加入者は、自己の口座から払い出した金額につき、受取人への現金による払渡しを請求する。	20 3.1 郵便振替口座の加入者は、自己の口座から払い出した金額につき、受取人への現金による払渡しを請求する。
21 3.2 通常払込みは、郵便によって送達する。	21 3.2 通常払込みは、郵便によって送達する。
22 3.3 電信払込みは、電気通信によつて送達する。	22 3.3 電信払込みは、電気通信によつて送達する。
23 4.1 郵便保証小切手	23 4.1 郵便保証小切手は、郵便振替口座の加入者に交付される国際的な証書であつて、郵便保証小切手の業務に参加する国郵便局において一覽払を受けることができるものである。

4.2 郵便保証小切手は、関係郵政庁の間の取決めにより、第三者への支払に充てることもできる。		5 その他の業務			
郵政庁は、二国間又は多数国間で、その他の業務を実施することを合意することができる。		業務の条件は、関係郵政庁の間で定める。			
第二章 振替 第三条 振替請求の受理及び処理の条件		振替の金額は、特別の合意がない限り、振てて国の通貨をもって表示する。			
2 払出郵政庁は、振てて国の通貨に対する自國の通貨の換算割合を定める。		3 払出郵政庁は、払出人から徵收する料金を定め、その全額を取得する。			
4 振てて郵政庁は、口座への振替金の受入登記について徵收する料金を定める権能を有する。		5 条約第十六条に定める条件を満たす郵便業務の事務用振替については、料金を免除する。			
6 通常振替の振替通知書は、振てて人に対し、その口座への振替金の受入登記の後、無料で交付する。振替通知書に通信文が含まれていないときは、振てて人にとつて払出人が明らかにないような記載を受払通知票に行うことにより、振替通知書に代えることができる。		7 國際電気通信規則に附屬する電信規則の規定は、電信振替について適用する。電信振替の払出入人は、3の料金のほかに、電気通信による送信について定められている料金(振てて人にあてた通信文の料金を含む)を納付する。振てて郵便小切手局は、各電信振替につき着通知書又は内国業務若しくは国際業務の振替通知書を作成し、無料で振てて人に送付する。電信振替に通信文が含まれていないときは、振てて人にとつて払出人が明らかになるような記載を受払通知票に行うことにより、到着通知書又は振替通知書に代えることができる。			
3.3 請求人に振替金債務を弁済する義務は、請求を受けた郵政庁が負う。		3.1 請求人に振替金債務を弁済する義務は、請求を受けた郵政庁が負う。			
3.2 払出人に弁済される金額は、理由のいかんを問わず、払出人の口座に払出登記をした金額を超えることができない。		3.2 払出人に弁済される金額は、理由のいかんを問わず、払出人の口座に払出登記をした金額を超えることができない。			
3.3 請求人に振替金債務を弁済した郵政庁は、責任郵政庁に対し求償権を有する。		3.3 請求人に振替金債務を弁済した郵政庁は、責任郵政庁に対し求償権を有する。			
1 第四条 責任					
1.1 郵政庁は、振替が正規に処理される時まで、払出人の口座に払出登記をした金額について責任を負う。					
1.2 郵政庁は、通常振替の目録及び電信振替に關し自己の業務において生じた誤記について責任を負う。この責任には、換算の誤り及び送達の誤りについての責任を含む。					
1.3 郵政庁は、振替の送達及び処理において生ずる遅延については、責任を負わない。					
1.4 郵政庁は、内国業務の要求するところに適合する一層広い範囲の責任に関する条件を適用することについて、相互間で取決めを行うことができる。					
1.5 郵政庁は、次の場合には、責任を免れる。(a) 不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が振替の処理について調査することができない場合。ただし、郵政庁の責任に關して別段の証拠があるときは、この限りでない。					
(b) 払出人が条約第四十七条に規定する期間内に調査請求を行わなかった場合					
2 責任の決定					
2.1 郵便為替に関する約定第九条2から5までの規定が準用される場合を除くほか、責任は、誤りの生じた国の郵政庁が負う。					
3 振替金債務の弁済及び求償					
3.1 請求人に振替金債務を弁済する義務は、請求を受けた郵政庁が負う。					
3.2 払出人に弁済される金額は、理由のいかんを問わず、払出人の口座に払出登記をした金額を超えることができない。					
3.3 請求人に振替金債務を弁済した郵政庁は、責任郵政庁に対し求償権を有する。					
4.1 請求人に対する振替金債務の弁済は、業務上の責任が確定した後速やかに、遅くとも請求日の翌日から起算して六箇月以内に行う。					
4.2 請求を受けた郵政庁は、責任があると推定される郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過する時までに請求について最終的に解決しなかった場合には、責任があると推定される郵政庁に代わって請求人に振替金債務を弁済することができる。					
4.3 受領証は、払込金の払込みの際に無料で払込人に交付する。					
4.4 最後に振替金債務を負担した郵政庁は、その負担した額を限度として、当該振替金債務に係る誤りによって利益を受けた者に対し求償権を有する。					
4.5 弁済期限					
4.6 請求を受けた郵政庁は、責任があると推定される郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過する時までに請求について最終的に解決しなかった場合には、責任があると推定される郵政庁に代わって請求人に振替金債務を弁済することができる。					
4.7 請求を受けた郵政庁は、責任があると推定される郵政庁が正規に照会を受けた後五箇月を経過する時までに請求について最終的に解決しなかった場合には、責任があると推定される郵政庁に代わって請求人に振替金債務を弁済することができる。					
4.8 第四章 振替による払渡し					
4.9 第六条 振替による払渡しの方式					
4.10 1 口座に払出登記をした金額の払渡しは、通常為替によつて行うことができる。					
4.11 2 郵便為替に関する約定の規定は、口座に払出登記をした金額につき振り出される通常為替について準用する。					
4.12 第五章 払出小切手による払渡し					
4.13 第七条 払出小切手の払出し					
4.14 1 口座に払出登記をした金額の払渡しは、払出小切手によつて行うことができる。					
4.15 2 第三条1及び2の規定は、払出小切手について準用する。					
4.16 3 振出郵政庁は、払出人から徵收する料金を定める。					
4.17 4 払出小切手は、郵政庁が電気通信を利用する場合に限り決める場合には、振出郵政庁の交換局と払渡郵政庁の交換局との間において電気通信により送達することができる。					
4.18 5 郵便為替に関する約定第三条及び同約定の施行規則第五百一条及び第五百二条の規定は、電信払出小切手について準用する。					
4.19 第八条 払出小切手の払渡し					
4.20 1 郵政庁は、払渡しに關し、自己の業務に最も適合した規則の適用について取決めを行う。郵政庁は、送付された払出小切手に代えて内国業務の用紙を使用することができる。					

官 報 (号 外)

- 3 振渡郵政厅は、通常受取人の住所において払い渡されている通常為替の金額を超える額の払出小切手については、受取人の住所において払い渡す義務を負わない。

3 郵便為替に関する約定第四条5及び第六条並びに同約定の施行規則第六百四条2から4まで及び第六百六条の規定は、払出小切手に係る有効期間、日付認証、払渡しの一般的手続、速達による交付及び受取人から徴収する料金並びに電信による払渡しに関する特例について準用する。ただし、内国業務の規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第九条 責任

1 郵政厅は、払出小切手が正規に払い渡された時まで、払出人の口座に払出登記をした金額について責任を負う。

2 郵政厅は、払出小切手目録及び電信払出小切手に關し自己の業務において生じた誤記について責任を負う。この責任には、換算の誤り及び送達の誤りについての責任を含む。

3 郵政厅は、払出小切手の送達及び払渡しにおいて生ずる遅延については、責任を負わない。

4 郵政厅は、内国業務の要求するところに適合する一層広い範囲の責任に関する条件を適用することについて、相互間で取決めを行うことができる。

5 郵便為替に関する約定第九条の規定は、払出小切手について準用する。

第十条 振出郵政厅に対する払渡手数料  
1 振出郵政厅は、払渡郵政厅に対し、各月中に送付された送り状に集記された払出小切手のそれぞれにつき、当該集記された払出小切手の金額の当該月の平均額に従つて次に定める率の払渡手数料を支払う。

平均額六五・三四SD  
Rまで  
○・五九SDR

1 口座に払出登記をした金額の払渡しは、磁気交換

(a) 計算書について払渡手数料として算出する特別引出権による払渡手数料の事は、条約の施行規則第百四条にいう特別引出権に対する払渡国の一通貨の平均値を基礎として、払出小切手の金額の平均額を特別引出権の額に換算して決定する。

(b) 2の均一の払渡手数料を特別引出権により定める場合には、その額の払渡国の通貨への換算は、(b)に定めるところにより行う。

(c) 第六章 その他の方式による払渡しの交換

第六章 第十一条 その他の方式による払渡しの交換

1 平均額六五・三四 SDR  
Rを超える三〇・六八 SDRまで

2 平均額一九六・〇一 SDRを超える一九六・〇一 SDRまで

3 平均額二六一・三五 SDRを超える三二六・六九 SDRまで

DRを超えるとき 一・五七 SDR

DRを超えるとき 一・三一 SDR

DRを超えるとき 一・〇八八 SDR

DRを超えるとき ○・七一 SDR

- テープその他の媒体であつて郵政局間で合意するものによつても行うことができる。

名あて郵政局は、1の媒体によつて送付された支払図を表示するため内国業務の用紙を使用することができる。交換の条件は、関係郵政局の間の特別の取決めにより定める。

第七章 郵便保証小切手

第十二条 郵便保証小切手の交付

1 郵政局は、口座の加入者に対し郵便保証小切手を交付することができる。

2 郵便保証小切手の交付を受けた口座の加入者に対しては、払渡しの際に提示する郵便保証小切手カードをも交付する。

3 各郵便保証小切手について保証される最高限度額は、その裏面又は補記に関係締約国との間で合意する通貨をもつて表示する。

4 振出郵政局は、払渡郵政局との間に特別の合意がない限り、払渡国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

5 振出郵政局は、郵便保証小切手の払出入人から料金を徴収することができる。

6 郵便保証小切手の有効期間は、必要があるときは、振出郵政局が定める。その有効期間は、郵便保証小切手にその効力の終了の日を記載して表示する。その表示がない場合には、郵便保証小切手は、無期限に効力を有する。証小切手によつて定める。

第十三条 払渡し

1 郵便保証小切手の金額は、郵便局の窓口において払渡国法定通貨で受取人に払い渡す。

2 一枚の郵便保証小切手によつて払い渡すことのできる最高限度額は、関係締約国との合意によつて定める。

第十四条 責任

三條4に定める期間の後に返送された郵便保証小切手であって変造又は偽造されたものを受け入れる義務を負わない。

第十五条 払渡郵政厅に対する払渡手数料

郵便保証小切手の業務への参加に同意する郵政厅は、合意により、払渡郵政厅に支払う払渡手数料の額を定める。

## 第八章 第八条 雜則

### 第十六条 雜則

1 外国に口座を開設するための申込み  
1.1 いすれかの者がその居住国との間で振替を交換している国に口座を開設するための申込みを行った場合には、居住国の郵政厅は、当該申込みの審査につき、口座を開設することとなる郵政厅に協力する。

1.2 郵政厅は、できる限り慎重かつ積極的に1.1の審査を行うことを約束する。もつとも、郵政厅は、審査のために責任を負うことはない。

1.3 口座の加入者の居住国の郵政厅は、当該口座を所管する郵政厅の請求に応じ、当該加入者の法律上の能力の変更に関する情報の審査についても、できる限り協力する。

### 第七章 郵便料金の免除

2.1 郵便小切手局から口座の加入者にあてた当該口座の受払通知票を入れた封筒は、連合加盟国において、無料で、最も速達の線路(航空路又は平面路)により送付し及び交付する。

2.2 1.の封筒は、連合加盟国において輸送される限り、いかなる場合にも、料金免除の利益を失わない。

## 第九章 最終規定

1 条約並びに郵便為替に関する約定及びその施行規則の規定は、この約定に明文の定めのない事項について適用し、又は準用する。

官報(号外)

平成二年十二月十八日 参議院議録第四号(その二) 郵便小切手業務に関する約定

八八

2 憲章第四条の規定は、この約定については、  
適用しない。

3.1 この約定及びこの約定の施行規則に関する  
議案であつて大会議に提出されたものは、実  
施されるためには、この約定の締約国である  
加盟国であつて出席しかつ投票するものの過  
半数による議決で承認されなければならな  
い。投票の際には、この約定の締約国である  
加盟国であつて大会議に代表を出しているも  
のの半数以上が出席していなければならな  
い。

3.2 この約定の施行規則に関する議案であつ  
て、大会議が執行理事会にその決定を付託し  
たもの及び大会議から大会議までの間に提出  
されたものは、実施されるためには、この約  
定の締約国である執行理事会の理事国の過半  
数による議決で承認されなければならない。

3.3 この約定に関する議案であつて大会議から  
大会議までの間に提出されたものは、実施さ  
れるためには、次の数の賛成票を得なければ  
ならない。

- (a) 規定の追加に関する議案については、投  
票の総数
  - (b) この約定の規定の改正に関する議案につ  
いては、投票の三分の二以上
  - (c) この約定の規定の解釈に関する議案につ  
いては、投票の過半数
- 4 この約定は、一千九百九十九年一月一日に効力  
を生じ、次回の大會議の文書の効力発生の時ま  
で効力を有する。

以上の証據として、締約国政府の全権委員は、  
国際事務局長に寄託されるこの約定の本書一通に  
署名した。大會議開催国の政府は、その謄本一通  
を各締約国に送付する。